

望ましい環境の保全と創造をめざして

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）

環境審議会答申への対応と
次年度の施策展開（平成30年度版）

平成29年度に実施した取り組みの評価と平成31年度の施策展開



平成31年3月

茅ヶ崎市

はじめに

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」は世界的な情勢や国の動向、本市の環境施策に関する動きの変化に対応するため、自然環境や生物多様性の保全、資源循環型社会や低炭素社会の構築を軸とした計画として平成23年3月に策定されました。計画の進行管理の仕組みとして、市では、前年度に実施した重点施策の取り組み状況を「進捗状況報告書」にて公表し、市民の皆様からの御意見をお伺いしたうえで、環境審議会への諮問を行い、答申として御意見をいただいております。本書は環境審議会の答申を踏まえて市が検討した31年度の環境施策の取り組み内容をお示しするものです。

よりよい環境を将来世代に引き継ぐには、多様な主体が協力して取り組むことが不可欠です。今後も皆様の御意見を伺いながら、環境施策の着実な推進に努めてまいります。また、現計画は32年度までを計画期間としており、31年度からは新たな計画の策定に向けた本格的な検討がスタートします。新計画の策定にあたりましては市民参加を進め、各主体の合意に基づく計画づくりを進めてまいりますので、一層の御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。

平成31年3月

茅ヶ崎市長 佐藤 光

表紙：「ジャコウアゲハ・マツムシ・カヤネズミ」

ジャコウアゲハ、マツムシ、カヤネズミは「コア地域(※)」の一つである平太夫新田で見られる代表的な生きものです。

これらの生きものは、茅ヶ崎らしい自然に生息・生育する代表的な種(指標種)として選定しております。

(※)コア地域：「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において特に重要な地域として挙げたしみずやと清水谷、へいだゆうしんでん平太夫新田、あかぼねじゅうさんず赤羽根十三区、ながやと長谷、なめがや行谷、やなぎやと柳谷、やなぎしま柳島の7地域のこと。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)が、平成31年4月30日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法(昭和54年法律第43号)の規定による政令の改正が行われていないため、本書における元号の表記は「平成」を用いることとします。

目次

I. 平成 29 年度における目標の達成状況及び重点施策の進捗状況に対する評価と 平成 31 年度の施策展開	3
1 体系図	4
2 目標と実績(総括表)	6
3 重点施策の進捗状況に対する評価(総括表)	8
4 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の進行管理について	10
凡例	12
テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全	13
1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立	
1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	
テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	29
2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	
2.2 生物多様性の保全方針の策定	
テーマ 3 資源循環型社会の構築	34
3.1 4R の推進	
3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	
テーマ 4 低炭素社会の構築	43
4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	
4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	
テーマ 5 計画を確実に進めていくための人づくり	51
5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	
5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	
5.3 学校における環境教育の充実	
II. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 30 年度版)に対する答申	61
III. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 30 年度版)に対する 市民意見及び市の考え方	81
(参考) 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)目標・重点施策の見直し内容一覧	103

I . 平成 29 年度における目標の達成状況及び 重点施策の進捗状況に対する評価と 平成 31 年度の施策展開

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、1年間の取り組みを振り返り、その結果を次年度以降に確実に活かしていくため、重点施策に焦点を絞った迅速な評価と課題の抽出を行い、次年度以降に取り組むべき事項を検討することとしています。

本章では、平成30年6月に「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書」にて報告した29年度の取り組み状況に対する茅ヶ崎市環境審議会からの評価を踏まえて、市が検討した31年度の施策展開の内容をお示ししています。

1 体系図

テーマ	施策の柱	目標
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域(※)の保管理体制、財政担保システムの確立	<ol style="list-style-type: none"> 1 コア地域の適切な保管理体制を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。 2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成32年度(2020年度)までに、コア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保管理計画を作成します。
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	<ol style="list-style-type: none"> 3 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。 4 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	<ol style="list-style-type: none"> 5 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。 6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	<ol style="list-style-type: none"> 7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成32年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。 8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成32年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	<ol style="list-style-type: none"> 9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。 10 リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	<ol style="list-style-type: none"> 11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。 12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。 13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力を増やします。
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	<ol style="list-style-type: none"> 14 市域のCO₂排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,492千tCO₂(平成2年度(1990年度)の約80%)にします。 15 エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	<ol style="list-style-type: none"> 16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	<ol style="list-style-type: none"> 17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	<ol style="list-style-type: none"> 18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。
	5.3 学校における環境教育の充実	<ol style="list-style-type: none"> 19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

(※)コア地域:「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において特に重要な地域として挙げた清水谷、平太夫新田、赤羽根十三区、
ながやと なめがや やなぎやと やなぎしま
 長谷、行谷、柳谷、柳島の7地域のこと。

重点施策	重点施策の推進を支え、補完する施策
1 コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理体制の作成・実施 2 財政担保システムの確立 3～12 各コア地域における施策	1.1(1)コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進
13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生 14 農業支援による農地の保全・再生 15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮	1.2(1)コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化 1.2(2)農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進 1.2(3)水環境の保全 1.2(4)歴史的・文化的遺産の保全・活用
16 自然環境の保全に向けた条例の制定 17 保全すべき地域の指定 18 自然環境庁内会議の設置	2.1(1)自然環境に配慮した土地利用の誘導 2.1(2)快適で安全な住環境の確保
19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成	2.2(1)動植物の生育・生息環境の保全 2.2(2)海岸の自然環境の保全
21 リフューズ(要らないものを買わない・断る) 22 リデュース(ごみの排出を抑制する) 23 リユース(繰り返し使う) 24 リサイクル(資源として再生利用する)	3.1(1)4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続 3.1(2)適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり
25 地産地消の推進 26 環境に配慮した農業の普及促進	3.2(1)地域資源を活かした農水産業の推進 3.2(2)環境に配慮した農業の普及啓発
27 情報発信・啓発活動の推進 28 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援 29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	4.1(1)市民・事業者における取り組みの支援 4.1(2)市における率先的な取り組み
30 乗合交通の利便性向上 31 徒歩・自転車利用の促進	4.2(1)自動車の走行に伴う環境負荷の低減
32 庁内の環境意識の向上 33 庁内における人材育成	5.1(1) 市における環境配慮の取り組みの推進
34 意識啓発・人材育成 35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	5.2(1)市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進 5.2(2)事業活動に伴う環境負荷の低減 5.2(3)環境に関する活動の支援
36 地域と連携した環境教育 37 学校における取り組みの支援	5.3(1)学校における環境教育の推進

本計画では平成 32 年度を目標年度として、23 年度より各種施策を実施しています。目標と重点施策については、達成状況の確認や社会状況・情勢の変化を踏まえた妥当性等の検証を行い、必要に応じて計画期間中においても変更を行います。これまでの目標・重点施策の見直し内容一覧については、本書 103 ページの「(参考)茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」を御参照ください。

2 目標と実績(総括表)

テーマ	施策の柱	平成32年(2020年)までの目標	数値目標	実績値	担当課
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。	—	平成27～29年度 実施	景観みどり課
		2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成32年度(2020年度)までに、コア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。	—	一部達成	景観みどり課
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します(※)。 ※ 緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度(1993年度)には市域の35.2%(約1,259ha)でしたが、平成17年度(2005年度)には市域の31.0%(約1,109ha)となっています。このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、市域の25.8%(約923ha)程度まで減少することが予想されます。	28.5%	26.3% (平成27年度)	景観みどり課
		4 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。(※) ※ 平成19年度(2007年度)の経営耕地面積は387haであり、このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、335ha程度まで減少することが予想されます。	348ha	349ha (平成28年度)	農業水産課
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	5 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。	—	平成29年4月 施行	景観みどり課
		6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。	—	特別緑地保全地区 2地区 指定済み	景観みどり課
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成32年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。	—	未策定	景観みどり課
		8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成32年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。	—	未作成	
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。	574g	642g (平成29年度)	資源循環課
		10 リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。	34.7%	22.0% (平成29年度)	資源循環課
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。	90店舗	43店舗 (平成29年度)	農業水産課
		12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。	15品目 以上	15品目 (平成29年度)	学務課
		13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。	—	—	農業水産課

テーマ	施策の柱	平成32年(2020年)までの目標	数値目標	実績値	担当課
テーマ4 低炭素社会 の構築	4.1 「茅ヶ崎市 地球温暖化 対策実行計 画」の推進	14 市域のCO ₂ 排出量を平成32年度(2020年 度)までに約1,492千tCO ₂ (平成2年度(1990 年度)の約80%)にします。	約1,492千tCO ₂	※約1,859千tCO ₂ (平成28年度 暫定値)	環境政策課
		15 エネルギー使用量の削減に取り組んだ家 庭・事業者の数を増やします。	—	—	環境政策課
	4.2 交通行政に おける温室 効果ガスの 排出削減	16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数 を平成32年度(2020年度)までに455.5回に します。	455.5回	446.2回 (平成28年度)	都市政策課
テーマ5 計画を確実 に進めてい くための人 づくり	5.1 本計画推進 のための庁 内における 環境意識の 向上と人材 育成	17 庁内における環境意識の向上を図るため に、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステ ムの周知啓発を徹底するとともに、生物多 様性や地球温暖化問題に関する庁内での 学習の機会を積極的に提供します。また、 研修への参加、先進的取り組みを行って いる自治体等への視察を積極的に実施し ます。	—	—	環境政策課/ 景観みどり課
	5.2 市民・事業 者の環境意 識啓発・人 材育成、活 動の支援	18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関 する活動への参加者数等を増やします。	—	—	環境政策課
	5.3 学校におけ る環境教育 の充実	19 各学校と地域との連携による環境教育を 充実させ、地域資源を活用した環境学習 の回数を増やしていくとともに、スクールエ コアクションの導入による各学校での環境 活動を継続的に実践していきます。	—	—	環境政策課

※「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成30年度版)」(平成30年6月発行)においては、目標14の実績値を「約1,584千tCO₂(平成27年度暫定値)」としていましたが、平成28年度暫定値が算出されたため更新しています。

3 重点施策の進捗状況に対する評価(総括表)

評価基準: A=極めて順調に進んでいる B=概ね順調に進んでいる
C=ある程度進んでいる D=あまり進んでいない
E=今後、積極的な取り組みが必要

(*) 施策実施担当課については、実際に施策の推進状況を確認する中で取り組みを実施している課を掲載しており、「環境基本計画(2011年版)」に掲載している担当課とは異なる場合があります。

テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は主担当課)	市による 評価	茅ヶ崎市環 境審議会に よる評価	ページ	
テーマ1 特に重要 度の高い 自然環境 の保全	1.1 コア地域の保 全管理体制、 財政担保シス テムの確立	1 コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施	環境政策課 景観みどり課 公園緑地課	C	C	p14	
		2 財政担保システムの確立	景観みどり課	C	C	p16	
		3 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】	景観みどり課 公園緑地課	C	C	p17	
		4 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】	下水道河川建設課 教育政策課 青少年課				
		5 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】	広域事業政策課 環境政策課 景観みどり課 公園緑地課	C	C	p19	
		6 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】					
		7 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三図】	景観みどり課	B	B	p20	
		8 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】	景観みどり課	C	C	p21	
		9 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	広域事業政策課 農業水産課 環境政策課 景観みどり課 下水道河川建設課	C	D	p22	
		10 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	広域事業政策課 環境政策課 衛生課 景観みどり課	C	C	p23	
		11 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】					
		12 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】	農業水産課 景観みどり課 公園緑地課	C	C	p24	
		1.2 コア地域をつ なぐみどりの 保全と再生	13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	農業水産課 景観みどり課 公園緑地課 下水道河川建設課 社会教育課	C	C	p26
			14 農業支援による農地の保全・再生	農業水産課	B	C	p27
			15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮				

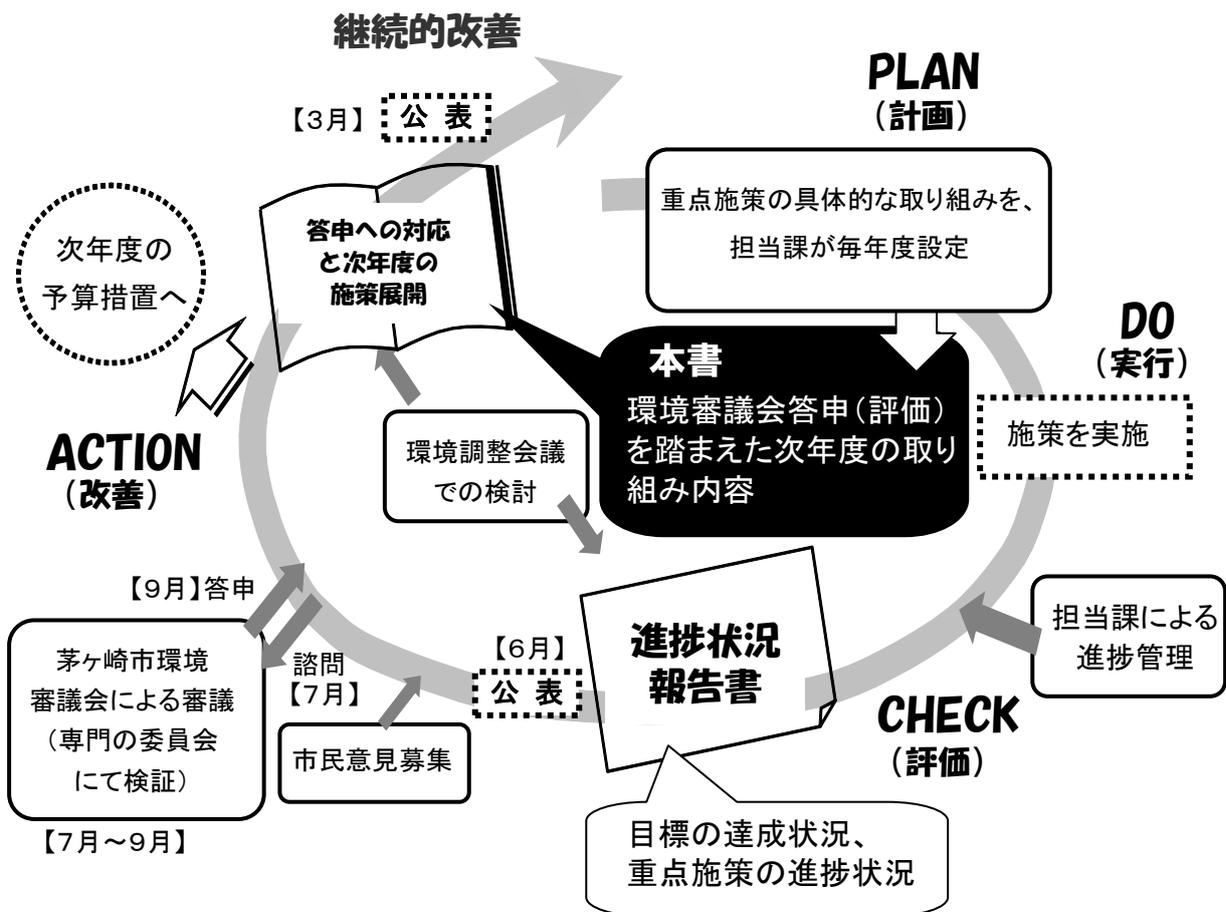
テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は担当課)	市による 評価	茅ヶ崎市環 境審議会に よる評価	ページ
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	16 自然環境の保全に向けた条例の制定	環境政策課 景観みどり課	B	B	p30
		17 保全すべき地域の指定				
		18 自然環境庁内会議の効果的な運用	景観みどり課	B	B	p31
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	景観みどり課	C	C	p33
		20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成				
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	21 リフューズ(要らないものを買わない・断る)	資源循環課	B	B	p35
		22 リデュース(ごみの排出を抑制する)	資源循環課 農業水産課	B	C	p36
		23 リユース(繰り返し使う)	市民相談課 環境政策課 資源循環課 環境事業センター	C	C	p37
		24 リサイクル(資源として再生利用する)	農業水産課 環境政策課 資源循環課	B	C	p38
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25 地産地消の推進	農業水産課 保育課 学務課	B	B	p40
		26 環境に配慮した農業の普及促進	農業水産課	C	C	p42
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	27 情報発信・啓発活動の推進	環境政策課	B	B	p44
		28 家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援	環境政策課 産業振興課	B	B	p46
		29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	安全対策課 環境政策課 環境事業センター	A	A	p47
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	30 乗合交通の利便性向上	都市政策課	B	B	p49
		31 徒歩・自転車利用の促進	安全対策課 都市政策課 道路管理課 道路建設課	B	B	p50
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	32 庁内の環境意識の向上	職員課 環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	B	B	p52
		33 庁内における人材育成				
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	34 意識啓発・人材育成	環境政策課 景観みどり課 社会教育課	B	B	p55
		35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	C	C	p56
	5.3 学校における環境教育の充実	36 地域と連携した環境教育	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課 学校教育指導課	B	B	p59
		37 学校における取り組みの支援				

4 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の進行管理について

茅ヶ崎市環境基本条例では、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市長が環境に関する施策等について報告書を作成し、公表することを定めています。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」では、計画全体の迅速な進捗を図るため、早い段階で取り組みの検証結果をまとめ、市民の意見も取り入れた軌道修正や次年度の予算措置に反映できるようなPDCAサイクルを構築することとしており、現在、2冊の報告書を用いた進行管理を実施しています。

市は、前年度の取り組み状況を、毎年6月発行の「進捗状況報告書」にて公表し、市民の皆様からの御意見をいただいた後、茅ヶ崎市環境審議会に諮問し評価をいただいています。さらに、皆様からの評価を踏まえて検討した次年度の施策展開を、毎年3月発行の「環境審議会答申への対応と次年度の施策展開」(本書)で公表することで、「評価して見直す」という進行管理の仕組みを実現しています。



▲ 環境基本計画 年間の進行管理図

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、5つのテーマごとに施策の柱を設け、特に力を入れる施策(重点施策)を挙げています。また、目指すべき環境の将来像の実現に向けて、施策の柱ごとに目標を設定しています。

14 ページからは、平成 29 年度の重点施策の進捗状況についての環境審議会評価と、その評価に対する市の対応及び 31 年度の施策展開を掲載しています。

各施策のページに掲載されている「環境審議会評価」は、30 年 9 月に茅ヶ崎市環境審議会から提出された答申から抜粋したものです。

なお、「平成 29 年度の取り組み概要と担当課評価」については、30 年 6 月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成 30 年度版)」に掲載しています。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」(23 年 3 月策定)及び「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成 30 年度版)」(30 年 6 月発行)は、市ホームページにも掲載しておりますので、併せてご参照ください。



「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」
(23 年 3 月策定)



「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
進捗状況報告書(平成 30 年度版)」
(30 年 6 月発行)

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.1

コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

目標1

コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。
【目標担当課: 景観みどり課】

目標2

各コア地域の自然環境を保全するため、平成32年度(2020年度)までにコア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
【目標担当課: 景観みどり課】

重点施策①

コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施

重点施策②

財政担保システムの確立

重点施策③～⑫

各コア地域における施策

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・年度当初の予定通り、平成30年2月に「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保全管理の考え方」を策定しました。
- ・清水谷、赤羽根十三区、柳谷、柳島において保全管理計画に基づいた保全管理活動が行われました。
- ・自然環境評価調査の取りまとめにおいては、各地域での自然環境保全の取り組みを踏まえました。
- ・自然環境保全ボランティア制度の新設や市民団体マップの作成等、保全活動組織の支援につながる取り組みを進めることができました。

イ 課題

- ・平成29年度の「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保全管理の考え方」の策定により、7つのコア地域のうち5つの地域について、保全管理計画ができたこととなりますが、事業者による土地利用が予定されている長谷、洪水調整施設候補地となっている行谷については、今後の土地利用の方向性を見定め、保全に関する具体的な取り組みを検討する必要があります。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・昨年度の課題として保全管理計画の策定が上がっていたことに対し、平太夫新田に関して、市民団体と協議し保全計画が策定され、具体的な前進が見えた。		・30年度以降も市民団体「相模川の河畔林を育てる会」の御協力を得ながら「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保全管理の考え方」に基づく保全管理を推進していきます。
・「広報ちがさき みんなの環境基本計画特集号」の発行や自然環境保全ボランティア登録制度開始等、市民の周知や理解を得るために効果的な手段がとられ、広報活動に前向きに取り組む姿勢を表している。		・広報活動については、引き続き広報紙や市ホームページ、みどりの情報紙「ちがさき」等を活用し、積極的な情報発信を図ります。自然環境保全ボランティア制度については、受入者となる市民団体の皆様を中心に周知を行いました。今後は、作業の担い手となる登録者を増やすための取り組みを実施しながら、制度を運用していきます。「広報ちがさき みんなの環境基本計画特集号」は29年度で発行を終了し、30年度より「広報ちがさき」の1面特集記事において複数回の情報発信を行っています。
・自然環境評価調査が継続して行われている。		・29年度に第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査をとりまとめました。今後も調査を継続して実施するため、平成30年度は新たな調査員を養成するための講座を実施しています。
今後検討すべき課題		
・保全管理体制のできていない長谷・行谷についても取組方を検討する必要がある。		・行谷については、特別緑地保全地区の指定に併せて保全管理体制のあり方についても検討を進めます。また、長谷については土地利用が行われているため、土地所有者の協力を得ながら自然環境の変化を確認し、状況に合わせた保全手法などを検討していきます。
・策定された計画を継続的に実施していく体制が必要である。		・市民団体の皆様などに御協力をいただきながら、各地域の状況に応じた保全管理を進めていきます。
・広報活動が特集といった一時的なものに留まることなく、恒久的な手段として用いられる媒体等の検討が望まれる。		・今後も広報紙による単発的な情報発信と併せ、ニュースレター「ちがさき」の定期的な発行や市ホームページ、Facebookなど、様々な手法を活用した情報発信を行っています。

■平成31年度の施策展開

(1)コア地域ごとの活動組織の設置

(2)保全管理のための計画の作成

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
保全管理計画の作成及び活動組織体制の構築(長谷) (土地利用の方向性がある程度定まってきた後に具体的な検討を実施)	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進 事業費【432千円】	景観みどり課
保全管理計画の作成及び活動組織体制の構築(行谷) (土地利用の方向性がある程度定まってきた後に具体的な検討を実施)		

(3)計画に基づく活動の推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
「清水谷保全管理計画」に基づく活動の推進(清水谷)	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進 事業費【432千円】	景観みどり課
「平太夫新田保全管理計画」に基づく活動の推進(平太夫新田)		
「赤羽根十三図保全管理計画」に基づく活動の推進(赤羽根十三図)		
「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画(神奈川県作成)」に基づく 県・市民団体・市による活動の推進(柳谷)		
「柳島キャンプ場における保全管理計画」に基づく活動の推進 (柳島)	柳島キャンプ場管理運営事業 事業費【0千円】	公園緑地課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の実行費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の実行費を示すものではありません。

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・計画に定める、基金を活用する優先度や、基金処分時の透明性の確保するためのルールづくりを進め、「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の処分の取扱いについて」としての案を作成したことで、取り組みに一定の進捗が見られました。
- ・社会資本整備総合交付金の活用、事業者等による寄付・助成の受け入れ、ふるさと納税の活用を引き続き行うことで、継続的な財源確保につなげることができました。

イ 課題

- ・「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の処分の取扱いについて」については、引き続き検討を進め、基金を活用したみどりの保全や土地の公有地化等についての意思決定の過程について、具体的に位置づけることが必要です。
- ・財源確保のための新たな方策については、引き続き検討が必要です。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・赤羽根字十三図の買取に緑のまちづくり基金を活用した。		・特別緑地保全地区の用地買入れにあたっては、引き続き緑のまちづくり基金を活用するとともに、社会資本整備総合交付金などの活用に努めます。
・平成28年度に引き続き、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金を活用するためのルールづくりが進んだ。		・茅ヶ崎市緑のまちづくり基金を活用するためのルールの検討を行いました。ルールは策定には至っていません。30年度内に改定を予定している茅ヶ崎市みどりの基本計画に位置づけた新たな財源確保手法との調整を図りながら、引き続きルールの検討を行います。
今後検討すべき課題		
・財源確保のための新たな方策について具体的な検討が必要である。		・財源確保のための新たな方策については、30年度内に改定を予定している茅ヶ崎市みどりの基本計画にも検討を位置づけていることから、31年度以降も引き続き検討していきます。
・仕組みづくりは引き続き前向きに進めてほしい。		・緑のまちづくり基金の充実のため、引き続き広報紙やホームページでの周知を実施します。
・新規開拓に向けた周知の仕方に工夫をすべき。		

■平成31年度の施策展開

(1) 緑のまちづくり基金活用のための仕組みづくり

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
緑のまちづくり基金運用ガイドラインの作成	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実 事業費【836千円】	景観みどり課

(2) 継続的な財源確保に向けた取り組み

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
国及び県の補助金の情報収集と活用に向けた準備	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実 事業費【836千円】	景観みどり課
事業者による継続的な寄附		
新たな事業者による寄附の確保		
ふるさと納税の活用		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策

- ③ 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】
- ④ 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成30年度版)」より抜粋)

ア 成果

- ・水源地である清水谷については、保全管理計画に基づく、市民団体「清水谷を愛する会」と連携・協力した保全管理や、沈殿分離層の管理、源流部への汚水の流入対策等を実施することで、保全を推進することができました。第3回自然環境評価調査概要報告(平成30年3月)では、「本エリアは、清水谷を愛する会によって、チダケサシ等の保護、外来種の除去等が行われており、そうした取り組みの効果が表れている可能性があります」と報告されています。
- ・市民の森については、市民団体「市民の森再整備ワーキング」と連携し適切な管理を行うことで、自然環境の保全を図ることができました。
- ・水田に関しては、遊水機能土地保全補助金制度によって遊水機能を有する土地(水田)を保全することで、当該地区周辺の自然環境の保全に寄与することができました。

イ 課題

- ・清水谷、市民の森については、市民団体との協働による保全活動が実施されており、ある程度進んでいると考えます。樹林と樹林をつなぐ環境の再生や、(仮称)小出第二小学校用地に関する自然環境に配慮した活用については、具体的な取り組みには至っておらず、周辺地域も含めた保全という視点からは更に踏み込んだ施策の推進が求められます。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・市民団体と連携・協力することで、清水谷の保全活動に取り組んでいる。		・引き続き「清水谷を愛する会」の協力を得ながら清水谷特別緑地保全地区の保全を推進していきます。
今後検討すべき課題		
・小学校用地の件が進んでいない。		・(仮称)小出第二小学校用地につきましては、市民や青少年等が利用できる教育関連施設等の整備を検討してまいりましたが、その間、柳島キャンプ場や茅ヶ崎里山公園の整備が進められ、31年1月には茅ヶ崎公園体験学習センターが開館する等の状況の変化がありました。 これらの施設の利用状況等を踏まえながら、用地の活用について検討してまいります。
・周辺地域の保全の取組を検討していく必要がある。		・周辺地域で土地利用がある場合、引き続き土地所有者へ地域の自然環境の周知や環境保全への配慮を呼び掛けます。
・長期的な視点で、保全活動の効果を評価していく必要がある。		・保全活動の効果については保全管理計画の進行管理や自然環境評価調査などで確認に努めます。

■平成31年度の施策展開

(1) 清水谷の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
市民団体「清水谷を愛する会」と連携した清水谷保全管理に向けた調整	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進 事業費【432千円】	景観みどり課
事業者による清水谷保全作業への協力		
関係市民団体及び関係課との連携による、緑地の保全活動の実施	北部地区緑地維持管理事業 事業費【18,894千円】	公園緑地課
市民の森の法面管理		

(2) 水源地の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
沈殿分離層の管理	北部地区緑地維持管理事業 事業費【18,894千円】	公園緑地課
合併浄化槽の普及及び汚水流入への対策		

(3) 清水谷周辺の自然環境の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
土地利用に対する環境配慮への指導	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進 事業費【432千円】	景観みどり課
市民の森の再整備及び当地の利活用の促進	北部地区緑地維持管理事業 事業費【18,894千円】	公園緑地課

(4) 周辺の自然環境に配慮した(仮称)小出第二小学校用地の活用

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
教育委員会内部検討会議の開催	教育施設整備の総合調整 野外研修施設等の検討 事業費【0千円】	教育政策課 青少年課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策

- ⑤ 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】
- ⑥ 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・年度当初の予定通り、平成30年2月に「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保全管理の考え方」を策定したことで、保全管理のルール、システムづくりにより一定の進捗が見られました。
- ・市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」と連携・協力した保全管理を実施することで、保全を推進することができました。第3回自然環境評価調査概要報告（平成30年3月）では、「平成21年の築堤工事により河畔林の一部が失われましたが、一部の樹木は移植され、その周辺では相模川の河畔林を育てる会が中心となって保全管理を行っており、そうした取り組みの効果が表れている可能性があります」と報告されています。

イ 課題

- ・「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保全管理の考え方」は、市が占有している国有地部分を対象とするものであり、平太夫新田全体の保全について検討する必要があります。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・保全管理計画が策定され具体的な進捗がみられた。		・引き続き保全管理計画に基づく保全管理を推進します。
・広報紙でも平太夫新田を特集号で取り上げた。		・平太夫新田については「広報ちがさき みんなの環境基本計画特集号」にて紹介記事を掲載したほか、ニュースレター「ちがさき」第2号でも取り上げました。今後も平太夫新田を含め、コア地域の自然に関する情報発信を進めます。
今後検討すべき課題		
・平太夫新田自体が市だけで管理できるものではないことから、関係機関との連携協力を引き続き行っていただきたい。		・30年度以降も市民団体「相模川の河畔林を育てる会」の御協力を得ながら「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保全管理の考え方」に基づく保全管理を推進していきます。また、河川管理者である国との意見交換を行っていきます。 ・京浜河川事務所の事業調整において、必要があれば担当課が直接協議、調整ができるような場を設けてまいります。
・平太夫新田全体の保全について検討する必要がある。		・引き続き保全管理計画に基づく保全管理を推進します。また、必要に応じて、保全管理計画の見直しなども検討していきます。

■平成31年度の施策展開

(1)水害防備保安林及び移植樹林の保全管理に関するルール、システムの確立

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
関係機関(国)との情報共有	相模川適正管理促進事業 事業費【0千円】	広域事業 政策課
関係団体との情報共有	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進 事業費【432千円】	景観みどり課
保全管理計画に基づいた活動体制の構築		
保全管理計画に基づいた保全管理作業の実施		

(2)地域との連携による管理体制の確立

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
保全管理活動の支援(広報紙、ホームページによる周知、参加者募集)	市民・事業者・市との環境活動連携支援事業 事業費【100千円】	環境政策課
保全管理活動の支援(広報紙、ホームページによる周知、参加者募集、資材や物品の提供)	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進 事業費【432千円】	景観みどり課
現地の植生の希少性の周知		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

⑦ 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三区】

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

・土地所有者の御理解のもと、市民有志との連携・協力により、保全管理計画に定めた地区ごとの特性に応じた湿地性植物の生育環境保全、昆虫の生息に配慮した草刈等の作業を実施することで、保全を推進することができました。第3回自然環境評価調査概要報告（平成30年3月）では、「本エリアの東部は、有志市民の皆さんによって、解放水面の確保や滞水域の創出、マダケ等の抑制管理、オランダガラシやツルニチニチソウの除去等が行われており、そうした取り組みの効果が表れている可能性があります」と報告されています。

イ 課題

・赤羽根十三区は藤沢市を流れる小糸川の源流となる細流が流れています。藤沢市を流れる小糸川の源流であることから、藤沢市と連携した保全に努めるものとしていましたが、藤沢市へ流入すると大部分が3面のコンクリートの水路や暗渠で段差もあることから、現在は動植物が藤沢市から茅ヶ崎市へ入ってくる環境ではありません。現況では藤沢市との連携の有効性が少ないため、次期計画の策定時に見直しを含めた検討が必要です。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・活動団体が無いなかで、市民有志による保全活動がうまくいっている。		・引き続き市民有志の皆様の御協力を得ながら、保全管理計画に基づく保全管理を推進します。
・昨年課題として、藤沢市との連携について指摘した部分について、次期計画策定時に見直しを含めた検討をする、と記載がなされた点。		・藤沢市との連携については、現況ではその有効性が少ないため、次期計画の策定に併せて検討します。
今後検討すべき課題		
・藤沢市との連携のあり方。		・藤沢市との連携については、現況ではその有効性が少ないため、次期計画の策定に併せて検討します。
・市民有志との保全活動が継続されることを期待したい。持続可能な保全管理体制づくりとその運用が望まれる。		・引き続き市民有志の皆様の御協力を得ながら、保全管理計画に基づく保全管理を推進します。

■平成31年度の施策展開

(1)水源地、樹林地の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
保全管理体制の検討	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進 事業費【432千円】	景観みどり課
市民有志との協働による保全管理作業		
地区の自然環境の周知		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策

⑧ 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成30年度版)」より抜粋)

ア 成果

- ・引き続き、土地所有者と市の協議において、地区の自然環境の重要性についての周知を行い、一定の理解を得ることができました。
- ・土地所有者の御理解いただくことで、クズやマツの除去等、貧栄養で乾燥した草地の保全作業を行うことができました。
- ・平成30年度に予定している工事にあたり、土地所有者との緑化協議を新たに行い、固有性の高い植物の移植について理解を得ることができました。

イ 課題

- ・今後も継続して土地所有者による土地利用の状況について情報収集を行い、土地所有者に御協力をいただきながら、保全管理体制について検討を行う必要があります。
- ・第3回自然環境評価調査概要報告(平成30年3月)では、「エリアのほぼ中央にある貧栄養で乾燥した草地は、近年、クロマツの侵入やクズの繁茂がみられるようになってきています。土壌の富栄養化が進んでいると考えられ、茅ヶ崎市内では珍しい貧栄養で乾燥した草地が失われつつあることを示唆しています」と報告されており、今後、状況を注視していく必要があります。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・土地所有者の協力のもと、自然環境評価調査が実施され、現状把握がなされた。		・引き続き土地所有者の協力を得ながら自然環境の状況把握に努めてまいります。
・土地所有者との協議が継続され、一定の理解が得られている。		・土地所有者との協議を継続し、自然環境の保全に努めてまいります。
今後検討すべき課題		
・土地所有者から理解が得られるように協議を継続していただきたい。		・土地所有者との協議を継続し、自然環境の保全に努めてまいります。
・土壌の変化等があるということなので、早急な対応をする必要がある場合は、対応を進めなければならない事案もある。		・30年度内に造成工事に着手したことから、土地所有者との協議を行い、表土の移植を実施しました。引き続き、活着状況の確認などを行ってまいります。

■平成31年度の施策展開

(1) 現地のモニタリング調査

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
モニタリング調査による自然環境の現状把握	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進事業費【432千円】	景観みどり課
特徴的な貧栄養表土の保全		

(2) 土地所有者との協議、要望

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
土地利用状況の把握	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進事業費【432千円】	景観みどり課
土地所有者に自然環境保全への理解を得る取り組み		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策

⑨ 生物の生存基盤など多面的機能を持つ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・引き続き、遊水機能土地保全事業や、援農ボランティア等を実施し、水田の保全に寄与することができました。
- ・第3回自然環境評価調査の結果を踏まえ、行谷における保全すべき区域のあり方を検討し、特別緑地保全地区指定候補地の検討や、「斜面林ゾーン」、「湿地・草地ゾーン」、「公共施設（道路等）の整備が検討されているエリア」のゾーン区分を行い、保全の枠組みの検討を進めることができました。

イ 課題

- ・斜面林ゾーンについては特別緑地保全地区、湿地・草地ゾーンについてはみどりの保全地区の指定を検討しており、関係者間の調整等を進めていく必要があります。
- ・公共施設（道路等）の整備が検討されているエリアにおいては、今後、公共施設の検討時に併せて保全策を検討する必要があります。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	D	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・広報活動を通じて情報発信をしている。		・引き続き、広報紙や市ホームページによる情報発信を行っていきます。
・3つのゾーンに分けて整備維持管理の方向性の案が作成された。		・3つのゾーンのうち「斜面林ゾーン」については、30年度内に改定を予定している茅ヶ崎市みどりの基本計画において特別緑地保全地区の候補地として位置づけたいと考えております。併せて「湿地・草地ゾーン」におけるみどりの保全地区制度の活用や「公共施設（道路等）の整備が検討されているエリア」における自然環境への配慮についても検討していきます。
今後検討すべき課題		
・自然のままの細流の保全方法を関係者と協議する、とあるが昨年の報告書において課題として、細流の保全については具体的な進展が無かったため、今後の取り組みについて検討する、と記載されているにもかかわらず今回進展が無いまま記載が消えてしまった点。		・細流については、公共施設（道路等）の整備が検討されているエリアに含まれていることから、具体的な公共施設整備の検討に併せて、環境の再生方法などについて検討していきたいと考えております。

■平成31年度の施策展開

(1) 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
土地所有者に対する援農ボランティア制度の周知	援農ボランティア事業 事業費【345千円】	農業水産課

(2) 水田や畑、樹林等の多様な環境の一体的な保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
洪水調整施設事業に伴う情報共有	小出川整備促進事業 事業費【0千円】	広域事業 政策課
特別緑地保全地区指定の検討	特別緑地保全地区指定の推進 事業費【2,342千円】	景観みどり課
みどりの保全地区指定の検討	みどりの保全等に関する条例の運用事務 事業費【34,859千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の実行費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の実行費を示すものではありません。

重点施策

- ⑩ 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】
- ⑪ 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・茅ヶ崎里山公園内の自然環境について、公園管理者である神奈川県をはじめとする関係者との連携により、生態系に配慮した保全を進めることができました。
- ・第5期「里山はっけん隊！」を実施し（夏・冬）、自然観察と併せ、斜面林、農地、水辺、屋敷林等が織り成す里山景観の魅力を体験的に伝えることで、保全につながる心の醸成を図りました。

イ 課題

- ・道路整備にあたっては、引き続き地元及び関係機関と連携を図り、自然環境に配慮しながら工事を進めていく必要があります。
- ・里山公園内の谷戸底や樹林については、保全管理計画に基づき生態系に配慮した管理作業が行われていますが、里山公園周辺の樹林・屋敷林等の保全が課題となっています。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・県とうまく連携がとれている。		・引き続き、神奈川県公園協会や「茅ヶ崎里山公園倶楽部」、市民活動団体と連携した保全活動に取り組んでいきます。
・「里山はっけん隊」事業はそのネーミングのユニークさもあり、実利を伴う一般受けする事業行動であると思われる。自然環境の保全の大切さを直接に子どもたちや保護者に伝達するとともに、環境保全活動のPRが自ずとされている施策だと思ふ。		・「里山はっけん隊！」は29年度に第5期が終了し、30年度より第6期生の活動がスタートしています。今期より活動内容に実際の保全活動を組み入れ、「自然を守る」行動につなげることを意識したプログラムとしています。今後も活動内容を市ホームページ等で公表することで、多くの方々に対する啓発につなげていきたいと考えています。
今後検討すべき課題		
・公園内の管理は万全かと思うが、公園周辺部分のまとまりのある樹林地への対応が進んでいない。		・公園周辺部での樹林地等の保全については、茅ヶ崎市土地利用基本条例などを活用して対応していきたいと考えております。
・「里山はっけん隊」を素材にしたより積極的なPR活動を期待する。例えばNHKのニュースとして取り上げてもらうといったようなパブリシティ広告の積極的展開等。		・30年度は広報ちがさき1面記事を利用して、「里山はっけん隊！」を切り口とした茅ヶ崎の自然の紹介を行いました。今後も各種メディアへの情報提供を行う等、積極的なPRに努めます。

■平成31年度の施策展開

(1) 神奈川県と連携した茅ヶ崎里山公園の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画(神奈川県作成)」に基づく県・市民団体・市による活動の推進(再掲)	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進事業費【432千円】	景観みどり課
茅ヶ崎里山公園運営会議「保全部会」への参画		

(2) 公園周辺地域の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
公園西側駐車場付近の市道8570号線道路設計業務に伴う自然環境配慮方法の打合せ	県立茅ヶ崎里山公園外周道路整備事業 事業費【5,139千円】	広域事業政策課

(3) まとまりのある樹林地等の良好な里山景観の保存

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
環境学習事業「里山はっけん隊！」を通じた里山の魅力の周知	環境学習支援事業 事業費【103千円】	環境政策課
民有地の緑化への助成	民有地緑化推進事業 事業費【266千円】	景観みどり課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策

⑫ 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・台風21号に伴う高波に対して養浜が防波堤としての機能をしたことから、養浜による海岸侵食の効果があつたと認識しています。
- ・柳島キャンプ場における保安全管理計画に基づき、自然環境保全エリアの管理を行い、海岸指標種の生息・生育環境を安定して維持することができました。

イ 課題

- ・砂浜の減少防止のため、神奈川県による養浜事業が行われていますが、養浜材による環境への影響に留意する必要があると考えられることから、引き続き、県に対して海岸植生に配慮した養浜材の使用等について要望を行う必要があります。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・養浜がなされ、海岸侵食の防止に効果があつた。台風21号に伴う高波に対し砂浜の減少を防げた。		・養浜による海岸環境、生態系への安全性調査を行いながら、海岸管理者である県に対し、状況に応じた養浜の継続を要望してまいります。
今後検討すべき課題		
・外来種の除去だけでなく、今後の流入を防ぐ対策を引き続き検討されたい。		・除去活動を通じて生息状況を把握し、引き続き流入防止対策を検討していきます。

■平成31年度の施策展開

(1) 海岸侵食による砂浜の減少防止

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
養浜事業	海岸侵食防止対策事業 事業費【3,740千円】	農業水産課
国、県に対する養浜事業推進の要望		

(2) クロマツ林や海浜植生の保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
現地のモニタリング調査及び保安全管理	自然環境評価調査のコア地域における保安全管理の推進 事業費【432千円】	景観みどり課
海浜植生を移植した植栽帯の管理		
計画に基づく柳島キャンプ場内の海浜植生保全	柳島キャンプ場管理運営事業 事業費【0千円】	公園緑地課
ミニコミ自然ミュージアムの管理		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.2

コア地域をつなぐみどりの保全と再生

目標3

緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5% (約1,019ha)以上確保します。

【目標担当課: 景観みどり課】

※緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度には市域の35.2%でしたが、平成17年度には市域の31.0%となっています。このまま推移すると平成32年度には、市域の25.8%程度まで減少することが予想されますが、各施策実施により、市域の28.5%以上確保することを目標としています。

目標4

経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。

【目標担当課: 農業水産課】

※平成19年度の経営耕地面積は387haであり、このまま推移すると平成32年度には、335ha程度まで減少することが予想されますが、各施策実施により348ha確保することを目標としています。

重点施策⑬

コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生

重点施策⑭

農業支援による農地の保全・再生

重点施策⑮

耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

・斜面林や農地の保全や、生垣や庭木の導入の推進に向けた取り組み等を実施することで、コア地域をつなぐみどりの保全・再生につなげることができました。

イ 課題

・斜面林や農地の保全、生垣や庭木の導入の推進に向けた取り組みを引き続き実施していることから、ある程度進んでいると考えます。しかしながら、重点施策として掲げている「歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全」にまでは至っていないとはいえ、今後地権者等の理解を得ながらさらに取り組みを進める必要があります。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・レンゲ草の種子配布、生け垣助成、新築記念樹等、様々な保全対策を実施している。		・引き続き、各種助成制度の活用や、みどりの創出につながる取り組みの実施により、みどりの保全・再生に努めます（新築記念樹の配布は29年度で終了しました）。
・イベントや周知をしながら保全がなされている。		・みどりの保全・再生に関する各種助成制度やイベント等については、今後も広報ちがさき、市ホームページ、ニュースレター「ちが咲き」等を通じて周知します。
・各助成制度も順調に活用されている。		・引き続き、保存樹林・樹木への助成等、各種助成制度を活用し、みどりの保全・再生に努めます。
今後検討すべき課題		
・歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全というものについて、イメージはつくが具体的な指標のようなものがあればよい。		・施策の進捗状況を示す指標の設定については、現行の環境基本計画の改定にあたって検討します。

■平成31年度の施策展開

(1) 斜面林、農地、水辺環境、社寺林・屋敷林等の、歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
保存樹林、保存樹木への助成	みどりの保全等に関する条例の運用事務 事業費【34,859千円】	景観みどり課
斜面林の保全	公園緑地等管理運営事業 事業費【74,897千円】	公園緑地課
街路樹の管理	公園・街路樹等剪定・除草業務事業 (提案型民間活用制度事業) 事業費【54,232千円】	
指定文化財(天然記念物等)の保護管理	文化財保護管理事業 事業費【7,633千円】	社会教育課

(2) 生物多様性に配慮した新たなみどりのネットワークの創出

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
民有地の緑化への助成(再掲)	民有地緑化推進事業 事業費【266千円】	景観みどり課
グリーンバンク制度	樹木センター維持管理事業 事業費【821千円】	公園緑地課
(仮称)歴史文化交流館整備事業における自然環境への配慮	(仮称)歴史文化交流館整備事業 事業費【10,028千円】	社会教育課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

・援農ボランティアの幹旋や市民農園の開設支援等、農地の保全に寄与する取り組みを継続的に行うことができました。経営耕地面積は減少が続いていましたが、平成28年度は27年度比で横ばいとなっています。

イ 課題

・農地としての生産効率を求めると、生物多様性に配慮した土地利用とを両立させるためには、土地所有者の理解を得ることが課題となっています。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・農業支援に関する施策が高機能に展開していると感じられる。		・今後も各施策を有効に活用し、本市の農業の現況に則した適切な支援を行ってまいります。
・経営耕地面積の減少に歯止めがかかっている。		・新規就農者や営農規模拡大希望農家への農地集積を円滑に進めることができた成果だと考えております。今後も農業委員会と連携し、市内遊休農地や耕作放棄地等を営農希望者へ幹旋する補助を行ってまいります。
・地産地消の話とも関わるが、農業支援という観点で、小学校の給食に市内や近隣市町の農家が作った農産物が提供されていることは評価できる。茅ヶ崎カーリーなど子どもたちにも周知されている。		・今後も生産者や青果商と連携をとりながら、茅ヶ崎カーリーやそのほかにも旬の食材を生かした献立の開発をすすめていきます。
今後検討すべき課題		
・耕作放棄地解消については、施策の展開をしているようだが、結果がでていないようなので、更なる取組みを講じてほしい。土地所有者、農家への支援が必要。		・耕作放棄地の解消については、利用権の設定による農地の貸し借りを推進することで、解消面積が増加しているほか、主に遊休農地を営農者に貸し出すことによって、耕作放棄地化の未然防止にも繋がっております。 今後とも農業委員会等の各関係機関と連携を取りながら、土地所有者及び農家のニーズの掘り起こし及びマッチングを迅速かつ慎重に行うとともに、状況に応じて市民農園の開設支援も視野に入れながら各施策を推進してまいります。
・耕作放棄地解消にあたっては、生物多様性への具体的な配慮が必要である。		・畑の持つ景観機能や生物多様性の重要性を営農者に配慮していただけるよう周知に努めてまいります。 また、耕作放棄地解消にあたっては、生物多様性保全の観点から、必要に応じて既存植物の移植等を検討します。
・学校給食への地元産農水産物の導入については、継続して取り組んでほしい。		・市内産は7月のかぼちゃ、9月のなす、10月のさつまいも、11月の白米、黒米、大根や長ネギ1月のほうれんそうなど毎年継続して学校給食に登場しています。これからも収穫の関係はありますが市と生産者との連携を図ってまいります。

■平成31年度の施策展開

(1) 農地の継続利用を促すための農業支援

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
援農ボランティアの斡旋	援農ボランティア事業 事業費【345千円】	農業水産課
援農ボランティア育成講座		
かながわ農業サポーターの支援	認定農業者・農地利用集積事業 事業費【9,134千円】	
「人・農地プラン」による農地の保全・有効活用		
農業委員会と連携した農地利用状況調査に基づく、農地の抽出と地権者への交渉		
意欲ある営農者や新規就農者への農用地利用集積		
農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定	農産物地産地消推進事業 事業費【20,099千円】	
JAとの連携		
農地中間管理機構からの依頼業務	農地保全管理事業 事業費【5,127千円】	

(2) 耕作放棄地の再生と市民農園や体験学習の場等としての活用

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
農業・漁業体験プロジェクトでの遊休農地の活用	農産物地産地消推進事業 事業費【20,099千円】	農業水産課
市民農園の新規開設支援	市民農園・家庭菜園事業 事業費【663千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

施策の柱2.1

市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

目標5

平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

目標6

保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

【目標担当課: 景観みどり課】

重点施策⑯

自然環境の保全に向けた条例の制定

重点施策⑰

保全すべき地域の指定

重点施策⑱

自然環境庁内会議の効果的な運用

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

・平成29年4月1日に施行した「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」において、よりきめ細かく茅ヶ崎市のみどりを保全するための主な制度として、保存樹林・保存樹木・市民緑地・みどりの保全地区・みどりの管理団体について規定しました。

イ 課題

・「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」において位置づけた「みどりの保全地区」について、具体的な指定を行い、保全につなげていく必要があります。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の施行、広報紙やホームページを通じた自然環境を有する地域の周知等、取り組みが進んでいると考えられる。		・引き続き自然環境保全施策に関する取り組みを進めていきます。
・特別緑地保全地区について、土地所有者・周辺住民との話し合い、指定が進んでいることは評価できる。		・引き続き特別緑地保全地区の保全に努めるとともに、新規指定にも取り組んでいきます。
今後検討すべき課題		
・条例が制定されただけでは意味がなく、今後の適切な運用が図られるか注視する必要がある。		・御意見の通り「みどりの保全地区」の指定には至っておりませんが、今後は特別緑地保全地区の指定などと併せて検討を進めて行きます。
・「みどりの保全地区」の指定に向けて取り組む必要がある。		

■平成31年度の施策展開

(1) 自然環境を保全するための条例運用

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の運用	みどりの保全等に関する条例の運用事務 事業費【34,859千円】	景観みどり課

(2) 保全すべき地域の指定

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に位置づけられたみどりの保全地区制度の運用	みどりの保全等に関する条例の運用事務 事業費【34,859千円】	景観みどり課

(3) 貴重な自然環境を有する地域の周知

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
自然環境評価調査の結果集計と公表結果	自然環境評価調査業務 事業費【30千円】	景観みどり課
広報紙やホームページを通じた周知	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進 事業費【432千円】	
観察会等の開催		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

・自然環境庁内会議設置要綱を改正し、新たな構成員として専門委員を加えたことで、公共工事に関する情報共有がよりの確に行えるようになりました。

イ 課題

・公共工事に関する環境配慮については、新たな組織を活かした迅速な情報共有と対応が望まれます。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・自然環境庁内会議の定例会が実施されている。課題解決に向けての努力が見られる。		・引き続き自然環境庁内会議を活用し、自然環境保全に関する情報共有や対応策の検討を行っていきます。
・専門委員が新たに加わったことで、より前進したように思われる。		・専門委員を含めて公共工事に関する情報共有を行い、自然環境保全に関する取組を推進します。
今後検討すべき課題		
・共有された情報がどのように生かされているのかなど、会議の有効性の判断が難しいため、評価がしにくい。		・自然環境庁内会議では、土地利用に関する事項などの自然環境保全に関する情報を共有するとともに、必要に応じて対応策の検討を行っています。
・協議内容に対する迅速な対応をお願いしたい。		・自然環境庁内会議での検討内容を基に、担当課で土地所有者と協議を行うなど対応策を実施しています。

■平成31年度の施策展開

(1) 自然環境に関する情報共有と迅速な対応を行うための会議運営

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
定例会(月1回)、臨時会の開催と市内の自然環境に関する課題解決への検討・協議	土地利用行為に伴うみどりの保全・創出に関する指導事務 事業費【0千円】	景観みどり課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

施策の柱2.2

生物多様性の保全方針の策定

目標7

「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成32年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。

目標8

生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成32年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

【目標担当課: 景観みどり課】

重点施策⑱

生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定

重点施策⑳

生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

重点施策

- ⑱ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定
- ⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成30年度版)」より抜粋)

ア 成果

・自然環境評価調査の取りまとめを行ったことにより、「生物多様性地域戦略」策定の基礎データとなる、生物多様性の現況や、取り組みの状況について把握することができました。調査結果については、茅ヶ崎市みどりの基本計画の改訂作業に活用していきます。

イ 課題

・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の改定後、生物多様性に配慮するしくみづくりとして、緑化ガイドラインの策定について検討を進める必要があります。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・自然環境評価調査が実施されており、全国的にも先進事例としても紹介されている。		・自然環境評価調査結果を活用し、30年度内に改定を予定している茅ヶ崎市みどりの基本計画に生物多様性地域戦略を統合することとしました。なお、今後も調査を継続して実施するため、平成30年度は新たな調査員を養成するための講座を実施する予定です。
今後検討すべき課題		
・自然環境評価調査が生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成に繋がっていくことを期待する。 ・スピード感を持って取組みを推進することが必要なのではないか。		・自然環境評価調査結果を活用し、30年度内に改定を予定している茅ヶ崎市みどりの基本計画に生物多様性地域戦略を統合することとしました。今後は、自然環境評価調査を踏まえたガイドラインの作成などの具体策の検討を進めていきます。

■平成31年度の施策展開

(1)「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定と協働による推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
自然環境評価調査の結果集計と公表(再掲)	自然環境評価調査業務 事業費【30千円】	景観みどり課

(2)生物多様性に配慮した環境整備を促すためのガイドラインの作成

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
生物多様性に係るガイドラインの作成	みどりの基本計画推進事業 事業費【788千円】	景観みどり課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

施策の柱3.1

4Rの推進

目標9

市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。

【目標担当課:資源循環課】

※平成20年度(2008年度)時点での市民1人あたりの資源物を除いたごみの排出量は763gとなっています。

目標10

リサイクル率(※)を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。

【目標担当課:資源循環課】

※ごみの排出量に占める資源物の割合。①資源ごみとして回収したもの、②収集後の選別処理により回収したもの、③焼却灰の溶融化量等をごみ排出量で除したもの。

重点施策①

リフューズ(要らないものを買わない・断る)

重点施策②

リデュース(ごみの排出を抑制する)

重点施策③

リユース(繰り返し使う)

重点施策④

リサイクル(資源として再生利用する)

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成30年度版)」より抜粋)

ア 成果

・マイバッグの推進については、平成15年から28年にかけて、消費者・事業者・行政からなる「エコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議」を中心とした運動を展開しました。この間、大型店のレジ袋辞退者数は約5倍となり、マイバッグで買い物をするという行為は本市の文化として定着してきたと考えられます。当該会議は当初の目的を達成したため解散しましたが、引き続き、市による啓発活動を実施することで、リフューズについて周知を図ることができました。

イ 課題

・レジ袋の辞退についてはすでに浸透しており、今後は、レジ袋に限らず、不要なものは「買わない」「受け取らない」というリフューズに関する啓発が必要です。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<p>・ごみの排出に関する方向性や取り組みについて、アンケートを活用して市民や事業者の考え方を把握したところは評価できる。また、施策内容及び啓発活動の維持や進展についても、それらが定着してきているのが良い点である。近年、店舗でも簡易包装も比較的増えており、市民の行動にも影響があることから、連動した取り組みを続けてほしい。</p>		<p>・リフューズの推進に向け、引き続き様々な機会を通じ啓発を実施します。</p>
今後検討すべき課題		
<p>・個別の成果は上がっているものの、今後、リフューズが目指す方向性や内容の精査が必要である。茅ヶ崎らしい取り組みになるはずなので、リフューズの特徴を生かした取り組みとは何か、さらに検討してほしい。</p>		<p>・海洋プラスチック問題やレジ袋の有料化が社会的に注目されつつあることから、これを情報発信の好機と捉え、説明会等の様々な機会を通じ市民や事業者に向けた啓発を強化します。</p>

■平成31年度の施策展開

(1)リフューズを念頭に置いた生活様式の定着に向けた啓発事業の推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
マイバッグ持参の推進に向けた啓発活動	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【1,811千円】	資源循環課
市内事業者へのレジ袋削減の協力呼びかけ		
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成30年度版)」より抜粋)

ア 成果

・「ごみ通信ちがさき」の発行や出前講座の実施を通じた啓発活動や、事業者に対する排出指導等を通じて、ごみの排出抑制についての周知を図ることができました。

イ 課題

・リサイクルできる紙や未利用食品が可燃ごみとして出されている現状があり、ごみ減量化に向けたさらなる取り組みが必要です。また、ごみ処理及びごみ処理施設整備に関する財源を今後も確保していく必要があります。これらの課題解決のため、幅広く御意見を伺いながら、ごみ処理有料化の検討を進めます。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・啓発や情報提供を通じ、市民の意識を改革しようとする働きかけは、必要かつ十分にできている。定められた施策展開も、きちんと行われている。		・昨年度より実施している市民との意見交換会を引き続き実施する中で、厨芥類(食品ロス)の削減や紙類・プラスチック製容器包装類の分別について啓発を行い、更なるリデュースの推進に努めます。
今後検討すべき課題		
・啓発活動の成果を把握し、市民が行動に移しているか、確認すべきである。たとえば、目標にどの程度近づいているか、実際の取り組みの効果や成果は、データ(実数や実態)にもとづき記載する必要がある。また、出前講座の参加人数・団体数を増やし、実績をリデュース成果につなげる工夫も大切である。		・啓発の成果として市民の行動変容がどの程度あったのか、環境指導員への聞き取り等により把握に努めます。リデュースの推進に向け、引き続き自治会等への呼び掛けにより出前講座への参加人数・団体数の増加を図ります。

■平成31年度の施策展開

(1)ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み内容の周知と行動改善の促進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発(再掲)	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【1,811千円】	資源循環課
生ごみ処理容器、家庭用電動式生ごみ処理機の普及啓発、購入補助	ごみの減量化・資源化に関する支援業務 事業費【1,447千円】	
コンポストの工夫や使用方法の発信、購入者に対するアフターフォロー		

(2)子どもを中心とした学習機会の充実

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
小中学生を対象とした出前講座の実施	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【1,811千円】	資源循環課

(3)事業者に対する簡易包装やばら売りの推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
ごみ減量・リサイクル推進店の周知と加入促進	ごみの排出抑制推進事業 事業費【36,963千円】	資源循環課
ごみ減量・リサイクル推進店を活用したキャンペーン		

(4)一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画に基づく可燃ごみ減量への取り組み

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
家庭ごみの有料化検討	家庭ごみ有料化導入の検討事業 事業費【12,637千円】	資源循環課
学校給食残さ資源化事業の検討		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成30年度版)」より抜粋)

ア 成果

- ・不用品登録制度やリサイクル品展示室の活用や、ごみ減量・リサイクル推進店の周知を通じて、家庭用品の再利用の促進を図ることができました。
- ・環境フェアにおけるFKPの実施やリユース食器の活用によって、リユースに関する周知を図ることができました。

イ 課題

- ・インターネットオークションやリユースショップの普及により、不用品登録制度やリサイクル品展示室については、一定の役割を終えたと考えられますが、引き続き、リユースの促進に向けた、効果的な情報発信が必要です。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・啓発活動やリユース家具の取り組み等は、継続の重要性とともに前進も見られ、リユース活動の定着に有効性があると考えられる。		・リユースの推進に向け、引き続き様々な機会を通じ啓発を実施します。
今後検討すべき課題		
・市場の動きに連動した取り組みが必要であり、これを考慮すると「やるべきこと」はまだ多々あると考えられる。そして、啓発活動や出前講座の実施は、市場の実態や市民意識の把握とともに、内容を工夫する必要がある。目標と連動するように、取り組み内容を検討する時期が来たと言えるかもしれない。		・インターネット等を通じたリユース関連サービスが多く普及していることから、官民の役割分担のもと、リユースの推進に向け、引き続き様々な機会を通じ啓発を実施します。

■平成31年度の施策展開

(1)家庭用品の再利用促進、各種制度や取り組みの運営推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
FKP(古本回収プロジェクト)	環境フェア開催事業 事業費【975千円】	環境政策課
環境フェアにおけるリユース食器の活用		
出前講座や環境学習の実施	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【1,811千円】	資源循環課
ごみ減量・リサイクル推進店を活用したキャンペーン(再掲)	ごみの排出抑制推進事業 事業費【36,963千円】	

(2)リユースについての情報集約・発信

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
「ごみ通知ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発(再掲)	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【1,811千円】	資源循環課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成30年度版)」より抜粋)

ア 成果

- ・分別品目の拡充については、従来のびん・かん・ペットボトル・紙類・古布類の5品目に、プラスチック製容器包装類・廃食用油・金属(平成24年度～)、小型家電(28年度～)を加えた9品目について回収を行い、資源として再生利用を図ることができました。
- ・食品残渣については、実現可能な資源化施策として、引き続き、コンポストの普及等に関する取り組みを推進することができました。

イ 課題

- ・剪定枝の資源化の検討を行った結果、事業手法等の課題が挙げられたことから、平成29年度末に改定した「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」において、家庭ごみ有料化と並行し検討することを位置付けました。引き続きの検討が必要です。
- ・食品残渣のバイオガス化については、平成28年度における湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の改訂に向けた検討作業において、資源化効率、温室効果ガス削減効果、エネルギー利用効果、経済性等の観点から検証を行った結果、導入を見送るという結論が出されました。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・意識啓発や情報提供活動は必要かつ十分であり、取り組みも継続性ととも、前進がみられるのは良い。		・リサイクルの推進に向け、引き続き様々な機会を通じ啓発を実施します。
今後検討すべき課題		
・ごみの有料化及び剪定枝の資源化への検討に時間がかかりすぎており、リサイクルそのものの進展を急ぐべきである。目標及びリサイクル率向上への施策は、結果にどのように連動しているかを記載して、施策の再体系化を検討してほしい。そして、行動を具体化するような支援を検討する必要がある		・剪定枝の資源化について、課題を整理した上で、引き続き検討を進めます。また、新たな品目の資源化についても検討を行います。ごみの減量、リサイクルの推進に向け啓発を実施する中で、併せて市民が自発的に取り組めるような支援策について検討します。

■平成31年度の施策展開

(1) 資源物における分別品目の拡充と情報発信

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
使用済小型家電の収集	資源化促進事業 事業費【250,076千円】	資源循環課
剪定枝の資源化検討・研究		
インクカートリッジ里帰りプロジェクト	省エネルギー及び地球温暖化対策 に対する普及啓発事業 事業費【113千円】	環境政策課
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発(再掲)	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【1,811千円】	資源循環課
適正分別のための啓発、情報提供		

(2) 食品残さの循環と実施可能な資源化施策の推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
家庭菜園利用者に対するコンポストの利用案内	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【1,811千円】	資源循環課
学校給食残さ資源化事業の検討(再掲)	家庭ごみ有料化導入の検討業務 事業費【12,637千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

施策の柱3.2

地域資源を活かす地産地消の推進

目標11

地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。
*ここで掲げる地元農畜水産物を取り扱う店舗とは、「茅産茅消応援団」参加店舗数を指します。
【目標担当課:農業水産課】

目標12

学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。
【目標担当課:学務課】

目標13

環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。
【目標担当課:農業水産課】

重点施策⑳

地産地消の推進

重点施策㉑

環境に配慮した農業の普及推進

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

・地域農業の支援や輸送に伴う環境負荷の低減に寄与する地産地消について、学校給食、保育園給食における地場産農水産物の導入や、各種イベント等を通じた地場産農水産物・加工品の利用促進を通じて、進めることができました。

イ 課題

・担当課による取り組みは着実に進展しています。茅産茅消応援団参加店舗数については、平成27年度から28年度にかけて大幅な増加がありました。28年度から29年度はほぼ横ばいとなっています。引き続き、地産地消の推進に努めるとともに、地産地消が環境面で与えるメリットについて、一層の周知・啓発を図ることが必要です。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・給食における地産地消の啓発と推進ができています。また、データ収集にもとづく現状把握が進められているのは良い。		・学校給食では、地場産の食材の収穫時期に合わせて献立の作成を行い、保護者や児童には給食だよりやミニ給食ニュースを通じて地場産食材の使用についてお知らせをしています。今後も、生産者や青果商とは常に連携を図り地産地消の推進を図っていきます。
今後検討すべき課題		
・今後もこの施策を採用するならば、販路や市場動向、農業経営の問題を地産地消に組み込む検討が必要である（近隣の農業の動向、幅広い地産地消の展開など）。また、地産地消の環境面への利点を、さらに周知・啓発すべきである。地場農水産物の使用品目については、学校給食に限らず幅広く周知できると良い。これには、インターネット等を活用し、積極的に情報を発信すべきである。		・市では近年、地場農水産物に関して新たな販路を求めている生産者と地場産農水産物の活用に興味のある市内の商業者をマッチングさせ、茅ヶ崎の新たな魅力となり得る商品を創出する事業に取り組んでおり、柿や摘果葡萄、ポモロン(トマト)、白ナスなど様々な品目で商業者と生産者が取引をできる機会を創出してきました。 また、地産地消の環境面への利点の周知については、地産地消はフードマイレージの観点からも大切であることを市内小学校の地産地消に関する授業の中で伝えてきました。 市としましても引き続き地産地消の推進について、関係機関と連携しながら生産者・消費者・商業者のニーズに合った事業展開ができるよう努めてまいります。

■平成31年度の施策展開

(1) 学校給食における地産地消の推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
保育園給食における地場産野菜などの使用	児童指導育成事業 事業費【55,283千円】	保育課
地場産野菜と水産物の継続的な使用	学校給食の管理及び運営等に係る事務 事業費【19,955千円】	学務課
全校共通による地場産食材を使用した献立の提供		
茅ヶ崎産新米を使った給食を提供		
児童や保護者への地場野菜使用の周知		
栄養士による茅ヶ崎の農業についての学習、生産者・市場等との連絡調整		

(2) 市内における地産地消の取り組み、方法等の紹介と、地場産農水産物・加工品の利用促進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
市内飲食店組合に対する茅産茅消応援団への参画呼びかけ	農産物地産地消推進事業 事業費【20,099千円】	農業水産課
地産地消の周知		

(3) 生産者と地域住民との交流、地場産農水産物・加工品を販売する機会の拡充

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
買い物ツアー、各種品評会、展覧会、園芸講習会などを通じた地産地消の推進	農産物地産地消推進事業 事業費【20,099千円】	農業水産課
海辺の朝市の支援		
道の駅を見据えた商品開発における連携		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

トピックス 情報発信！“地産地消”

「給食だより」 茅ヶ崎米「はるみ」について紹介！

平成30年11月30日
茅ヶ崎市立が丘小学校
栄養士 藤野

給食だより



早いもので、今年も残すところあとひと月になりました。最近はやがさが日に日に増し、空気も乾燥しているため、風邪を引きやすくなっています。インフルエンザも流行ってきているので、うがい・手洗いはしっかりと行い、3食しっかりと食べましょう。

茅ヶ崎産の新鮮な「はるみ」をいただきました！

11月に160kgほどの茅ヶ崎産の新米が届き、5回ほど給食でいただきました。「はるみ」という品種で、甘味がありもちりとしているのが特徴です。「はるみ」は神奈川県で生まれた新品種で、日本穀物検定協会が実施する米の食味ランキングで最高評価の『特A』をとりました。子どもたちも、おいしい！と喜んで良く食べてくれました。今回は、茅ヶ崎市産の岡本さんが育ててくれたお米でした。

【お米を作ってくれた岡本さん！】

12月は里山学校のお野菜が届きます！

2年生が里山学校で育ててくれた「さつまいも」と「大根」が、給食で届きます。12月10日にさつまいもを使った『天芋芋』を、その日に大根をきかずに入れて出す予定です。ぜひ楽しみにしてくださいね！

今月の目標 寒い冬を元気に過ごそう！

「しっかり手洗い」で冬を元気に過ごそう！

風邪やインフルエンザ、ノロウイルスが猛威をふるう季節になりました。原因となる菌やウイルスは目に見えませんが、ドアノブや手すりなどあちこちにくっついていて、それが手につくと口や鼻から体内に入って感染します。しっかり手を洗うことは、予防の第一歩です。

こんな時は忘れずに！

① 外から帰った時 ② 食事の前 ③ トイレの後 ④ 動物に触った後

しっかり手を洗うには…

- 1 手をのぞいたら、さつげんをつけて、手のひらをよこす。
- 2 手の甲、手の裏、指先、爪の間、指の間、手首をしっかりと丁寧に洗う。
- 3 水ですすいで、水気を拭き取る。
- 4 清潔なハンカチやタオル、ペーパータオルなどで水分をよくふく。

食べ物で体の中から温まろう！

食べ物の中でも寒い地域でとれるもの、葉が厚いもの、根菜類に出来るもの、水分の少ないものは体を温める効果があります。簡単に盛り付けて、体の中からポカポカ温かくなります。



体を温める食べ物

「ミニ給食だより」 茅ヶ崎米「きぬひかり」について紹介

ミニ給食ニュース 2018年11月6日(火)
共岡調理場 遊作

今日の献立は ごはん(茅ヶ崎米) 牛乳
ちくわの磯辺揚げ 肉と大根の旨煮

今年もやってきました新米。茅ヶ崎産のお米が届きました。今日のお米は、昨年同様茅ヶ崎市芹沢の解盛さんが作ったお米です。お米の種類は「きぬひかり」です。ご飯の炊きあがりがかみのかように美しく、ソフトな粘りが特徴です。(写真が裏にあります) 今日調理員さんが美味しく炊いてくれました。ご飯を一口食べてよく噛んで、ご飯の旨味も味わってください。おかずは、どれもご飯との相性がバッチリなものばかりです。お米クイズです。お米は由んば育ち、秋に収穫します。そして、白いお米にするために精米をします。精米する前のお米を何と呼ぶでしょう。① 古米 ② 糠米 ③ 玄米 答えは③です



お米を作った解盛さん

精米してくれた鈴木米店さん

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

・生産組合長会議への環境保全型農業直接支援対策事業の周知、小学校での循環型農業の学習機会の提供を通じて、環境に配慮した農業の普及啓発を図ることができました。

イ 課題

・引き続き、様々な機会をとらえて、環境に配慮した農業の普及啓発に努める必要があります。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・普及啓発活動や学習機会の提供は、よく取り組まれており、評価できる。		・生産者のニーズを図りつつ、今後の事業の実施について検討してまいります。
今後検討すべき課題		
・本施策には、農業と環境との連動について、いっそうの検討と説明のための工夫が必要であり、施策の内容や目標の再構築が求められる。とくに、茅ヶ崎の土地柄と農業の関連性、時代の変化等を考慮する必要がある。		・近年、本市に参入した新規就農者の中には、有機農法等に取り組んでいる方もおり、市としましても、環境に配慮した農業施策の内容や在り方について改めて検討してまいりたいと考えております。

■平成31年度の施策展開

(1)環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
市内小学校への堆肥の提供で畜産及び堆肥、循環型農業の学習機会の提供	畜産振興事業 事業費【2,828千円】	農業水産課
生産組合長回覧等を通じた環境保全型農業直接支援対策事業の周知	農業嘱託員に関する事業 事業費【2,184千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ4 低炭素社会の構築

施策の柱4.1

「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

目標14

市域のCO₂排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,492千tCO₂(平成2年度(1990年度)の80%)にします。

【目標担当課:環境政策課】

目標15

エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。

【目標担当課:環境政策課】

重点施策⑳

情報発信・啓発活動の推進

重点施策㉑

家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援

重点施策㉒

市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

・地球温暖化防止に取り組むための啓発活動として、広報紙、地域紙、ホームページ等を活用した情報発信、「ちがさきエコネット」を活用した「省エネコンテスト」や「省エネ活動展」の実施、2市1町で連携した小学生向けのセミナーや環境に関する施設を巡るバスツアーの実施、県の温暖化防止活動推進員やNPO法人と連携した講座の実施、環境フェアにおいて電気自動車や燃料電池自動車の試乗・同乗体験会を実施するなど、様々な機会にあらゆる方を対象とした啓発を行い、情報発信・啓発活動を推進することができました。

イ 課題

・地球温暖化防止に向け、市民や事業者により具体的な取り組みを進めていただくため、啓発活動の内容、対象、周知方法など、工夫しながら継続していく必要があります。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・さまざまなイベントや情報ツールを通じて、継続的・積極的に情報発信・啓発活動が行われている点は評価に値する。		・情報発信については、「ちがさきエコネット」をはじめ、市広報紙やホームページ、メール配信サービスなどを活用して広く周知しているほか、今年度はインターネット閲覧環境がない方や、自発的に環境に関する情報を見ることのない方にも情報が届くよう、市広報板や商業施設等にもポスターを貼るなど、紙媒体での情報発信も行いました。今後も、様々な手法を用いて情報発信に努めます。
今後検討すべき課題		
・まず、施策と目標との連動が求められる。そして、CO ₂ 削減が、市民や事業者にとり、住みよいまちづくりに繋がること、その理由や具体的な市民行動についても含め、もっとアピールすべきである。		・市域のCO ₂ 排出量はゆるやかに削減を続けていますが、特に市民にとって、自分自身の取り組みがどの程度CO ₂ 排出量削減に繋がったのかが見えにくいいため、30年度は市広報紙(7月15日号)に、家庭での取り組みで削減できるCO ₂ 排出量を数値化して掲載しました。 今後も、ただ情報提供を行うだけでなく、市の現状や市民1人1人の取り組みによるCO ₂ 排出量削減効果、また具体的な取り組みの事例紹介など、より市民や事業者には伝わりやすい周知に努めます。

■平成31年度の施策展開

(1) 家庭や事業所に対する、省エネや新エネルギーの利用に関する情報発信

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」を活用した情報発信	ちがさきエコネット事業 事業費【1,034千円】	環境政策課
省エネルギーを目的としたコンテストの実施		
「ちがさき環境フェア」の開催	環境フェア開催事業 事業費【975千円】	
市民と連携した講座等の実施	環境学習支援事業 事業費【103千円】	
子どもを対象とした環境に関する講座等の実施		
広報紙、タウン紙、ホームページ等を活用した情報発信	市民・事業者・市との環境活動連携支援事業 事業費【100千円】	
2市1町広域連携による啓発活動	省エネルギー及び地球温暖化対策 に対する普及啓発事業 事業費【113千円】	
環境バスツアーの実施(2市1町広域連携事業)		
みどりの保全セミナーの実施(2市1町広域連携事業)		
地球温暖化、省エネルギーに関するアンケート調査		

(2) 省エネツール利用の継続的な普及推進

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
省エネナビ、エコワットの貸出	省エネルギー及び地球温暖化対策に対する普及啓発事業 事業費【113千円】	環境政策課
緑のカーテン用苗の配布		
環境家計簿の提供		

(3) 電気自動車等を活用した市民意識の向上

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
電気自動車等展示会の実施	環境フェア開催事業 事業費【975千円】	環境政策課
電気自動車用急速充電器の活用による普及支援	省エネルギー及び地球温暖化対策に対する普及啓発事業 事業費【113千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

トピックス 情報発信！“地球温暖化防止”

広報ちがさき7月15日号では、家庭で取り組みそうな事例を紹介し、家庭の省エネ行動がどれくらいCO₂の削減につながるのかを数値化して掲載しました。広報ちがさき12月1日号では、12月の温暖化防止月間に伴い、衣・食・住で取り組めるウォームビスの事例を掲載しました。

「広報ちがさき7月15日号」 夏の省エネにチャレンジ

2018年 7月15日号
お知らせ号

夏の省エネにチャレンジ

省エネナビ、エコワット、緑のカーテン、環境家計簿の活用など、身近な省エネ行動を紹介し、CO₂削減効果の数値化を掲載しました。

省エネライフ

- LED照明の交換：省エネ効果は約8割、寿命は約10倍。交換費用は約1,000円、削減効果は約1,000円/年。
- エアコンの清掃：フィルターを定期的に清掃すると、省エネ効果は約1割、寿命は約2倍。清掃費用は約1,000円、削減効果は約1,000円/年。
- 冷蔵庫の清掃：冷蔵庫の清掃は省エネ効果は約1割、寿命は約2倍。清掃費用は約1,000円、削減効果は約1,000円/年。
- 洗濯機の清掃：洗濯機の清掃は省エネ効果は約1割、寿命は約2倍。清掃費用は約1,000円、削減効果は約1,000円/年。
- 給湯機の清掃：給湯機の清掃は省エネ効果は約1割、寿命は約2倍。清掃費用は約1,000円、削減効果は約1,000円/年。
- エアコンの買い替え：最新のエアコンに買い替えると、省エネ効果は約3割、寿命は約2倍。買い替え費用は約10,000円、削減効果は約10,000円/年。
- 冷蔵庫の買い替え：最新の冷蔵庫に買い替えると、省エネ効果は約1割、寿命は約2倍。買い替え費用は約10,000円、削減効果は約1,000円/年。
- 洗濯機の買い替え：最新の洗濯機に買い替えると、省エネ効果は約1割、寿命は約2倍。買い替え費用は約10,000円、削減効果は約1,000円/年。
- 給湯機の買い替え：最新の給湯機に買い替えると、省エネ効果は約1割、寿命は約2倍。買い替え費用は約10,000円、削減効果は約1,000円/年。

省エネナビ

省エネナビは、省エネ行動の目安となる省エネポイントを提供し、省エネ行動をサポートします。

エコワット

エコワットは、省エネ行動の目安となる省エネポイントを提供し、省エネ行動をサポートします。

緑のカーテン

緑のカーテンは、省エネ行動の目安となる省エネポイントを提供し、省エネ行動をサポートします。

環境家計簿

環境家計簿は、省エネ行動の目安となる省エネポイントを提供し、省エネ行動をサポートします。

「広報ちがさき12月1日号」 身近なことからエコ活動

**衣・食・住でひと工夫
身近なことからエコ活動**

12月は温暖化防止月間です。地球温暖化防止のため、日々の暮らしの中エネルギーのムダがないかを見直し、できることから取り組んでみましょう。

身近なことからウォームビスに取り組みよう

- ★衣…「三つの首」をあたためる
マフラーや手袋、レッグウォーマーで、太い血管のある首・手首・足首まわりを重点的にあたためることで、体全体があたたまります。
- ★食…「鍋」で体も室内もあたたかく
鍋は、一石三鳥の「ウォームビス」料理。鍋の湯気による加湿効果のほか、家族全員で一部屋に集まって過ごすことで使わぬ部屋の電気も節約でき、さらに冬が旬の食材や生薬などは体を内側からあたためる効果があります。
- ★住…「窓」からあたたかさを逃がさない
暖房を効率的に使用するため、窓に断熱シートを貼ったり、厚手のカーテンを掛けたりして、窓から熱を逃がさないようにしましょう。

「食」からエコを考えよう！エコ・クッキング教室

最新機器を導入されたフッキングスタジオで、エコ・クッキングにチャレンジしてみよう。

日時 2019年1月16日(9時～14時)
会場 東京ガス横浜ショールーム(横浜西区)
定員 18人(申込制(抽選))
申込 12月3日(月)～19日(水)にちがさきエコネット館で
ほか 費用800円。市役所からマイクロバスの送迎あり

土曜でゆっくり
おうちチャイニーズ

- ・白飯とスベアリアの和込み
- ・豚汁
- ・ホタテとクラゲの和えもの
- ・雪花(トウフ)馬デザート

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・電気自動車購入費補助事業、商店街街灯LED化に対する補助事業を継続して実施し、家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援につなげることができました。
- ・太陽発電普及啓発基金を活用した新たな補助制度の構築に向けた検討を進めることができました。
- ・太陽光発電設備普及の仕組みとして、太陽光発電クレジット事業を継続して実施し、新たに14世帯に御参加いただきました。昨年度に引き続き、湘南国際マラソンで使用するランナーのエコ袋のカーボンオフセットとしてクレジットが活用され、事業をPRすることができました。

イ 課題

- ・平成28年度に終了した住宅用太陽光発電設備及び住宅用コージェネレーション・住宅用太陽熱利用設備設置費補助金に続き、電気自動車購入補助事業についても29年度で終了としたことから、新たな支援策の導入が課題となっています。新制度の導入に向け、太陽光発電設備普及啓発基金への積立額を増やすとともに、基金を活用した補助制度の運用開始を目指します。
- ・太陽光発電クレジット制度を安定的に今後も運用するため、事業への参加世帯を増やすとともに、クレジットを活用いただける事業者を募っていく必要があります。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ機器等の導入、その支援策や施策もあわせて、しっかり取り組まれており、進捗が認められるのは評価できる。この施策そのものが意識啓発につながると期待できるので、今後も（形は変わるかもしれないが）継続してほしい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の利便性や活用方法について、環境フェアなどのイベントにおいて機会を捉えた情報発信を行っていきます。 ・太陽光発電設備普及啓発基金を活用した補助制度を実施し、太陽光発電の普及を図っていきます。
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ機器等の導入支援により、どのくらい効果があったか、検証とその記載が必要である。そして、新たな支援策を至急、検討してほしい。その場合、課題の同時解決をヒントに、他の事業との連動を試みる等の工夫が求められる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備補助事業の実施による累計補助件数は1,984件となり、そのCO₂削減効果は年間約3,000t-CO₂となりました。今後も太陽光発電クレジット事業を推進することで、太陽光発電の普及を図ります。 ・省エネ機器等の導入はCO₂削減効果や節約効果だけでなく、災害時の非常用電源として活用ができることを周知するなど、他の分野の取り組みと関連づけた周知方法を検討していきます。

■平成31年度の施策展開

(1) 家庭・事業所における省エネ機器や新エネルギー利用設備、電気自動車の導入等に対する補助事業

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
商店街街灯LED化に対する補助事業	商店街振興支援事業 事業費【19,391千円】	産業振興課
太陽光発電普及啓発基金を活用した団体・事業者向け太陽光発電設備設置補助事業	太陽光発電設備普及啓発事業 事業費【2,000千円】	環境政策課

(2) 太陽光発電に関する新たな事業の展開

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
太陽光発電クレジット制度の周知と参加者募集	太陽光発電クレジット事業 事業費【72千円】	環境政策課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

・平成28年度はESCO事業による防犯灯のLED化を進めましたが、29年度は市役所分庁舎をはじめとする、公共施設や道路における照明のLED化を積極的に推進しました。その結果、エネルギー消費や温室効果ガスの排出削減に寄与することができました。

イ 課題

・今後も、施設の建築や設備の更新にあたっては、省エネ機器等の導入を進めていく必要があります。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	A	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> 公共施設に積極的にLED照明を導入している。また、ESCO事業の採用といった市場メカニズムの活用もあり、積極的に施策展開がなされている。全体的に施策の進展がみられ、同時に、市民の手間も省略されるといった成果が表れているのは良い 		<ul style="list-style-type: none"> 29年度は、ESCO事業やリースなどの手法を活用し、多くの公共施設の照明のLED化を図ることができました。今後も引き続き、照明のLED化や施設付帯設備の高効率機器への入れ替えを進めていきます。
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> 目標とのさらなる連動が必要である。そのために、効果を測定し、省エネ対策の成果も含め、データを調べるのが望ましい。 		<ul style="list-style-type: none"> 機器単体での削減効果を求めることは難しいですが、各施設ごとに前年度と比較した削減量は測定しフィードバックを行っています。今後も継続してデータの算出と施設へのフィードバックを行っています。

■平成31年度の施策展開

(1)行政活動に伴うエネルギー消費や温室効果ガスの排出削減に向けた新技術等の導入

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
防犯灯事業におけるLED灯具の設置及び維持管理	LED防犯灯の設置及び維持管理による 防犯対策事業 事業費【67,242千円】	安全対策課
ごみ焼却炉から発生する熱の有効利用	ごみ焼却処理施設余熱利用による売電 (行革重点推進事業名) 事業費【126,777千円】	環境事業 センター
特定規模電気事業者(PPS)の活用促進	環境マネジメントシステム推進事業 事業費【488千円】	環境政策課
公共施設への省エネ機器等の導入促進	小学校施設整備事業 事業費【69,725千円】	教育施設課
	中学校施設整備事業 事業費【118,317千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の実績を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の実績を示すものではありません。

テーマ4 低炭素社会の構築

施策の柱4.2

交通行政における温室効果ガスの排出削減

目標16

市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。

【目標担当課:都市政策課】

※市民1人あたりの年間公共交通利用回数:鉄道、路線バス、コミュニティバスの利用者数をその年度の人口で割ることにより算出します。

※鉄道利用者数はJRの各駅(茅ヶ崎駅、北茅ヶ崎駅、香川駅、辻堂駅)の乗降者数であり、本市以外からの利用者も含んでいます。

重点施策③⑩

乗合交通の利便性向上

重点施策③⑪

徒歩・自転車利用の促進

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

・予約型乗合バスに関するアンケート調査、利用促進に向けた啓発活動を実施することで、乗合交通を利用しやすい環境づくりを推進することができました。市内公共交通の利用者は増加傾向にあり、自家用車の利用に起因する温室効果ガスの排出削減に寄与していると考えられます。

イ 課題

・急速に進む高齢化に対応するため、「将来利用する可能性がある高齢者等への乗り案内」等、公共交通の利用環境を整えていく必要があります。また、単なる移動手段としての役割だけでなく、「乗ること自体に価値を見出すこと」で、更なる利用の促進が図れるものと考えられ、取り組みの検討が必要です。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<p>・コミュニティバスの知名度が上がっており、利用者の増加が乗合交通手段の定着・普及とともに、温室効果ガス削減につながっている点は評価できる。本施策は、利用者にあわせたルート of 再検討も考慮しつつ、今後も継続してほしい。</p>		<p>・今後も引き続き、沿線地域の皆様と連携しながら利用促進を図り、少しでも多くの方が自家用車の利用から公共交通の利用に転換して下さるよう努めます。</p> <p>また、ルートの再検討につきましては、現状のサービス水準を下回らないことを前提とし、適宜検討します。</p>
今後検討すべき課題		
<p>・コミュニティバス利用者のニーズをさらに把握する必要がある。また、事業者等に自家用車(通勤)使用の抑制を協力してもらい、バス利用者を増加させるといった、新しい取り組みも採用可能ではないか。継続を前提とすると、ラッピング広告の導入など、採算性も考える必要がある。</p>		<p>・引き続き、地域の皆様や利用者の声をコミュニティバスの運行に反映できるよう努めるとともに、コミュニティバスの役割分担を明確にし、路線バスに任せることは任せ、公共交通全体で温室効果ガスの削減につなげていきたいと考えています。</p> <p>また、採算性については、運行継続にあたり重要な要素と認識しておりますので、車体広告の募集強化及び広告場所の新設等、増収に向けた取り組みを実施します。</p>

■平成31年度の施策展開

(1) 乗合交通を利用しやすい環境づくりに向けた公共交通機関ネットワークの整備

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
ノステップバスの導入(事業者に対する要望)	乗合交通整備計画推進事業 事業費【130千円】	都市政策課
地域公共交通の利用促進、運行改善(ルート、本数、バス停環境等)		
サイクルアンドバスライドの整備及び適正管理	ちがさき自転車プラン推進事業 事業費【430千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の実業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の実業費を示すものではありません。

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

・引き続き、歩道段差解消、歩道の設置等、歩行者の安全性を確保する取り組みを進めるとともに、自転車駐車場の整備、法定外路面標示の設置等、自転車利用の利便性を改善したことで、温室効果ガスの排出抑制につながる徒歩・自転車利用の促進が図れたものと考えます。

イ 課題

・人身交通事故に占める自転車事故の割合は依然として高く、自転車利用の促進に併せ、引き続き、自転車ルールへの遵守、マナーアップに向けた取り組みの推進が必要です。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・自転車利用を促進して自家用車使用を抑制するのは、茅ヶ崎には意義ある施策である。この推進が、自転車利用のルールやマナーの周知とともに行われているのは良い。		・今後も自転車利用の促進と合わせ、自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上が図られるよう啓発を継続していきます。
今後検討すべき課題		
・せっかくの取り組みでも、自転車利用のルールやマナーを守らないことによる事故が起きているのは問題である。今後は、都市部のまちづくり施策との連携をさらに高め、安全性にも配慮した自転車利用の仕組みやルールを構築すべきである。		・これまでも「第2次ちがさき自転車プラン」に基づき「人・自転車を優先したまちづくり」を進めていますが、今後もまちづくりの視点を持ち、関係課及び関係機関等との連携を図りながら、自転車利用の促進及び交通安全対策の推進に努めます。

■平成31年度の施策展開

(1) 歩行者の安全、自転車利用の利便性・安全性向上

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
自転車利用ルールの周知	交通安全教育及び啓発等事業 事業費【8,940千円】	安全対策課
民設自転車駐車場に対する補助金交付の情報提供と開設促進	自転車駐車場管理運営及び施設整備事業 事業費【63,219千円】	
公設自転車駐車場設置に向けた検討		
既存の公設自転車駐車場の維持管理と利便性向上		
視覚障害者誘導ブロック設置工事	道路舗装修繕事業 事業費【89,038千円】	道路管理課
歩道段差解消工事		
歩道切下げ部改良工事		
歩道設置工事(市道0110号線)	市道0110号線歩道整備事業 事業費【14,273千円】	道路建設課
道路改良工事(香川甘沼線)	香川甘沼線道路改良事業 事業費【2,641千円】	
道路改良工事(下寺尾芹沢線)	下寺尾芹沢線道路改良事業 事業費【27,221千円】	
自転車走行空間の整備	ちがさき自転車プラン推進事業 事業費【430千円】	都市政策課

(2) レンタサイクル事業の実施と新たな取り組みの検討

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
関係団体との協働によるシェアサイクル事業の検討・実施	ちがさき自転車プラン推進事業 事業費【430千円】	都市政策課

(3) サイクルアンドバスライド事業における施設の適正な維持管理と利便性向上

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
適正な維持管理と地域の需要に応じた設置検討	ちがさき自転車プラン推進事業 事業費【430千円】	都市政策課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱5.1

本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成

目標17

庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。

【目標担当課:環境政策課・景観みどり課】

重点施策⑳

庁内の環境意識の向上

重点施策㉑

庁内における人材育成

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・茅ヶ崎市環境マネジメントシステム(C-EMS)の外部監査では、C-EMSがおおむね適切かつ効果的に運用されていると評価され、研修や外部監査等による庁内周知が図られているものと考えられます。平成29年度に新たに実施した、ESCO事業者や資源エネルギー庁の職員を講師とした勉強会では、機器の入れ替え時におけるESCO活用の検討やEMSを活用した施設のエネルギー使用量分析等、公共施設のさらなる省エネルギー化に向けた具体的な手法等について学び、職員の環境意識の向上を図ることができました。
- ・生物多様性に係る研修のアンケート結果では、回答者の9割以上が「生物多様性についての理解が深まった」と回答しており、生物多様性の大切さについて周知が図れたものと考えます。
- ・外部研修の参加については、各担当課で積極的に行われています。

イ 課題

- ・C-EMSの外部監査の中で、一部の施設において「フロン排出抑制法」に基づく点検や点検記録の保存が実施できていないという指摘を受けました。今後、事務局において実施する庁内研修の中で法令遵守についての周知を図ります。
- ・職員が環境に関する知識を習得することができるよう、引き続き、研修会の活用等、取り組みを推進することが必要です。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・環境意識の向上という点で、庁内でさまざまな努力をしている。そして、C-EMSの取り組みが、現在では庁内になんかなり浸透してきているのは評価に値する。また、職員が業務で忙しい中、よく取り組んでいるのも良い。 		<ul style="list-style-type: none"> ・C-EMS(茅ヶ崎市環境マネジメントシステム)の取り組みについては、毎年度研修等を実施して制度の周知を図っているところですが、今後も継続して制度の周知に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査の結果も含め、環境マネジメントシステムが効果的に運用されているように見える。 		<ul style="list-style-type: none"> ・C-EMS(茅ヶ崎市環境マネジメントシステム)は概ね適正に運用できていると考えていますが、環境法令遵守などでは一部指摘事項などもあったことから、継続して制度の周知を図るとともに外部監査を実施していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等が適切に実施されている 		<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容のさらなる充実を図り、職員一人一人の環境意識の向上を図ります。
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、意識の向上や人材育成の結果を、具体的に記述すべきである。また、研修を受講するだけでなく、多様な情報・現状を職員向けに配信してはどうか。とくに、エコネットには、市職員が市民の立場としての参加すべきである。庁内の取り組みは、来庁した市民への情報発信でもあり、努力を継続してほしい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・御意見のとおり、「ちがさきエコネット」は、職員向けに周知を行っていませんが、職員も目にする事が多い市役所建物内のデジタルサイネージに「ちがさきエコネット」で実施しているイベント等の情報を掲載しています。今後は、市役所内の掲示板など、来庁者だけでなく職員が多く見る場所にもポスター等を掲示し広く周知を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・「ためになる」と感じることから、環境に関する理解が深まることや環境問題の解決に向けた行動をとることへと繋げていく試みがあるとよい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・C-EMSでは、組織や施設の環境に配慮した良好な事例を表彰するために、「エコオフィス賞」や「エコ管理賞」を実施しています。29年度の表彰事例では、環境にやさしい取り組みであるほか、組織や施設の光熱水費が削減し、経済的なインセンティブも発生していることが特徴として挙げられます。今後も、環境に配慮した取り組みが他の問題解決にも繋がる事例を拾い上げ、組織内で横展開できるよう周知を行っていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みを引き続き実施していくことが必要である。 		

■平成31年度の施策展開

(1) C-EMSに基づく庁内の環境意識向上と環境配慮行動の実践

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
C-EMS課内研修、新採用職員研修、マネージャー研修	環境マネジメントシステム推進事業 事業費【488千円】	環境政策課
C-EMS外部監査		
C-EMSレターの発行		
表彰制度「茅ヶ崎市エコオフィス賞」、「茅ヶ崎市エコ管理賞」の実施		

(2) 自然環境、生物多様性についての職員への周知

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
「茅ヶ崎市みどりの基本計画」に係るヒアリング及び周知	みどりの基本計画推進事業 事業費【788千円】	景観みどり課
都市部局への異動職員への研修		
庁内イントラネットや通知による周知		
自然環境庁内会議の定期開催	環境基本計画の進行管理・策定事務 事業費【9,929千円】	環境政策課
環境部局への異動職員への研修		
環境基本計画(生物多様性)に係る庁内研修	市民・事業者・市との環境活動連携支援事業 事業費【100千円】	

(3) 知識や技術を習得するための研修の支援、環境に関する専門的知識を有する職員の育成

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
各種研修会への職員派遣	職員研修に関する事務 事業費【11,138千円】	職員課
職員研修報告会の実施		
各種研修会への職員派遣	部内調整事務 事業費【35千円】	環境政策課
各種研修会への職員派遣	みどりの基本計画推進事業 事業費【788千円】	景観みどり課

(4) 階層別職員研修の実施

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
新採用職員研修	職員研修に関する事務 事業費【11,138千円】	職員課
担当主査級職員研修		
課長補佐級職員研修		
課長級職員研修		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱5.2

市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

目標18

市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。

【目標担当課：環境政策課】

重点施策③④

意識啓発・人材育成

重点施策③⑤

現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成30年度版)」より抜粋)

ア 成果

- ・みどりの情報紙「ちが咲き」の創刊、Facebookでの情報発信の開始、市ホームページでの「参加してみよう！ 環境活動」ページの開設等、積極的な情報発信を行うことで、環境意識の向上に資することができました。
- ・引き続き、市民活動団体等との協働により、環境フェア、里山はっけん隊！、環境に関する講座を開催し、多くの市民の参加を得ることができました。
- ・社会教育においても、各公民館での学習機会の創出のほか、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」における自然環境に関する講座の実施等、さまざまな機会を捉えた学習の場を創出できました。

イ 課題

- ・今後も情報発信の方法の改善に努めながら、啓発活動の内容、対象など、工夫しながら継続していく必要があります。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・特定の手段に偏ることなく、各種媒体やイベント等種々、諸々の情報発信手段や方法が企画創出なされている。 ・情報発信は積極的に実施されており、評価できる。学校における「ごみ持ち帰り」制度など、十分な準備期間を経て一斉に導入しようとするのは、仕組みが人の協力行動を促す意味ですばらしい取り組みといえる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、情報を伝えるターゲットを明確化し、媒体ごとの特性を踏まえ、広報紙などの紙媒体、FMラジオやケーブルテレビなどのメディア媒体、ホームページやSNSなどの電子媒体等を効果的に組み合わせた情報発信を行っていきます。
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・どのような人材を育成するか、という点についてイメージをもつことが必要である。また、市民にどのように呼びかけるか、ネット、紙、口コミなどの方法を駆使してその市民にあった情報伝達を続け、本施策の実現にむけて努力を傾注してほしい。 ・里山はっけん隊や環境美化キャンペーンをはじめとするユニークな試みについては、市外への情報発信も含め、効果的な広報活動を行う必要がある。取組みを広く世間に知ってもらい、認められることで、自尊意識が生まれ、さらなる意識の向上や参加者の増加につながると期待できる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催情報や実施結果については、テーマやターゲットに見合った情報発信方法を検討し、記者発表等も活用しながら、効果的な周知活動を行っていきます。

■平成31年度の施策展開

(1)市内の環境情報、市民活動団体・事業者・市等の環境への取り組みに関する情報等の発信

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
広報紙、タウン紙、ホームページ等を活用した情報発信(再掲)	市民・事業者・市との環境活動連携支援事業 事業費【100千円】	環境政策課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」を活用した情報発信(再掲)	ちがさきエコネット事業 事業費【1,034千円】	

(2)環境に関する講座等の実施

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
「ちがさき環境フェア」の開催(再掲)	環境フェア開催事業 事業費【975千円】	環境政策課
市民と連携した講座等の実施(再掲)	環境学習支援事業 事業費【103千円】	
子どもを対象とした環境に関する講座等の実施(再掲)		
環境バスツアーの実施(2市1町広域連携事業)	省エネルギー及び地球温暖化対策 に対する普及啓発事業 事業費【113千円】	
みどりの保全セミナーの実施(2市1町広域連携事業)		
ごみ処理施設見学	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【1,811千円】	資源循環課
各公共施設における環境に関する講座の実施	社会的要請課題をテーマとした事業(公民館)・ 子ども事業(公民館) 事業費【2,351千円】	社会教育課
	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業 事業費【1,010千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・環境美化や資源循環、緑化等に取り組む個人や事業者、団体に対する補助事業の継続的な実施や、広報紙や市ホームページ等を活用した市民団体の活動の周知等により、環境保全の取り組みを支援することができました。
- ・環境フェアや省エネ活動展を通じて、各主体の取り組みを市内外へアピールする機会を提供することができました。

イ 課題

- ・市民や市民活動団体、事業者に対する支援の取り組みを継続的に行うとともに、新たな支援の仕組みについても、今後、検討していく必要があります。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・十分な情報提供や支援事業が展開されている。相乗りイベントの開催など、多面的なアピール・情報提供のための支援が目指されている。		・30年3月4日から6日に開催した「省エネ活動展」では、4日に中央公園で開催された「サザンマルシェ」等との相乗効果で、出展者の取り組みを多くの方にアピールすることができました。また、環境フェア2017では主なターゲットを子どもとし、メインイベントを子どもを対象としたものに設定することで、多くの集客数を得ることができました。今後も魅力あるイベントづくりによって、各主体の取り組みを効果的に情報発信できる機会の提供に努めてまいります。
・環境フェアの来場者は3,000人で、出展者のPRという意味で効果が高かったと考えられる。		
・市民活動団体に対する各種の支援が実施できている。		・環境美化に関する民間団体補助事業や資源回収推進地域補助金制度を引き続き実施します。また、新たな制度として30年度より、市民団体が開催する環境学習会の講師謝礼を市が負担する「環境学習会に関する講師派遣事業」を実施しています。
今後検討すべき課題		
・今後も、適切な支援のあり方について、さらなる検討とともに仕組みづくりをしてほしい。とくに、民間組織との連携、競争原理のもとづく支援策、イベントPRの方法には、これからも多様な工夫ができるのではないかと。地域内、地域間、県との連携など、まだ進展の余地があるので、新機軸を打ち出すことを期待する。		・30年度より、新たな制度として、市民団体が開催する環境学習会の講師謝礼を市が負担する「環境学習会に関する講師派遣事業」を実施しています。
・市民活動団体への支援について多様な形を考えていくことも必要と考える。支援の拡大や新規手段の創出を継続的に工夫してほしい。環境に関する取り組みの推進には市民活動団体の力が不可欠である。		・現在、市民活動団体の活動を広報紙やニュースレター「ちが咲き」などで周知しています。引き続き周知などを行うとともに、自然環境保全ボランティア幹旋制度などでの支援を継続していきます。また、新たな制度である「環境学習会に関する講師派遣事業」については、制度の利用促進を図るため、市民活動団体等への周知を行っていきます。

■平成31年度の施策展開

(1) 市民活動団体や事業者に対する効果的な支援

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
環境美化推進事業	美化推進事業 事業費【1,198千円】	環境保全課
環境美化に関する民間団体補助事業		
資源回収促進地域補助金制度	ごみの排出抑制推進事業 事業費【36,963千円】	資源循環課
「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」への支援	みどりの基本計画推進事業 事業費【788千円】	景観みどり課
環境保全活動をしている市民団体への支援		
環境学習会に関する講師派遣事業	市民・事業者・市との環境活動連携支援事業 事業費【100千円】	環境政策課

(2) 環境に関する取り組みを市内外へPRする機会の提供、活動の促進、市民への普及、自主的な参加拡大

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
「ちがさき環境フェア」の開催(再掲)	環境フェア開催事業 事業費【975千円】	環境政策課
広報紙、タウン紙、ホームページ等を活用した情報発信(再掲)	市民・事業者・市との環境活動連携支援事業 事業費【100千円】	
ポータルサイト「ちがさきエコネット」を活用した情報発信(再掲)	ちがさきエコネット事業 事業費【1,034千円】	
エコ事業者認定制度の活用		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

トピックス

情報発信!“市民の取り組みの紹介”

ニュースレター「ちが咲き」

ニュースレター「ちが咲き」では、「みどりのまちづくり」や「自然環境」、「生物多様性の保全」に関する様々な情報を提供しています。

みどりへの興味が高まるように、市や市民の活動、重要な自然環境やそこで活動する市民団体の紹介をするメイン版(年4回程度の発行を予定)と、自然環境に関するイベントをお知らせするイベント版(2か月に1回程度の発行を予定)の2種類に分けて発行しています。

メイン版
(第7号平成31年1月発行)



イベント版
(平成31年3月・4月分)

ニュースレター「ちが咲き」
イベント版(平成31年3月・4月分)

イベントスケジュール

イベント	日時	場所	内容・お問い合わせ
春祭り(しあすた) 花見朝市	3月8日(日) 9:30~	東山公園(東山公園管理事務所)	花見・春祭り・朝市を開催いたします。お問い合わせ先: 環境政策課 課長 清水 裕子 0467-82-4048
小畑のせせらぎ	3月17日(日) 10:00~11:30	小畑公園(環境政策課 公園管理課)	公園見学会を開催いたします。お問い合わせ先: 環境政策課 公園管理課 課長 清水 裕子 0467-82-4048
春祭り(しあすた) 春の朝市	3月24日(日) 10:00~12:00	東山公園(東山公園管理事務所)	春祭り・春祭り・朝市を開催いたします。お問い合わせ先: 環境政策課 課長 清水 裕子 0467-82-4048

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱5.3

学校における環境教育の充実

目標19

各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

【目標担当課：環境政策課】

重点施策③⑥

地域と連携した環境教育

重点施策③⑦

学校における取り組みの支援

■平成29年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成30年度版）」より抜粋）

ア 成果

- ・環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」の運営や「環境学習NEWS」の発行を通じ、地域の環境を学ぶ環境学習メニューについて、学校へ情報提供することができました。
- ・スクールエコアクション（学校版環境マネジメントシステム）の導入により、市内の全小中学校において継続的な環境活動の実践が図られています。スクールエコアクション発表会等、取組の成果をPRする場を環境フェアに設けることで、多くの小中学生に環境フェアへの参加を促し、環境への関心の向上を図ることができました。

イ 課題

- ・事業者や市民団体活動との連携による環境活動プログラムの提供については、実現には至っておらず課題となっています。
- ・自然環境のモニタリング調査への子どもたちの参加については、今後の自然環境評価調査の実施にあたって検討する必要があります。
- ・スクールエコアクションについては、各学校において定着が図られているところですが、学校における業務負担が懸念され課題となっています。

■平成29年度の取り組みに対する環境審議会評価と市の対応

環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・スクールエコアクションを通じて、学校を対象とした環境情報の提供、紙・電気・水を大切にするといった行動の浸透が確認できる。これは、環境フェアでの発表が学校全体の良い刺激になっているようである。環境教育を通じて、次代を担う生徒・児童たちのボランティアへの意識が高まっている。		・発表会では、発表をきっかけに自校の取り組みを見つめ直す機会となることや、他校の発表から新たな取り組みを創出するきっかけとなるなど、活動の刺激となっています。また、発表会の様子は環境学習NEWSやちがさきエコスクール等で全校に情報発信し、学校での取り組みの推進を図っています。引き続き発表会を継続することで、環境意識の向上を図ります。
・スクールエコアクションの導入以降、市内全小・中学校において継続的な環境活動の実践が図られている。小中学生が環境に関心を寄せるきっかけになっていることが感じられる。		・PDCAサイクルを基本とするスクールエコアクションにより、継続的改善を図りながら各校で取り組みを推進しています。各校の特色ある取り組みについては、環境学習NEWS等を通じて各校に情報発信し、学校での取り組みの活性化に繋げていきます。
・「環境学習News」を年2回発行し、環境学習メニューについて学校へ情報提供した。		・今後も、各学校への取材記事を掲載するなど、学校相互の取り組みの情報交換のツールとしても活用できるよう、内容を充実させていきます。
・小中学校の生徒が環境について学べるプランが充実している。		・地域の環境を学ぶ環境学習メニューについては、「環境学習NEWS」や環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」において情報提供しており、今後も利用促進を目指します。
今後検討すべき課題		
・学校を経由し、地域や家庭への浸透をどうしていくか、検討を続けてほしい。実際には、学校側の環境教育の導入量には限界があるので、単純に量を増やせばよいという発想ではなく、維持や着実な実施にむけての検討を、学校と行政が連携していく必要がある。		・学校版環境マネジメントシステムであるスクールエコアクションの定着により、省エネ等に関する取り組みが子どもたちに定着し、これが地域や家庭への浸透へとつながっていくものと考えます。環境フェアで実施しているスクールエコアクションの発表会は、日々の地道な取り組みの活性化につながることから、今後も学校と行政が連携して継続して実施します。
・学校行事と市や団体が主催する行事等の日程等調整を図ることができるよう、今後も協調して推進していただきたい。イベント等への子どもへの参加は重要であるが、環境に関する事業と小学校の行事が重複していることがあった。		・事業の実施にあたっては、学校行事との重複が極力出ないよう、事前に調整を図ります。

今後検討すべき課題	
<p>・学校の負担減少に向けて内容を検討していく必要がある。スクールエコアクションは学校側の書類作成の負担が大きい。環境フェアでスクールエコアクションを発表する中学校の負担もある。</p>	<p>・スクールエコアクションの作成書類については、PDCAサイクルを回す上で必要な内容と考えております。スクールエコアクションの発表会については、30年度で中学校全校の発表が一巡したことから、31年度からは小学校の発表を検討しています。その際には事務局による学校取材や壁新聞等の成果物を発表に活用できるよう、学校の負担の少ない形を検討します。</p>
<p>・子供が学校で学んだことを、野外での活動に直接結びつくような事業の連携があると、なおよくなると考える。</p>	<p>・「里山はっけん隊！」等、子どもが野外で活動する事業の実施はありますが、学校の授業との連動は図れていないのが現状です。学校の授業との連携のため、学校側のニーズの把握に努めていきたいと考えます。</p>

■平成31年度の施策展開

(1) 環境教育の充実に向けた情報提供の仕組みの構築・運用

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」掲載情報の随時更新	環境学習支援事業 事業費【103千円】	環境政策課
学校関係者へのエコスクール周知		

(2) スクールエコアクションの導入・運用と学校生活での環境活動の実践

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
スクールエコアクションに基づく取り組みの促進	環境マネジメントシステム推進事業 事業費【488千円】	環境政策課
スクールエコアクション報告会の実施		

(3) 学校の環境教育に対する支援等

具体的な取り組み内容	第4次実施計画事業名及び平成31年度事業費(※)	担当課
教員向けの環境学習情報誌の発行	環境学習支援事業 事業費【103千円】	環境政策課
出前授業の実施(茅ヶ崎市の環境)		
出前授業の実施(河川水質調査)	環境保全啓発指導事業 事業費【1,617千円】	環境保全課
出前授業の実施(ごみの分別)	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【1,811千円】	資源循環課
「パッカー君のごみ探検」の配付		
自然観察会等への支援	みどりの基本計画推進事業 事業費【788千円】	景観みどり課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の平成31年度の事業費を示すもので、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

Ⅱ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(平成30年度版)に対する答申

平成30年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書」について、茅ヶ崎市環境基本条例第22条の規定により、茅ヶ崎市環境審議会に諮問したところ、30年9月に答申をいただきました。本書のⅠ章では、この答申内容を受けて市が検討した施策展開についてお示しています。

また、本答申については、市ホームページでもご覧いただけます。

茅ヶ崎市環境審議会 答申

検索





平成 29 年 10 月 30 日 茅ヶ崎市環境審議会答申手交式

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）
進捗状況報告書（平成30年度版）に対する答申

平成30年9月21日

茅ヶ崎市環境審議会

はじめに

国連の SDGs(持続可能な開発目標)は世界全体として発展途上国に重きを置いているが、先進国の都市の持続可能性において人口減少問題は最も重要な課題の一つである。1 人が一生の間に育てる子どもの数は東京などの人口密集地域で少なく、自然の多い地域で多い現象が知られており、環境をととのえて子どもが育つまちづくりを行っていくのは、環境行政にとって重要な任務である。

茅ヶ崎市環境審議会では、茅ヶ崎市長からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)」に位置付けられた重点施策の進捗状況の評価と、進捗状況に対する意見具申の諮問を受け、その進捗状況について、担当課の実施状況と自己評価ならびに市民のご意見を参考にして、茅ヶ崎市環境審議会としての意見を取りまとめ答申を行った。茅ヶ崎市環境審議会としての答申作成にあたっては、前年度と同様に、環境審議会委員をテーマ 1、2、5 をあつかう「自然環境分科会(中森泰三分科会長以下 6 名)」と、テーマ 3、4、5 をあつかう「生活環境分科会(山田修嗣分科会長以下 6 名)」に分け、分科会として進捗状況に対する協議を行い分科会の評価結果とした。これを各分科会長から審議会に報告して頂き、共通するテーマ 5 については全員で協議したのち全テーマを取りまとめた環境審議会答申を作成した。また、評価の過程で得られた課題や今後検討すべきこと、具体的な提案等を意見として付記した。

環境審議会は市の職員でない委員による外部評価を行うが、一般に外部評価では被評価者が作成した資料に依存するのではなく、現場の状況に基づいて評価する必要がある。市民や事業者の環境活動をとりまとめて市民・事業者の参画の中心となってきた環境市民会議「ちがさきエコワーク」が平成 27 年度末に解散したことにより、これまで「ちがさきエコワーク」から参加していた環境審議会委員が不在となった。そのため実際に環境に関する活動を行っている市民団体として自然環境分科会で 10 市民団体、生活環境分科会で 2 市民団体から、自然環境の現状や循環型・低炭素型社会の実践は良い方向に進んでいるか、それらと社会の関わりは良い方向に変化しているか、人づくりは良い方向に変化しているか、市に継続してほしいことや力を入れてほしいこと、などについてヒアリングを行った。書面のみで回答を頂いた 1 団体を除き、各分科会にて報告と質疑応答を行った。

本答申を活用されて、未来のすばらしい茅ヶ崎市の豊かな環境共生社会が構築され、日本の未来に貢献されることを期待する。

末筆ながら、本答申作成に際し、茅ヶ崎市環境審議会の各委員の皆様をはじめ、市役所の環境関連部局の職員の皆様のご尽力、ご協力に感謝申し上げます。

平成 30 年 9 月

茅ヶ崎市環境審議会 会長 小池 文人

**茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成30年度版)に対する
茅ヶ崎市環境審議会としての意見
(目標及び重点施策の平成29年度の進捗状況について)**

1. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の特徴と本評価の特徴

環境問題は比較的新しい課題であり、環境を扱う部門は行政組織のみならず社会の様々な場面で多様な分野に分散配置されている。このため責任ある対応が難しい状況になりやすく、これを防ぐため、茅ヶ崎市では市内の環境全般を扱う環境基本計画を上位の行政計画と位置づけ、市民のまわりの総合的な環境の向上を図っている。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、(1)人の健康と生活環境に関するもの(公害・生活環境問題)、(2)自然環境に関するもの(自然環境問題)、(3)都市環境に関するもの(都市環境問題)、(4)環境の負荷に関するもの(資源・エネルギー・廃棄物問題)、(5)地球環境保全に関するもの(地球環境問題)を扱うが、その中でも比較的新しく提起された問題でこれまで対応が遅れていた問題を中心に、以下の5テーマにおける重点的な推進を目指している。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

テーマ3 資源循環型社会の構築

テーマ4 低炭素社会の構築

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

それぞれのテーマの下に2項目程度の「施策の柱」をおき、その着実な推進のため、「施策の柱」ごとに目標(数値化が困難な場合は取り組みの有無など)をたてている。さらにテーマごとに取り組むべき具体的な重点施策、及びそれに次ぐ補完的施策を挙げている。なお、この目標は見直しながら進めるとしており、設定直後の平成24年(2012年)の環境審議会にてその妥当性と評価を行ったが、毎年目標の妥当性を評価するのは適当でないとして、茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)が5年を経過した中間時点にあたる平成27年(2015年)に、その時の現状との整合性の視点から再評価と一部の変更が行われた。ここでは平成27年度(2015年度)に改訂された目標にもとづいて重点施策レベルの実施状況の評価を行う。

2. 平成29年度(2017年度)における重点施策の進捗状況評価の概要

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)に掲げた重点施策に対する評価の目安を表1に、またテーマごとの評価結果の分布を表2に示す。

表1 重点施策に対する評価の内容

評価	評価の内容	評価	評価の内容
A	極めて順調に進んでいる	D	あまり進んでいない
B	概ね順調に進んでいる	E	今後、積極的な取り組みが必要
C	ある程度進んでいる	—	取り組みなし

表2 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた重点施策全課題の平成29年度内における進捗状況の評価結果の総括表（複数の重点施策をまとめて評価した場合は1件と数えている。評価の中央値を下線で示す）

テーマ		テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	テーマ3 資源循環型社会の構築	テーマ4 低炭素社会の構築	テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	全テーマ
A	極めて順調に進んでいる	0	0	0	1	0	1
B	概ね順調に進んでいる	1	2	2	<u>4</u>	<u>3</u>	12
C	ある程度進んでいる	<u>7</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	0	1	<u>15</u>
D	あまり進んでいない	1	0	0	0	0	1
E	今後、積極的な取り組みが必要	0	0	0	0	0	0

表2より、全体的にはある程度順調に進行していると見ることができる。

3. 短期的・中期的に評価が変化した重点施策

昨年と比較して短期的な変化が見られた重点施策と、茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）の中間時点にあたる平成27年（2015年）での評価に対する本年の評価を比較して2段階以上の大きな中期的変化がみられた重点施策をとりあげ、共通の傾向を議論する。

3.1 短期的な評価の変化

昨年と比較して評価が上昇した重点施策の評価は、重点施策2 財政担保システムの確立に関する施策（D→C）；重点施策7 コア地域である赤羽根十三区に関する施策（C→B）；重点施策8 コア地域である長谷に関する施策（D→C）；重点施策9 コア地域である行谷に関する施策（E→D）；重点施策16 自然環境の保全に向けた条例の制定に関する施策 及び 重点施策17 保全すべき地域の指定に関する施策をまとめた評価（C→B）；重点施策19 生物多様性現況調査と生物多様性地域戦略に関する施策 及び 重点施策20 保全・再生ガイドラインに関する施策をまとめた評価（D→C）の6件である。

それぞれ1段階の変化であるため個々の評価については誤差もありうるが、全体としては幾つかの傾向が見られる。重点施策2 は実際の土地購入（赤羽根十三区）があったこと、重点施策9

は行谷のゾーン分けなど具体的な将来像ができてきたこと、重点施策 16・17 は具体的な条例をつくり、また特別緑地保全地区指定に向けた地権者との話し合いなどの具体的な動きがあったことなど、具体的に大きな進捗があったと見られた点が評価された。

また外部者からの情報により環境審議会における評価が上がったものもある。重点施策 7 は市民有志への分科会ヒアリングにおいて協働による保全活動がうまくいっていると判断された。重点施策 19・20 は自然環境評価調査が全国的な先進事例として紹介されたことなどが評価された。また、重点施策 8 は開発者との間で保全の重要性についての理解が得られているとみられたことが評価された。

一方で評価が低下した重点施策の評価は、重点施策 13 コア地域をつなぐみどりに関する施策 (B→C)； 重点施策 14 農業支援による施策 (B→C)、重点施策 15 耕作放棄地の再生における施策 (B→C)； 重点施策 22 資源循環における「リデュース」に関する施策 (B→C)； 重点施策 23 資源循環における「リサイクル」に関する施策 (B→C) の 4 件である。

これらについては、取り組みは継続されているが具体的な結果の情報が不足していることや、施策の結果に関する評価指標がないことを理由として昨年より低く評価されている。重点施策 13 では歴史的・文化的遺産とあわせた保全についての指標がないこと、重点施策 22 では取り組みでなく結果の情報が必要であること、が指摘された。また重点施策 14・15 では取り組みでなく具体的な結果が求められ、重点施策 24 においても評価すべき対象はリサイクル率そのものであり施策検討の継続は評価にあたらないとされた。

3.2 中期的な評価の変化

平成 27 年における評価と比較して 2 段階以上の上昇がみられた重点施策の評価は、重点施策 16 自然環境の保全に向けた条例の制定に関する施策 及び 重点施策 17 保全すべき地域の指定に関する施策 (E→B)； 重点施策 18 自然環境庁内会議に関する施策 (D→B)； 重点施策 19 生物多様性現況調査と生物多様性地域戦略に関する施策 及び 重点施策 20 保全・再生ガイドラインに関する施策 (E→C) の 3 件である。

特別緑地保全地区の指定と条例の制定、自然環境庁内会議の発展、生物多様性地域戦略とそれに関わる調査など、いずれも成果として具体的な進捗がみられた重点施策である。

4. 進捗状況評価のありかたについて

以上のように、中期的にも短期的にも具体的な進捗が見られた重点施策が評価されていることから、環境審議会による環境基本計画の進捗状況評価も一定の存在意義があったと考えられる。他方で、結果の報告がなく継続的な取り組みそのものが報告されている場合は評価の低下がみられる。

評価方法に関する今後の課題として、制度変更などの大きな進捗が実際に環境の向上につながっているのか評価してゆくことが必要である。また施策の継続により良いレベルに保たれている場合は、時間的な変化が見られなくとも高く評価する必要がある。評価対象に関連して生活環境においては目標と重点施策の乖離が指摘されているものもある。

将来の進捗状況の報告においては環境の望ましい状況を表現する指標を取得し、これを評価することが望ましい。また外部者からのプラスの評価が審議会での高評価につながることからみても、類似した立

地にある他の多くの自治体と比較した相対評価も有効であると考えられる。これにより茅ヶ崎市独自の特徴のある取り組みや、その継続を高く評価することが可能になる。

かつては進捗状況評価の過程で、多くの担当課が環境審議会において直接説明を行うことも多かったが、現在は、担当課の負担もあり、限られた課による説明に留まっている。環境審議会委員には市内の状況に対する具体的な知識にもとづく議論が要求される。また、環境を扱う部門は行政組織のなかで多様な担当課に分散配置され、一つの課題に対して全庁的に取り組む体制が必要であることから、短時間であっても複数の関係担当課と環境審議会委員が一つの問題について議論することが望まれる。それは単なる評価作業を超え、担当課間の協働のためのしくみの一つとしても機能し得る可能性がある。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成30年度版)」における
重点施策の進捗状況に対する環境審議会評価一覧

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価		
		(市による評価)		評価	コメント	
テーマ1 特に重要な 度の高い自然 環境の保全	1.1 コア地域の 保全管理体制、 財政担保シス テムの確立	1	コア地域ごとの保全管理体制の構築 と保全管理計画の作成、実施	C	良かったこと・評価できるところ	
					<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の課題として保全管理計画の策定が上 がっていたことに対し、平太夫新田に関して、市民 団体と協議し保全計画が策定され、具体的な前進 が見えた。 ・「広報ちがさき みんなの環境基本計画特集号」の 発行や自然環境保全ボランティア登録制度開始 等、市民の周知や理解を得るために効果的な手段 がとられ、広報活動に前向きに取り組む姿勢を表し ている。 ・自然環境評価調査が継続して行われている。 	
		C	環境政策課、景観みどり課、公園緑地 課	C	課題・今後検討すべきところ	
					<ul style="list-style-type: none"> ・保全管理体制のできていない長谷・行谷につい ても取組方を検討する必要がある。 ・策定された計画を継続的に実施していく体制が必 要である。 ・広報活動が特集といった一時的なものに留まるこ となく、恒久的な手段として用いられる媒体等の検 討が望まれる。 	
		2	財政担保システムの確立	C	C	良かったこと・評価できるところ
						<ul style="list-style-type: none"> ・赤羽根字十三図の買取に緑のまちづくり基金を活 用した。 ・平成28年度に引き続き、茅ヶ崎市緑のまちづくり基 金を活用するためのルールづくりが進んだ。
C	景観みどり課	C	C	課題・今後検討すべきところ		
				<ul style="list-style-type: none"> ・財源確保のための新たな方策について具体的な 検討が必要である。 ・仕組みづくりは引き続き前向きに進めてほしい。 ・新規開拓に向けた周知の仕方に工夫をすべき。 		
3 ・ 4	周辺の市民の森や大洞谷などの樹 林と樹林をつなぐ環境を再生し、清 水谷を源流とする駒寄川とその周辺 の水田等の活用による生物多様性の 向上を目指すとともに、水源地の保 全を図ります。【清水谷】	3 ・ 4	C	良かったこと・評価できるところ		
				<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体と連携・協力することで、清水谷の保全 活動に取り組んでいる。 		
C	景観みどり課、公園緑地課、下水道河 川建設課、教育政策課、青少年課	C	C	課題・今後検討すべきところ		
				<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用地の件が進んでいない。 ・周辺地域の保全の取組を検討していく必要があ る。 ・長期的な視点で、保全活動の効果を評価していく 必要がある。 		

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(市による評価)		評価	コメント
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立	5 6	現存する水害防備保安林及び移植樹林の保管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】 ・地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】	C	良かったこと・評価できるところ ・保管理計画が策定され具体的な進捗がみられた。 ・広報紙でも平太夫新田を特集号で取り上げた。
					課題・今後検討すべきところ ・平太夫新田自体が市だけで管理できるものではないことから、関係機関との連携協力を引き続き行っていただきたい。 ・平太夫新田全体の保全について検討する必要がある。
		C	広域事業政策課、環境政策課、景観みどり課、公園緑地課	B	良かったこと・評価できるところ ・活動団体が無いなかで、市民有志による保全活動がうまくいっている。 ・昨年課題として、藤沢市との連携について指摘した部分について、次期計画策定時に見直しを含めた検討をする、と記載がなされた点。
		B	景観みどり課		課題・今後検討すべきところ ・藤沢市との連携のあり方。 ・市民有志との保全活動が継続されることを期待したい。持続可能な保管理体制づくりとその運用が望まれる。
8	土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保管理等)を要望していきます。【長谷】	C	景観みどり課	C	良かったこと・評価できるところ ・土地所有者の協力のもと、自然環境評価調査が実施され、現状把握がなされた。 ・土地所有者との協議が継続され、一定の理解が得られている。
					課題・今後検討すべきところ ・土地所有者から理解が得られるように協議を継続していただきたい。 ・土壌の変化等があるということなので、早急な対応をする必要がある場合は、対応を進めなければならない事案もある。
9	生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	C	広域事業政策課、農業水産課、環境政策課、景観みどり課、下水道河川建設課	D	良かったこと・評価できるところ ・広報活動を通じて情報発信をしている。 ・3つのゾーンに分けて整備維持管理の方向性の案が作成された。
					課題・今後検討すべきところ ・自然のままの細流の保全方法を関係者と協議する、とあるが昨年の報告書において課題として、細流の保全については具体的な進展が無かったため、今後の取り組みについて検討する、と記載されているにもかかわらず今回進展が無いまま記載が消えてしまった点。

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価		
		(市による評価)		評価	コメント	
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保安全管理体制、財政担保システムの確立	10・11	県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	C	良かったこと・評価できるところ	
			家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】		<ul style="list-style-type: none"> ・県とうまく連携がとれている。 ・「里山はっけん隊」事業はそのネーミングのユニークさもあり、実利を伴う一般受けする事業行動であると思われる。自然環境の保全の大切さを直接に子どもたちや保護者に伝達するとともに、環境保全活動のPRが自ずとされている施策だと思う。 	
	C	広域事業政策課、環境政策課、衛生課、景観みどり課	課題・今後検討すべきところ	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内の管理は万全かと思うが、公園周辺部分のまとまりのある樹林地への対応が進んでいない。 ・「里山はっけん隊」を素材にしたより積極的なPR活動を期待する。例えばNHKのニュースとして取り上げてもらうといったようなパブリシティ広告の積極的展開等。 		
	12	海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】	C	良かったこと・評価できるところ	<ul style="list-style-type: none"> ・養浜がなされ、海岸侵食の防止に効果があった。台風21号に伴う高波に対し砂浜の減少を防げた。 	
C		農業水産課、景観みどり課、公園緑地課		課題・今後検討すべきところ	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種の除去だけでなく、今後の流入を防ぐ対策を引き続き検討されたい。 	
1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	13	13	コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	C	良かったこと・評価できるところ	
			C		農業水産課、景観みどり課、公園緑地課、下水道河川建設課、社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・レンゲ草の種子配布、生け垣助成、新築記念樹等、様々な保全対策を実施している。 ・イベントや周知をしながら保全がなされている。 ・各助成制度も順調に活用されている。
	14・15	14・15	農業支援による農地の保全・再生	C	良かったこと・評価できるところ	<ul style="list-style-type: none"> ・農業支援に関する施策が高機能に展開していると見受けられる。 ・経営耕地面積の減少に歯止めがかかっている。 ・地産地消の話とも関わるが、農業支援という観点で、小学校の給食に市内や近隣市町の農家が作った農産物が提供されていることは評価できる。茅ヶ崎カレーなど子どもたちにも周知されている。
			B		農業水産課	課題・今後検討すべきところ
			耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮			

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(市による評価)		評価	コメント
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	16 ・ 17	自然環境の保全に向けた条例の制定	B	良かったこと・評価できるところ
			保全すべき地域の指定		<ul style="list-style-type: none"> ・「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の施行、広報紙やホームページを通じた自然環境を有する地域の周知等、取り組みが進んでいると考えられる。 ・特別緑地保全地区について、土地所有者・周辺住民との話し合い、指定が進んでいることは評価できる。
	B	環境政策課、景観みどり課	課題・今後検討すべきところ	<ul style="list-style-type: none"> ・条例が制定されただけでは意味がなく、今後の適切な運用が図られるか注視する必要がある。 ・「みどりの保全地区」の指定に向けて取り組む必要がある。 	
	18	自然環境庁内会議の設置	B	良かったこと・評価できるところ	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境庁内会議の定例会が実施されている。課題解決に向けての努力が見られる。 ・専門委員が新たに加わったことで、より前進したように思われる。
B	景観みどり課	課題・今後検討すべきところ	<ul style="list-style-type: none"> ・共有された情報がどのように生かされているのかなど、会議の有効性の判断が難しいため、評価がしにくい。 ・協議内容に対する迅速な対応をお願いしたい。 		
2.2 生物多様性の保全方針の策定	19 ・ 20	生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	C	良かったこと・評価できるところ	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境評価調査が実施されており、全国的にも先進事例としても紹介されている。
		生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成		課題・今後検討すべきところ	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境評価調査が生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成に繋がっていくことを期待する。 ・スピード感を持って取り組みを推進することが必要なのではないか。
C	景観みどり課				
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	21	リフューズ(要らないものを買わない・断る)	B	良かったこと・評価できるところ
			<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出に関する方向性や取り組みについて、アンケートを活用して市民や事業者の考え方を把握したところは評価できる。また、施策内容及び啓発活動の維持や進展についても、それらが定着してきているのが良い点である。近年、店舗でも簡易包装も比較的増えており、市民の行動にも影響があることから、連動した取り組みを続けてほしい。 		
B	資源循環課	課題・今後検討すべきところ	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の成果は上がっているものの、今後、リフューズが目指す方向性や内容の精査が必要である。茅ヶ崎らしい取り組みになるはずなので、リフューズの特徴を生かした取り組みとは何か、さらに検討してほしい。 		

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(市による評価)		評価	コメント
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	22	リデュース(ごみの排出を抑制する)	C	良かったこと・評価できるところ
			B 農業水産課、資源循環課		<ul style="list-style-type: none"> 啓発や情報提供を通じ、市民の意識を改革しようとする働きかけは、必要かつ十分にできている。定められた施策展開も、きちんと行われている。
		23	リユース(繰り返し使う)	C	<ul style="list-style-type: none"> 良かったこと・評価できるところ 啓発活動やリユース家具の取り組み等は、継続の重要性とともに前進も見られ、リユース活動の定着に有効性があると考えられる。 課題・今後検討すべきところ 市場の動きに連動した取り組みが必要であり、これを考慮すると「やるべきこと」はまだ多々あると考えられる。そして、啓発活動や出前講座の実施は、市場の実態や市民意識の把握とともに、内容を工夫する必要がある。目標と連動するように、取り組み内容を検討する時期が来たと言えるかもしれない。
	24	リサイクル(資源として再生利用する)	C	良かったこと・評価できるところ	
				<ul style="list-style-type: none"> 意識啓発や情報提供活動は必要かつ十分であり、取り組みも継続性とともに、前進がみられるのは良い。 課題・今後検討すべきところ ごみの有料化及び剪定枝の資源化への検討に時間がかかりすぎており、リサイクルそのものの進展を急ぐべきである。目標及びリサイクル率向上への施策は、結果にどのように連動しているかを記載して、施策の再体系化を検討してほしい。そして、行動を具体化するような支援を検討する必要がある。 	
		B 農業水産課、環境政策課、資源循環課			
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25	地産地消の推進	B	良かったこと・評価できるところ
					<ul style="list-style-type: none"> 給食における地産地消の啓発と推進ができている。また、データ収集にもとづく現状把握が進められているのは良い。 課題・今後検討すべきところ 今後もこの施策を採用するならば、販路や市場動向、農業経営の問題を地産地消に組み込む検討が必要である(近隣の農業の動向、幅広い地産地消の展開など)。また、地産地消の環境面への利点を、さらに周知・啓発すべきである。地場農水産物の使用品目については、学校給食に限らず幅広く周知できると良い。これには、インターネット等を活用し、積極的に情報を発信すべきである。
				B 農業水産課、保育課、学務課	

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価			
		(市による評価)		評価	コメント		
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	26	環境に配慮した農業の普及促進	C	良かったこと・評価できるところ		
					・普及啓発活動や学習機会の提供は、よく取り組まれており、評価できる。		
					課題・今後検討すべきところ		
					・本施策には、農業と環境との連動について、いっそうの検討と説明のための工夫が必要であり、施策の内容や目標の再構築すが求められる。とくに、茅ヶ崎の土地柄と農業の関連性、時代の変化等を考慮する必要がある。		
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	27	情報発信・啓発活動の推進	B	良かったこと・評価できるところ		
					・さまざまなイベントや情報ツールを通じて、継続的・積極的に情報発信・啓発活動が行われている点は評価に値する。		
							課題・今後検討すべきところ
							・まず、施策と目標との連動が求められる。そして、CO ₂ 削減が、市民や事業者にとり、住みよいまちづくりに繋がること、その理由や具体的な市民行動についても含め、もっとアピールすべきである。
		28	家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援	B	良かったこと・評価できるところ		
					・省エネ機器等の導入、その支援策や施策もあわせて、しっかり取り組まれており、進捗が認められるのは評価できる。この施策そのものが意識啓発につながると期待できるので、今後も(形は変わるかもしれないが)継続してほしい。		
					課題・今後検討すべきところ		
					・省エネ機器等の導入支援により、どのくらい効果があったか、検証とその記載が必要である。そして、新たな支援策を至急、検討してほしい。その場合、課題の同時解決をヒントに、他の事業との連動を試みる等の工夫が求められる。		
29	市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	A	良かったこと・評価できるところ				
			・公共施設に積極的にLED照明を導入している。また、ESCO事業の採用といった市場メカニズムの活用もあり、積極的に施策展開がなされている。全体的に施策の進展がみられ、同時に、市民の手間も省略されるといった成果が表れているのは良い。				
					課題・今後検討すべきところ		
					・目標とのさらなる連動が必要である。そのために、効果を測定し、省エネ対策の成果も含め、データを調べるのが望ましい。		

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(市による評価)		評価	コメント
テーマ4 低炭素 社会の 構築	4.2 交通行政に おける温室 効果ガスの 排出削減	30	乗合交通の利便性の向上	B	<p>良かったこと・評価できるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの知名度が上がっており、利用者の増加が乗合交通手段の定着・普及とともに、温室効果ガス削減につながっている点は評価できる。本施策は、利用者にあわせたルートの見直しも検討しつつ、今後も継続してほしい。
			B 都市政策課		<p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス利用者のニーズをさらに把握する必要がある。また、事業者等に自家用車(通勤)使用の抑制を協力してもらい、バス利用者を増加させるといった、新しい取り組みも採用可能ではないか。継続を前提とすると、ラッピング広告の導入など、採算性も考える必要がある。
		31	徒歩・自転車利用の促進	B	<p>良かったこと・評価できるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用を促進して自家用車使用を抑制するのは、茅ヶ崎には意義ある施策である。この推進が、自転車利用のルールやマナーの周知とともに行われているのは良い。
			B 安全対策課、都市政策課、道路管理課、道路建設課		<p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せつかくの取り組みでも、自転車利用のルールやマナーを守らないことによる事故が起きているのは問題である。今後は、都市部のまちづくり施策との連携をさらに高め、安全性にも配慮した自転車利用の仕組みやルールを構築すべきである。
テーマ5 計画を 確実に 進めて いくた めの人 づくり	5.1 本計画推進 のための 庁内にお ける環 境意識 の向上 と人材 育成	32 ・ 33	<p>庁内の環境意識の向上 庁内における人材育成</p>	B	<p>良かったこと・評価できるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境意識の向上という点で、庁内でさまざまな努力をしている。そして、C-EMSの取り組みが、現在では庁内はかなり浸透してきているのは評価に値する。また、職員が業務で忙しい中、よく取り組んでいるのも良い。 ・外部監査の結果も含め、環境マネジメントシステムが効果的に運用されているように見える。 ・研修会等が適切に実施されている。
B 職員課、環境政策課、環境保全課、資源循環課、景観みどり課	<p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、意識の向上や人材育成の結果を、具体的に記述すべきである。また、研修を受講するだけでなく、多様な情報・現状を職員向けに配信してはどうか。とくに、エコネットには、市職員が市民の立場としての参加すべきである。庁内の取り組みは、来庁した市民への情報発信でもあり、努力を継続してほしい。 ・「ためになる」と感じることから、環境に関する理解が深まることや環境問題の解決に向けた行動をとることへと繋げていく試みがあるとよい。 ・取り組みを引き続き実施していくことが必要である。 				

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(市による評価)		評価	コメント
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	34	意識啓発・人材育成	B	良かったこと・評価できるところ <ul style="list-style-type: none"> ・特定の手段に偏ることなく、各種媒体やイベント等種々、諸々の情報発信手段や方法が企画創出なされている。 ・情報発信は積極的に実施されており、評価できる。学校における「ごみ持ち帰り」制度など、十分な準備期間を経て一斉に導入しようとすることは、仕組みが人の協力行動を促す意味ですばらしい取り組みといえる。
			B 環境政策課、景観みどり課、社会教育課		課題・今後検討すべきところ <ul style="list-style-type: none"> ・どういう人材を育成するか、という点についてイメージをもつことが必要である。また、市民にどのように呼びかけるか、ネット、紙、ロコミなどの方法を駆使してその市民にあった情報伝達を続け、本施策の実現にむけて努力を傾注してほしい。 ・里山はっけん隊や環境美化キャンペーンをはじめとするユニークな試みについては、市外への情報発信も含め、効果的な広報活動を行う必要がある。取組みを広く世間に知ってもらい、認められることで、自尊意識が生まれ、さらなる意識の向上や参加者の増加につながると期待できる。
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	35	現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	C	良かったこと・評価できるところ <ul style="list-style-type: none"> ・十分な情報提供や支援事業が展開されている。相乗りイベントの開催など、多面的なアピール・情報提供のための支援が目指されている。 ・環境フェアの来場者は3,000人で、出展者のPRという意味で効果が高かったと考えられる。 ・市民活動団体に対する各種の支援が実施できている。
			C 環境政策課、環境保全課、資源循環課、景観みどり課		課題・今後検討すべきところ <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、適切な支援のあり方について、さらなる検討とともに仕組みづくりをしてほしい。とくに、民間組織との連携、競争原理にもとづく支援策、イベントPRの方法には、これからも多様な工夫ができるのではないかと。地域内、地域間、県との連携など、まだ進展の余地があるので、新機軸を打ち出すことを期待する。 ・市民活動団体への支援について多様な形を考えていくことも必要と考える。支援の拡大や新規手段の創出を継続的に工夫してほしい。環境に関する取り組みの推進には市民活動団体の力が不可欠である。

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価		
		(市による評価)		評価	コメント	
テーマ5 計画を 確実に 進めて いくた めの人 づくり	5.3 学校にお ける環境 教育の 充実	36 ・ 37	地域と連携した環境教育 学校における取り組みの支援		B	良かったこと・評価できるところ
			B	環境政策課、環境保全課、資源循環課、景観みどり課、学校教育指導課		<ul style="list-style-type: none"> ・スクールエコアクションを通じて、学校を対象とした環境情報の提供、紙・電気・水を大切にすることといった行動の浸透が確認できる。これは、環境フェアでの発表が学校全体の良い刺激になっているようである。環境教育を通じて、次代を担う生徒・児童たちのボランティアへの意識が高まっている。 ・スクールエコアクションの導入以降、市内全小・中学校において継続的な環境活動の実践が図られている。小中学生が環境に関心を寄せるきっかけになっていることが感じられる。 ・「環境学習News」を年2回発行し、環境学習メニューについて学校へ情報提供した。 ・小中学校の生徒が環境について学べるプランが充実している。
						課題・今後検討すべきところ
						<ul style="list-style-type: none"> ・学校を經由し、地域や家庭への浸透をどうしていくか、検討を続けてほしい。実際には、学校側の環境教育の導入量には限界があるので、単純に量を増やせばよいという発想ではなく、維持や着実な実施にむけての検討を、学校と行政が連携していく必要がある。 ・学校行事と市や団体が主催する行事等の日程等調整を図ることができるよう、今後も協調して推進していただきたい。イベント等への子どもの参加は重要であるが、環境に関する事業と小学校の行事が重複していることがあった。 ・学校の負担減少に向けて内容を検討していく必要がある。スクールエコアクションは学校側の書類作成の負担が大きい。環境フェアでスクールエコアクションを発表する中学校の負担もある。 ・子供が学校で学んだことを、野外での活動に直接結びつくような事業の連携があると、なおよくなると考える。

重点施策の進捗状況に対する評価の推移

評価基準：A＝極めて順調に進んでいる B＝概ね順調に進んでいる C＝ある程度進んでいる
D＝あまり進んでいない E＝今後、積極的な取り組みが必要

テーマ	施策の柱	重点施策	市による評価				環境審議会による評価					
			担当課	H27 評価 (中間)	H29 評価	H30 評価	H27 評価 (中間)	H29 評価	H30 評価	前年度 との 比較	市評価 との 比較	
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立	1	コア地域ごとの保管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施	環境政策課・景観みどり課・公園緑地課	D	C	C	D	C	C	⇒	同
		2	財政担保システムの確立	景観みどり課	D	D	C	D	D	C	↑	同
		3	周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】	景観みどり課・公園緑地課・下水道河川建設課・教育政策課・青少年課	B	B	C	C	C	C	⇒	同
			4		清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】							
		5	現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】	広域事業政策課・環境政策課・景観みどり課・公園緑地課	D	C	C	D	C	C	⇒	同
		6	地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】									
		7	湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三図】	景観みどり課	C	B	B	C	C	B	↑	同
		8	土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】	景観みどり課	D	D	C	D	D	C	↑	同
		9	生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	広域事業政策課・農業水産課・環境政策課・景観みどり課・下水道河川建設課	E	E	C	E	E	D	↑	低
		10	県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	広域事業政策課・環境政策課・衛生課・景観みどり課	C	C	C	C	C	C	⇒	同
	11	家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】										
	12	海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】	農業水産課・景観みどり課・公園緑地課	C	C	C	C	C	C	⇒	同	
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	13	コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	農業水産課・景観みどり課・公園緑地課・下水道河川建設課・社会教育課	B	B	C	D	B	C	↓	同
		14	農業支援による農地の保全・再生	農業水産課	B	B	B	B	B	C	↓	低
		15	耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮									

テーマ	施策の柱	重点施策	市による評価				環境審議会による評価					
			担当課	H27 評価 (中間)	H29 評価	H30 評価	H27 評価 (中間)	H29 評価	H30 評価	前年度 との 比較	市評価 との 比較	
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	16	自然環境の保全に向けた条例の制定	環境政策課・景観みどり課	E	C	B	E	C	B	↑	同
		17	保全すべき地域の指定									
		18	(仮称)自然環境庁内会議の設置	景観みどり課	C	B	B	D	B	B	⇒	同
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	19	生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	景観みどり課	E	D	C	E	D	C	↑	同
		20	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成									
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	21	リフューズ(要らないものを買わない・断る)	資源循環課	B	B	B	B	B	B	⇒	同
		22	リデュース(ごみの排出を抑制する)	農業水産課・資源循環課	B	B	B	B	B	C	↓	低
		23	リユース(繰り返し使う)	市民相談課・環境政策課・資源循環課・環境事業センター	C	C	C	C	C	C	⇒	同
		24	リサイクル(資源として再生利用する)	農業水産課・環境政策課・資源循環課	B	B	B	B	B	C	↓	低
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25	地産地消の推進	農業水産課・保育課・学務課	A	A	B	B	B	B	⇒	同
		26	環境に配慮した農業の普及促進	農業水産課	C	C	C	C	C	C	⇒	同
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	27	情報発信・啓発活動の推進	環境政策課	B	B	B	B	B	B	⇒	同
		28	家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援	産業振興課・環境政策課	B	B	B	B	B	B	⇒	同
		29	市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	安全対策課・環境政策課・環境事業センター	B	A	A	B	A	A	⇒	同
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	30	乗合交通の利便性向上	都市政策課	B	B	B	B	B	B	⇒	同
		31	徒歩・自転車利用の促進	安全対策課・都市政策課・道路管理課・道路建設課	B	B	B	B	B	B	⇒	同
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	32	庁内の環境意識の向上	職員課・環境政策課・環境保全課・資源循環課・景観みどり課	B	B	B	C	B	B	⇒	同
		33	庁内における人材育成									
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	34	意識啓発・人材育成	環境政策課・景観みどり課・社会教育課	B	B	B	C	B	B	⇒	同
		35	現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	環境政策課・環境保全課・資源循環課・景観みどり課	C	C	C	C	C	C	⇒	同
	5.3 学校における環境教育の充実	36	地域と連携した環境教育	環境政策課・環境保全課・資源循環課・景観みどり・学校教育指導課	B	B	B	B	B	B	⇒	同
		37	学校における取り組みの支援									

Ⅲ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(平成30年度版)に対する 市民意見及び市の考え方

平成30年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成30年度版)」について、30年6月29日(金)から7月17日(火)の19日間にわたり、市民の皆様の御意見を募集いたしました。その結果、6名の方より102件の御意見をいただきました。ここでは、いただいた御意見とそれに対する市の考え方をお示ししています。

**茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
進捗状況報告書(平成30年度版)に対する市民意見及び市の考え方**

- 募集期間 平成30年6月29日(金)～平成30年7月17日(火)
- 意見提出者数 6人
- 意見の件数 102件

	項 目	件 数
●内容別の意見件数	①進捗状況報告書全般について	1
	②目標及び重点施策	73
	テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	44
	テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	10
	テーマ3 資源循環型社会の構築	3
	テーマ4 低炭素社会の構築	5
	テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	11
	③その他(報告書の表現方法に関する意見など)	28
	合計	102

①進捗状況報告書全般について		
No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>総括表のデータを見ると、評価施策数29件のうち、評価Aが1件、Bが15件、Cが13件となっており、前年度より評価が上がった施策が5件(施策2、8、9、16/17、19/20)、評価が下がった施策3件(施策3/4、13、25)となっており、施策への取り組みが少し進んでいると思われます。</p> <p>テーマ1、2の自然環境分野では前年度にあったE評価がなく、条例の制定や保全管理計画の策定などの施策に進展がみられました。しかし、残念なことに、特別緑地保全地区やコア地域などにおいて、樹木の無断伐採や植樹などの行為がみられました。このようなことが二度と起こらないように法令や市の計画に示された禁止事項などがしっかり守られるよう注意・指導の徹底をお願いします。</p> <p>今年度は茅ヶ崎市みどりの保全に関する条例および関連要綱や平太夫新田の市占用地の保全管理計画が策定されましたが、折角策定された条例や保全管理計画などが無駄にならないように、既存の保全管理計画に加えて、今回策定された条例や保全管理計画が的確に運用・実施されることを強く要望します。</p> <p>またテーマ3、4の生活環境分野では地産地消のA案件がB案件となったものの、全般的に施策はほぼ着実に進んでいるものと思われます。</p> <p>テーマ5の共通施策については、庁内での職員のEMSを通しての環境情報の共有と意識啓発、環境に関する職員研修、また、市民・事業者の環境意識向上や人材育成のための取り組み、学校での環境教育の導入などが、各担当課でいろいろな形で進められているように思われますが、環境教育に関する情報を効果的に共有するためのツールである環境学習Newsや環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」が市民や学校教員にしっかりと伝わってその役割を十分に果たしているかを検証してみる必要があるように思います。</p> <p>市からの情報発信ツールである広報誌やHP(とくにHP等で発信される情報の検索の方法など)についても、どうすればよ的確により多くの人にタイムリーに情報が伝えられるか工夫が必要と思われます。</p> <p>次年度以降も、テーマ1、2の自然環境分野やテーマ3、4の生活環境分野、テーマ5の共通に掲げた諸施策が着実に実行されることによって、茅ヶ崎市の環境がさらに改善されて持続されていくことを期待します。</p>	<p>平成29年度の取り組みについては、緑のまちづくり基金の活用についての検討が進んだこと(重点施策2)、長谷において土地所有者との協議が継続的に行われたこと(重点施策8)、行谷において保全すべき区域のあり方の検討が進んだこと(重点施策9)、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」が施行されたこと(重点施策16、17)、みどりの基本計画改定作業のなかで生物多様性地域戦略に関する検討が進められたこと(重点施策19、20)を評価し、一部評価を下げた取り組みがあるものの、総体として重点施策の進捗は図れているものと考えます。</p> <p>特別緑地保全地区や自然環境上重要な地域で遵守すべき事項や森林法に基づく届出などの自然環境の保全に関する事項については、引き続き広報紙や市ホームページなどでの周知に努めてまいります。また、29年4月に改正した「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に位置づけたみどりの保全地区に指定された区域では、樹木を伐採する際には届出が必要になります。なお、止むを得ず森林が伐採される際には、状況に応じて有志市民や土地所有者の協力を得て、自然環境の調査や植物の移植等の対応を検討するようにしています。併せて、市民団体などの協働による各コア地域の保全管理計画に基づく保全管理を推進していきます。</p> <p>学校における環境学習の支援については、その有効性の検証について、今後検討していきます。市ホームページでの情報発信については、引き続き、必要な情報にアクセスしやすく分かりやすいページづくりに努めます。</p>

②目標及び重点施策

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
2	12	目標1	<p>モニタリング調査 清水谷 42種→63種(プラス21) 作業班の記録がそのままカウントに使われたことにより、ほかの地域の調査結果と精度の違いが出てしまいました。毎週火曜日数時間滞りして作業をして見つけたものと、調査チームが各調査場所を割り振って確認するのでは大きな差が出ます。昆虫類の指標種がなかなか見つからなかったため、昆虫類班のリーダーである私から「作業で見つかったものも教えてほしい」とお願いしましたが、提出されたものを私たち調査チームに諮らずそのまま全部カウントされてしまったのは取りまとめ時のミスで、残念です。本来ならば、調査チームでほかの場所との公平性を加味してカウントする数を決めるべきでした。例えば、同じ時期、同じ場所で見つけた記録は同一個体である可能性が高く、全部違う個体のごとくカウントしないなどの工夫が必要でした。清水谷は実態よりも高評価となっていました、「結果」は独り歩きしてしまうので、問題があります。</p>	<p>評価調査によるチームごとの調査以外の個別調査などについては、調査精度への影響が見られることは評価調査業務の中でも課題となっています。次回調査着手時に取扱いを検討します。</p>
3	12	目標2	<p>保管理体制計画作成 H29年協定をむすぶ この計画進捗は？ かつて湿地が盛り土され畑になった場所を、特別緑地保全地区になったのを契機に掘り下げて湿地に戻す管理計画でしたが、反対意見もあると聞いています。そのために湿地復元が実現できていないのなら、特別緑地保全地区としては問題です。 埋土種子から湿地性植物が発芽するのも期限があります。現状その畑に会で樹木を植えている箇所がありました。計画に意見を出した私としては、本来あるべき姿＝湿地に戻す計画を早く行ってほしく思います。 清水谷は小さな面積の谷戸です。戻せる場所ではできるだけ早く湿地に戻さないと、生物多様性の維持は困難です。</p>	<p>清水谷特別緑地保全地区における湿地については復元することが望ましいと認識しています。しかし、地区において様々な課題があることから、他の保全作業との優先度を比較しながら事業を推進しているものです。</p>
4	12	目標2	<p>■目標2の進捗状況 長谷・行谷達成状況の概要等評価調査を「基礎資料とするために」と書くのはおかしい。他の地域も同調査を行っている。長谷は、今後地権者の開発状況の進捗に合わせ、今後の管理体制などについても協議が必要でしょう。また、行谷は、保全すべき場所の確定と現状での保全のための施策を推進する必要があるのではないか。特に遊水地にすることに関しては、茅ヶ崎市が差し出したものであるため、しっかりした提案をまとめる必要がある。</p>	<p>長谷については、土地利用の状況に合わせ、希少性が高い植物の移植などに関する協議を土地所有者と行いました。今後、移植先の状況を踏まえた管理について検討を行います。 行谷については、自然環境評価調査と併せて保全すべきエリアの素案の検討を行いました。公共事業等の進捗状況を踏まえながら、適用する保全制度や範囲を検討してまいります。併せて、洪水調整施設事業者である神奈川県と市関係部局が、十分に協議できる場がつけられるよう調整に努めてまいります。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
5	16	重点1	<p>■平成29年度の取り組み</p> <p>②保全活動の実施及び支援</p> <p>自然環境保全ボランティア登録制度の構築開始したというけれど、制度が市民や市民団体に説明されていない。特に受け入れる市民団体への十分な説明・検討後に制度を決定すべきではないか。</p>	<p>各団体の皆様には、御理解と御協力を頂いた上で、本制度を活用していただけるよう、説明させていただきたいと考えており、個別に調整を行っております。また、頂いた御意見を基に、制度の運用方法等については、再検討を進めていきたいと考えております。併せて、ボランティアとなる市民の皆様へ広報紙や市のHPを通じて、引き続き周知してまいります。</p>
6			<p>自然環境ボランティアを受け入れる、いわゆる活動の担い手を求める団体に、この「自然環境保全環境ボランティア登録制度」の説明がない。泥縄式になりかねない。団体への説明は不可欠。</p>	
7			<p>「②保全活動の実施及び支援」の第6項の自然環境保全ボランティア登録制度は、ボランティア活動要員が不足している現状を打破するという点でよいアイデアだと思います。アイデア倒れにならないよう施策の実効性を上げるためには、市民活動団体とも協議しながら、市民への情報提供方法や制度内容の十分な検討が必要と思われま。</p>	
8	16	重点1	<p>景観みどりに係る市民団体の一覧をHPに掲載しただけでは支援につながらない。かつて「環境市民会議ちがさきエコワーク」があり、ネットワークでつながるように市民も行政も努力し、情報交換を盛んに行っていた。</p> <p>エコワークを解散させた今、一覧掲載だけでなく、さらに進化した施策を行うべきと思う。</p>	<p>環境の保全・創造を進めるには市民団体を含めた多様な主体との連携が必要であると考えています。市民団体等の取組みに関する情報発信については、「景観・みどりに係る市民団体一覧・市民団体マップ」のほか、市民団体主催の観察会やイベント等の情報を収集し、広報紙、市ホームページ、みどりの情報誌「ちがさき」に掲載しています。</p> <p>今後は、情報収集・発信に留まらず、団体主催の学習会への支援等、新たな取り組みを実施していく予定です。</p>
9	18~19	重点2	<p>■平成29年度の取り組み</p> <p>②継続的な財源確保に向けた取り組みに記載があるものは、全て他人頼みで安定性がない。</p> <p>活動現場からの観点としては、不安定・不定期的な財源を頼みにするのではなく、第一に市の予算を施策が推進されるように計画的に充てるのが当たり前ではないかと考える。</p> <p>この計画を実施するためにこの10年でどのくらいの予算が必要かは、事前に計算して財源を創出する責務が行政側にはあると考える。</p>	<p>安定的な財源の確保に向けて、様々な方法を活用し、引き続き取り組みを進めます。</p>
10			<p>■平成29年度予算執行状況</p> <p>茅ヶ崎市として緑のまちづくり基金に対する積立金が毎年減っている。P.18にある他の取り組みは十分な財源が担保されるものではない。特に特別緑地保全地区の土地取得は、交付金が出るのは当たり前で活用することが誇れることではない。</p>	
11	19	重点2	<p>■成果・課題と評価</p> <p>「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の処分の取り扱いについて」は、なかなか方針が決まらない。基金の活用事例を見るとわかるように、以前の活用は、市街化地域の緑地を購入するためにだけ充てられていた。その頃は市街化調整区域の緑地には利用できないと市民に説明されていた。そのために、基金の処分についての決定過程や対象などをしっかりと「みどりのまちづくり基金条例」に記載してほしいとの要望を出していた。</p> <p>現在は、特別緑地保全地区の買い取りのためだけにしか、利用されておらず、処分の取り扱いの内容も市街地には利用されないとされている。</p> <p>今後、市街地のみどり、特に保存樹林地の保全にはどのような手立てをするのか、どこにも記載がない。財政担保システムの確立をするなら、もっと現実的な検討をしてほしい。</p>	<p>引き続き「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の処分の取り扱いについて」について検討を進めます。</p> <p>また、財源確保のための新たな方策については、現在策定作業を行っている「(仮称)茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略(素案)」において、先進事例(横浜みどり税など)を参考に検討することを位置づけたいと考えております。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
12	18	重点2	緑のまちづくり基金の活用については 松浪緑地に活用した時、「土地緑地法」が根拠なので市街化だけにしか使えない、と言われた。清水谷が特緑になって、地権者に求められたら買い取りをしなければならないので、豊かな自然環境の保全のために使う、と説明され、市街地の緑の保全には活用できないように説明された。要綱のような職員だけのルールだから、市民には行政が都合の良いように使っているのしか見えない。この部分だけに限られたことではないが、行政に都合の良い部分だけ表記したものは正しく評価できない。	「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の策定や「茅ヶ崎市みどりの基本計画」(平成21年策定)の改定に係る検討状況を踏まえ、良好な自然環境を有する緑地の保全に向けた活用を行っています。 「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」の活用に関するルール作りを進めます。
13	20	重点3, 4	②水源地の保全 「合併浄化槽の普及及び汚水流入への対策」 これは、公園緑地課が担当ですか？清水谷に生放流されている下水は、下水道の管轄ではないですか？清水谷のゼフィルス丘に生放流されている下水は、流入対策はされず、今でも汚れ、ひどい臭いを出して流れ込んでいるのが現状で、何も改善されていない。	清水谷の環境保全としては、浸透ますの清掃を実施する他、当該浄化槽を使用している近隣住民の方に対して、清水谷地区の自然環境への配慮を依頼してまいります。
14	20	重点3, 4	清水谷の上の住宅の台所の汚水が清水谷の湿地に入り込む。改善要請しているが、相変わらず垂れ流し状態である。結果を明記して、評価はされるべき。	
15	21	重点3, 4	③清水谷周辺の自然環境の保全 本来は、清水谷を孤立させないための施策として、この部分が一番に考えてほしい重要な部分である。	御意見のとおり清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森の管理において、生物多様性確保へ配慮しながら保全を進めます。
16	21	重点3, 4	③清水谷周辺の自然環境の保全 「市民の森及びその周辺の維持管理」実施内容で、「市民の森再整備ワーキング」と協議していると記載があるが、担当課に聞くと、この協議内容には、自然環境の保全は含まれていない。市民の森も希少種等がある自然環境豊かな場所であり、その保全策も出してほしい。	清水谷周辺の自然環境の保全については、情報共有しながら、保全すべき場所へ配慮し、管理を進める対応を行っています。当該場所をマーキングすることで、可能な限り保護に努めてまいります。
17	21	重点3, 4	市民の森には 希少種があるが「市民の森再整備ワーキング」の団体に伝わっているのでしょうか。せっかく保全作業されているのに、その情報がないために、保全とイえない作業になることだけは避けたい。	

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
18	21	重点3, 4	<p>「■平成29年度予算執行状況」の部分に「※『清水谷』としての算出は困難なため、堤地区全体の数値で計算し、算出しています。」と書かれている。清水谷の予算は、現在清水谷の予算としての形がなく、公園緑地課が北部地区全体の保全管理費の予算として取っているものから、捻出しているものである。</p> <p>清水谷と同じように、28年3月に特別緑地保全地区に指定された赤羽根十三図は、すでに2年以上経ちますが、予算は景観みどり課のまま「赤羽根字十三図周辺保全費」として計上されている。</p> <p>清水谷の保全管理も、責任を持っている担当課は景観みどり課であり、保全管理に必要な予算も責任部署が持つべきである。それにもかかわらず、連携するから大丈夫と言い続け、未だに変更されない。現場で保全活動をしている市民は、実態に合わず、保全活動に必要な重荷を負わされて、苦慮しているのが現状である。</p>	<p>清水谷特別緑地保全地区の保全管理に関する予算としては、公園緑地課における北部地区緑地維持管理事業費として、清水谷内の危険木や倒木の処理、沈殿分離層の清掃のための委託料を計上しています。保全活動にあたっては、保全管理計画に基づき、市民団体と情報共有の場を持ちながら、景観みどり課と公園緑地課で、それぞれの役割を担いつつ協力して進めます。</p>
19	21	重点3, 4	<p>③清水谷周辺の自然環境の保全</p> <p>「土地利用に対する環境配慮への指導」実施内容最初に書いたように清水谷を孤立させないために、清水谷の周辺の土地利用は重要なものです。しかし、市民の森の北側の樹林も清水谷の南側の入り口樹林半分もなくなり、東側なども資材置き場のために大きなジュラルミンの壁が立ちはだかっている状況であり、年々清水谷の周辺樹林は薄くなっている。周辺の樹林を厚くする努力は水源のためにも必要なので、今後もっと事前の協議や周辺の買い取りなどを早めに打診していくなどの施策が必要である。</p>	<p>御意見のとおり清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田、樹林等の保全管理が必要と考えています。保全管理にあたっては土地所有者や近隣住民の協力が大切であると考えています。清水谷が自然環境上重要な地域であることを継続的に周知等を行っていきます。</p>
20	21	重点3, 4	<p>■成果・課題と評価 成果</p> <p>水源地である清水谷と書くならば、保全は推進されていない。</p>	<p>清水谷内の水源地の保全を含む自然環境の保全のために、浸透ますの設置及び清掃を行っています。同時に、当該浄化槽を使用している住民の方に対して、清水谷地区の環境への配慮を依頼していきます。</p>
21	21	重点3, 4	<p>■成果・課題と評価 成果</p> <p>市民の森についても、もう少し適切な管理を行うことで自然環境の保全を図ってほしい。</p>	<p>「市民の森」の管理につきましては、「市民の森再整備ワーキング」と連携しています。定期的に現地を確認し、希少植物に配慮しながら除草作業を実施することで適正な保全に努めてまいります。</p>
22	21	重点3, 4	<p>■成果・課題と評価 課題</p> <p>(仮称)小出第二小学校用地については、いい加減に結論を出すべきである。</p>	<p>市内において一定規模で未利用の公有地については、公共施設の再整備や懸案となっている本市の政策課題のための利活用を行うこととしています。当該地もその対象であり、今後小出暫定スポーツ広場としての利用状況や他の施設の存在を踏まえて、幅広く活用検討を進めていきます。</p>
23	21	重点3, 4	<p>清水谷は特緑になる前は地権者に20年間借地料を支払っていた。だから自然環境の保全につながったことはよかったと思うが、特緑になり、特緑のルールが上乗せになっている印象を受ける。これは総括すべき。5年毎の地権者との契約時に、見直しをはかってほしい。</p> <p>また周辺の住民の理解を得るということは、一方的な要求を呑むことではない。清水谷の景観や生物多様性の保全のために住民の理解が得られるようにしてほしい。</p>	<p>保全管理にあたっては土地所有者や近隣住民の協力が大切であると考えています。地権者との契約時には、保全への理解と協力を求めるとともに、清水谷が自然環境上重要な地域であることを継続的に周知啓発等してまいります。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
24	22	重点5, 6	景観みどり課はようやくできた保全管理体制と活動の様子を周辺自治体の方にもお知らせして保全活動への参加を呼びかけていただきたいと思います。(将来、コア地域全体の保全ができるように)	引き続き、地区の自然環境の重要性や保全管理活動の様子などの周知に努めてまいります。
25	22	重点5, 6	<p>■平成29年度の取り組み</p> <p>①水害防備保安林及び移植樹林の保全管理に関するルール、システムの確立</p> <p>関係機関との情報共有 どうして保全管理に関するルール、システムの確立なのに、市民とは情報共有をしないのか、不思議である。この書き方で、庁内各課への情報提供、国との連携・情報共有をしているので、市民が入った意見交換の時は、市側は一切発言しないのに納得した。自治基本条例や環境基本条例、環境基本計画の推進に反する考え方と思う。</p>	<p>「関係機関との情報共有」内に、「市が占有している地域の保全管理等について、国と市民団体「相模川の河畔林を育てる会」、市による意見交換会を行いました。」と記載しているように、市民との意見交換を行っております。</p> <p>相模川堤防整備の状況については、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所幹部から堤防整備状況の説明及び意見交換を地元流域住民代表に向け、年に1回行っているところです。</p> <p>また水防を目的とした相模川共同点検においても、京浜河川事務所から流域住民に対し、堤防整備の状況や水防のための注意する箇所についての説明や意見交換を行っております。</p>
26	22	重点5, 6	<p>■成果・課題と評価</p> <p>課題地域の方々との連携による管理体制を一步進めて検討してほしい。</p>	引き続き、市民や事業者と連携した維持管理を推進していきます。
27	22	重点5, 6	<p>平太夫新田</p> <p>生物多様性の向上をめざしてほしい</p> <p>この場所は生物多様性は高くないものの、生物の回廊としての機能を持っていることでコアマップ対象地区に選ばれました。築堤に伴って樹林の伐採があったため樹林に心を寄せる人が多いと思いますが、カヤネズミが生息するオギ原、ギンイチモンジセセリが生息するオギ・ヨシ原、鳴く虫の仲間が生息するオギ原を維持するなど、指標性の高い種がより生息しやすい環境になるような計画とその実現が求められます。当地では保全作業にかかわってないのですが、そういった計画が進捗するといいなあとと思います。</p> <p>またコアマップ対象地区を少し外れますが、堤防の土手はウマノスズクサが生育し、ジャコウアゲハが飛び交う場所です。調査地区の線引きの見直しを考えてもらいたいです。</p>	<p>今後も生物多様性の向上に向けて努力していきます。</p> <p>また、自然環境評価調査における調査範囲は、調査に併せて開催するミーティングにおいて、有識者や市民調査員などからのご意見を踏まえて設定したものです。線引きの見直しについては、次回調査でのミーティングにおいて、ご意見をいただきながら検討していきたいと考えております。</p>
28	23	重点7	<p>赤羽根十三区</p> <p>当地の特殊性から、特定の作業団体はないものの、風通しの良い話しあいができ、生物多様性の保全に向けた生態系管理が実施できています。また特別緑地保全地区の面積を広げるなど、担当課の努力も評価できます。</p> <p>わたしは、市内外で保全作業をやっていますが、担当課が現地に来ない市もあります。積極的に作業を市民とともにやっている茅ヶ崎市の姿勢は、評価できます。現場を知ってこそその担当課です。</p>	引き続き生物多様性の保全に向けて努力していきます。
29	24	重点8	<p>何年もグラウンドの環境の悪化が記載されているが、手立てできていない。みどりの基本計画にある特別緑地保全地区の予定地から長谷は外したようだが、単につじつま合わせである。また特緑からはずした理由も明確になっていない。</p> <p>駒寄川の水源地の一つでもあり、希少種の移植もしているので、市民に向けて説明し、検討する必要がある。それを踏まえて評価する必要がある。</p>	土地利用の意向により、自然環境評価調査で高く評価された希少性が高い植物が生育するグラウンドの改変が計画されています。こうしたことから、特別緑地保全地区の候補地から除外する方向で検討を進めているものです。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
30			<p>この報告書で神奈川県「相模川水系小出川千ノ川河川整備計画」の洪水調整施設(遊水地)の整備と保全すべき区域のあり方の検討について、景観みどり課が3つのゾーンの整備・維持管理の方向性の案を作成したとの記載がありますが、どのような方向性が示されたのでしょうか。遊水地の予定地が決まる以前は、環境政策課や景観みどり課、農業水産課が「ちがさきエコワーク自然環境を考える会」/「行谷ツリフネソウ友の会」と一緒に細流付近の保安全管理を行なっていました。しかし今回の整備・維持管理の考え方の検討に当たっては、景観みどり課や環境政策課からは「行谷ツリフネソウ友の会」に何の連絡もありませんでした。本来このような遊水地周辺の3つの周辺ゾーン毎の整備案を作成するにあたっては、遊水地の建設に関係する行政部署(県、茅ヶ崎市環境部、都市部、広域事業政策課、建設部など)だけでなく、この地区で営農している市民や自然環境保全活動を行なっている市民団体に対して、早い段階から情報を提供し課題について十分な話し合いを行ないながら作成することが本来の市民参加行政の進め方と思います。今回、整備・維持管理の考え方の作成に当たって住民や市民団体に相談せずに進められた理由について回答願います。</p> <p>「行谷ツリフネソウ友の会」は遊水地建設計画スケジュールに合わせて遊水地予定地にある細流および周辺の動植物の救済のためにも、遊水地の構造と計画道路や相模川左岸用水東側地域の水田、湿地地帯および周辺樹林地などの保安全管理方法についてしっかりした検討が必要であると考えています。</p>	
31	25	重点9	<p>ゾーニングしたと書かれているが、現地で活動している団体には説明がない。その根拠も不明、スケジュールも不明。西側の公共施設(道路と遊水地)のゾーニングも同時に行っていないと、コア地域としての評価はできない。</p>	<p>行谷の保全すべき区域のあり方検討の初期において、地区で活動する市民団体「茅ヶ崎野外自然史博物館」及び「行谷ツリフネソウ友の会」に対するヒアリングを実施し、保全に対する御意見を頂きました。また、検討状況については、茅ヶ崎市自然環境評価調査リーダー・サブリーダーミーティングでも御報告させていただきました。</p> <p>今後も、事業の進捗状況に応じて、土地所有者などへの情報提供に努めてまいります。</p>
32			<p>■平成29年度の取り組み ②水田や畑、樹林等の多様な環境の一体的な保全 保全すべき区域のあり方の検討各ゾーンの整備・維持管理の方向性等の案を作成したと書かれているが、行谷で活動している市民団体には詳しい説明がされていない。また、以前から特別緑地保全地区の保全、特にタケの整理をすべきと提案しているが、実施されない。茅ヶ崎市はこの地域での保安全管理を具体的に何も推進しなかったということである。</p>	<p>地区での具体的な保全作業については、特別緑地保全地区などの保全制度の適用と併せて検討してまいります。</p> <p>併せて、洪水調整施設事業者である神奈川県と市関係部局が、自然環境の保全について十分に協議できる場がつかれるよう調整に努めてまいります。</p>
33			<p>■平成29年度の取り組み ②水田や畑、樹林等の多様な環境の一体的な保全 洪水調整施設の整備についての調整コア地域で多様な生物が生息している場所を茅ヶ崎市が遊水地として差し出したのであるから、今よりも自然環境が保全されるようなあり方を打ち出すべきである。にもかかわらず、県からの説明をそのまま、今後の危ぶまれる。特に今後地域住民との話し合いになれば、自然環境の保全はどこかに行きかねない。今から話し合いをしなければならぬはずが推進しないのでは、行谷の保全は無理である。</p>	
34			<p>■平成29年度の取り組み ②水田や畑、樹林等の多様な環境の一体的な保全 市民は、茅ヶ崎市の細流周辺の保安全管理を継続的に行っている。評価調査結果でも高い評価が出ているにもかかわらず、担当課はどうせ遊水地になるからと保全を行わないことは信じられない。</p>	

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
35	25	重点9	<p>行谷 重点施策 生物の……自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、……</p> <p>行谷には、「自然のままの細流」は存在しません。行谷は、谷戸とその西側に続く小出川の氾濫原の湿地が多様な生物を育てていることにこそ、価値があるのです。</p> <p>事実ではない文言を修正しないと、清水谷の評価結果同様誤った事柄が事実であるかのように独り歩きしてしまいます。</p> <p>私も会員である茅ヶ崎野外自然史博物館では、谷戸の湿地2000㎡を借地し、湿地性生物の生育・生息環境を保全しています。「関東水と緑のネットワーク拠点100選」に選ばれています。) 私たちは会費で借地しています。</p> <p>かつて、環境政策課や景観みどり課では、遊水地予定地の東側にある谷戸の湿地を行政で買うなり借りるなりする話がありました。しかし、現在は担当課等にその話をしても、上層部のイエスが取れないように、感じられます。県のお金で遊水地が造られるから市では何もなくてはいいいと思っているとしたら間違いです。私は、「地権者が盛り土にしようとするればだれも止められない、それを阻止するために遊水地誘致をしてほしい」と要望しましたが、遊水地が造られる際には環境が改変されるので、谷戸側の湿地を守っておく必要があります。「遊水地ができた時に、同一個体群が遊水地へ移動できるよう谷戸側の湿地を市で守ってほしい」と要望し続けてきました。大きな面積でなくてもいいので、私たちが守っているエリアだけでなく、行政による保全地区も確保してほしい。P19にも、基金活用事例に取得額が書かれていますが、市街地に比べると市街化調整区域は非常に安く買えます。せめて、借地をするなどしてほしいです。</p>	<p>行谷の自然環境については、洪水調整施設の整備時に保全への配慮を行うとともに、谷戸側の湿地や樹林の保全も重要であると考えております。現在、策定作業を行っている「(仮称)茅ヶ崎市みどりの基本計画生物多様性ちがさき戦略(素案)」においては、谷戸側の湿地等については「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に位置づけられたみどりの保全地区を活用するとともに、樹林地を特別緑地保全地区候補地として一体的に保全する方向性での検討を行っています。</p>

施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
36	29	目標3	<p>■目標3の推進状況●市域の緑被率の推移 このままの状態ならば、「対策を充実させなかった場合」となって、確実に減少予測となるだろう。</p>	
37	29-30	目標3, 4	<p>目標3、4のいずれも現状のままでは目標達成が難しい状況となっています。</p> <p>緑被率を維持するためには、市街化調整区域の樹林や耕作放棄農地の開発による消失に歯止めをかけること、保存樹林や保存樹木、都市公園などを整備し保全していくことが大切と考えます。</p> <p>そのためには、テーマ2 施策の柱2.1 P.35、36に記載の「茅ヶ崎市みどりの保全に関する条例」の運用に当たって条例の目的をしっかりと認識して実効性があるように的確に運用することを心掛けてほしいと思います。市街化調整区域内樹林地での開発行為の抑制強化(罰則強化など)や重点施策14.15に記載の農業水産課の取り組み(援農ボランティア育成講座、有休農地の活用、人・農地プランによる農地保全有効活用、農業経営基盤強化促進法活用など)のような施策の推進は有効な手段だと思います。重点施策17のみどりの保全地区については具体的な場所を早く決めて保全活動が進められるようにすることも大切と思います。</p>	<p>茅ヶ崎市みどりの基本計画に位置づけられた施策をはじめとする様々な取り組みによりみどりの保全・再生・創出に取り組んでいますが、緑被率が低下しています。引き続き様々な手法を活用しながらみどりの保全・再生・創出を進めていきます。</p> <p>経営耕地面積の維持については、引き続き、営農者の支援を目的とした各施策を適切に運用し、農地を農地として保全できるよう努めてまいります。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
38	30	目標4	<p>■目標4の推進状況●経営耕地面積の推移 今後生産緑地が解消されていくので、もっと急激に減少が進む可能性を危惧するが、今までと変わらない施策では、歯止めはかけられない。</p>	<p>生産緑地の保全という観点では、平成29年5月の生産緑地法の改正を受けて、指定面積の要件を500㎡から300㎡に緩和する条例を制定いたしました。これを踏まえ、新たに候補地に該当する都市農地の所有者へ指定に向けた生産緑地制度の啓発活動を実施しております。</p> <p>また、生産緑地の担い手不足を解消することを目的として「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が平成30年9月に施行されたことから、生産緑地を積極的に貸借し、保全できるよう、今後制度の周知を図ってまいります。</p> <p>生産緑地以外の農地の保全策としましては、営農意欲の高い農業者への農地集積等、農地を農地として保全できる方法を関係各課と改めて検討してまいります。</p>
39	31	重点13	<p>■平成29年度の取り組み ①斜面、農地、水辺環境、社寺林・屋敷林等の歴史的・文化的遺産を合わせた一体的な保全と創出 生垣の保全の助成はすでになくなってしまったけれど、30年度からは築造の助成もなし。記念樹配布もないとなると市街地はほとんど緑の保全に対する措置がない。</p>	<p>30年度は生け垣築造の助成を行っております。今後も市街地のみどりの保全、創出していけるよう、制度内容について検討を進めていきます。</p>
40	32	重点13	<p>■平成29年度の取り組み ①斜面、農地、水辺環境、社寺林・屋敷林等の歴史的・文化的遺産を合わせた一体的な保全と創出 市指定の天然記念物も次々と無くなっているがどのようにするのか、記載してほしい。</p>	<p>市指定の天然記念物である、「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」及び「腰掛神社の樹叢」については、文化財パトロールを定期的に実施し、状態の把握に努めるなど、適切に管理し保全に努めます。</p>
41	32	重点13	<p>■成果・課題と評価 屋敷林や社寺林が保全されるシステムは何もない。本当に「コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生」を考えるならば、場当たりの施策を羅列しているだけでなく、もっと違う考え方をすべきではないか。</p>	<p>コア地域をつなぐみどりには、様々なみどりがあることから、それぞれの立地特性などをふまえた保全・再生策を講じております。</p>
42	32	重点13	<p>第3回の自然環境評価調査において、コアをつなぐ場所として「大曲橋付近」と「市庁舎の跡地」がコンサルの科学的な根拠と専門家の意見によって、明記された。ここにも書くべきではないか。市民に公表すべきである。市庁舎跡地も大曲橋付近のかっぱどつくり公園関係各課にも周知し、コアをつなぐみどりの機能を持たせてほしい。そうしないとコンサルに支払った税金は無駄になる。</p>	<p>第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査(再調査)と併せて実施した生態系ネットワークのあり方検討において、「生態系ネットワーク形成にあたり重要な地点・地域」として「茅ヶ崎市中央公園周辺」及び「大曲橋周辺」を抽出しています。当該地点・地域については、改定作業を行っているみどりの基本計画に反映する方向で検討を行っております。また、他の計画等への反映等についても引き続き検討してまいります。なお、大曲橋周辺で予定している公園整備の担当課間でも情報共有を行っております。</p>
43	32	重点13	<p>成果として斜面林の保全とあるが、どこの斜面のことなのか、書いてほしい。赤羽根九図の斜面林が壊されたが、ハザードマップでは土砂災害警戒区域である。土砂災害の警戒地区でも樹林伐採の許可が下り、さらに危険性が高まっている。とても情報が共有されていると思えない。生垣や新築の家の記念樹配布が順調にすすみ、市街地の緑の景観や自然が守られていることは素晴らしいことと思うので、是非続けてください。</p>	<p>赤羽根九図等の斜面林は、生きものの生息・生育を確保するみどりであり、防災や自然景観としても重要と考えています。豊かなみどりを将来に向けて継承するために特別緑地保全地区指定の検討を進めていきます。斜面林とその保全に関しまして、関係各課との情報共有を図ってまいります。</p> <p>なお、表記の方法については、今後の報告書等作成の参考にさせていただきます。</p>
44	33	重点14, 15	<p>生産緑地の解除について対応策を知りたい。水田は生物多様性の観点から重要な環境となっていることを踏まえて、水田保全の方法を景観みどり課と連携し考えてほしい。</p>	<p>生産緑地の解除に関しては、生産緑地法が改正された中で、農地を農地として保全するために適する対応策を検討しているところです。</p> <p>また、特に水田保全に関して、市内西久保地区では、地元自然保護団体の三翠会が中心となって、渡り鳥タゲリの越冬地となる水田を守る活動をしておりません。市としましては、行政間の連携のみならず、こうした地域の方々の活動にも視野を拡げながら、支援を行ってまいります。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
45	34	重点14, 15	休耕田が増えている現状で、「案件がないため」という記述は理解ができない。	耕作放棄地解消ボランティア制度に関しては、農地の面積や荒廃具合によっても活動の限界がある中で、昨年度は地権者から当制度の利用に適する依頼がございました。また今後の制度運用に関しても、増加する耕作放棄地に対して効力に限界を感じていたところから、30年度以降の計画から削除させていただきます。 御指摘のとおり、昨今、高齢化による耕作能力の低下、後継者不足など、農業者の営農規模縮小による休耕田・耕作放棄地の増加している中で、農地を復旧させてもその農地を活用する営農者が足りていない現状でございます。 このような状況下で、現在、市としましては、農地を農地として保全するための営農者の支援・確保にまずは力を入れており、農地集積や新規就農者の確保等を行うことで、農地保全及び耕作放棄地の発生防止に努めています。

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

施策の柱2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
46	35	目標5	■目標5の推進状況 条例が施行されればよいという目標ではない。条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全しなければならぬはず。でも、この条例では消失の危機にある自然環境を保全できないことは明白である。	条例に位置づけた様々な施策を着実に実施し、みどりの保全を推進していきます。
47	36	重点16, 17	■成果・課題と評価 今までと違って何が担保できるのか、市民が何をすべきか、市民自治の立場にたっていない条例ではなにも進まない。	条例に位置づけた制度や市民の責務などの周知に努めるとともに、条例に位置づけた様々な施策により、みどりの保全を推進していきます。
48	36	重点16, 17	保存樹林指定更新時の5年での、解除が目立ち、宅地開発される事例が多い。市街化調整地域のまとまりのある樹林は畑地、資材置き場となり環境が悪化している。新しい「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」で歯止めがかかっていない。様々規定を行ってBの評価のようであるが、どこまで機能しているかどうかで評価すべきではないか。	新たな規定に基づき、引き続き自然環境の保全に取り組みます。
49	37	重点18	自然環境庁内会議の設置要綱を改正し、専門委員を加えたとありますが、どのような専門委員(分野・有資格者等)でしょうか。専門性と広い視野を有する専門家をお願いしたいと思います。	公共工事に関する情報共有が的確に行えるよう公共工事の担当課を専門委員として加えました。
50	37	重点18	設置要綱を見直したことが重複して説明されているが、「学識経験者」「土地所有者」「事業者」「専門委員」の説明、区分が不十分である。 要綱の改正部分を明示して、どのようにしたかを詳細に説明する必要がある。	
51	37	重点18	何度会議が開催されても実質的に本質の議論がされていないと受け取れる。特に今回専門委員を加えて、公共工事に関する情報共有が的確にと言われているが、できていない、できないのはなぜか、検討すべき。 課題にある公共事業に関する環境配慮については、C-EMSをシステム通りに実施していれば済むことで、庁内会議にかけて実施しなければならないということが信じられない。また、その効果が何もないものかどうか、考えるべきである。特に切る必要がない樹木を伐採してしまうとか、緑の里親制度で保全されているハンゲショウを刈ってしまうとかいうことは、仕事の仕方の問題である。	公共工事については、茅ヶ崎市環境マネジメントシステム(C-EMS)の「環境に配慮した公共工事实施マニュアル」に基づく環境配慮を各工事主管課で推進しています。自然環境庁内会議については、効果的な運用方法を検討するとともに、各担当課の取組みについて、引き続き効果的な情報共有に努めます。 ハンゲショウの刈り取りは、委託業者への情報提供が十分でなかったことによるものです。今後はこういったことがないように、注意してまいります。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
52	37	重点18	<p>仮「茅ヶ崎市歴史文化交流館」建設に伴い、駒寄川の河川改修を行っている。自然に配慮した公共事業になっているかどうか、どこが検討しているのか。庁内会議ではどのように話されているのかわからない。また交流館予定地にはレッドデータ掲載の動植物があるが、その保全策はどのようにするつもりなのか、明らかにしてほしい。</p>	<p>(仮称)歴史文化交流館及び駒寄川護岸整備については、設計に際し、自然環境や周辺環境にも配慮して、関係部局が協議、連絡調整を図りながら整備事業を進めております。</p> <p>駒寄川護岸整備は、上下流に合わせた流下能力を確保する必要があり、整備以前の環境を改変せざるを得ませんが、歴史文化交流館と一体的な広場空間を設け、良好な景観創出と水辺へのアプローチもできるよう、可能な範囲で多自然型護岸を採用しています。整備直後については、環境変化の影響が不可避免ですが、水際やカゴマットには当該地に適した植生が定着し、水生生物の生息、生育環境が創出されることも期待しています。</p> <p>(仮称)歴史文化交流館では、調整地は雨水流出抑制の役割の他、現在の湿地環境を保全し観察してもらうことを目的に設置を計画しています。平成29年度に行った事業地内で動植物の分布調査で市レッドデータリストに掲載されている、ハンゲショウ、ハッカ、アカバナの生息を確認しております。事業地の公有地化が完了し、建築工事に着工する際、対象種の種子採集による保存、標本採集による記録保存を行うことを検討しております。また、整備後の調整地に、ハンゲショウ等の種を移植できるよう一時的に他所への移植等による保存を検討し対応する予定です。</p>

施策の柱2.2 生物多様性の保全方針の策定

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
53	38	目標7, 8	<p>この施策は、長い間進展がありませんでしたが、新たに策定される「茅ヶ崎みどりの基本計画」(主管課景観みどり課)の中で策定されることになりました。景観みどり課は環境基本計画主管部署である環境政策課と連携し、ぜひ目標スケジュール通りに実効性のあるものを策定していただきたいと思っております。</p>	<p>計画の検討にあたっては、引き続き、関係部局間の連携を図るとともに、環境審議会への情報提供を行います。</p>
54	39	重点19, 20	<p>生物多様性地域戦略は、平成24年度までに策定すべきものだった。できるということでは素直に喜ばないし、それが実効性のあるものとして推進されるまでにどこまで環境を改悪したら気が済むのか、理解に苦しむ。</p>	<p>生物多様性地域戦略の策定については、環境基本計画策定時には平成24年度までに策定すべきものとしていましたが、計画の中間見直し時に平成32年度までに策定することとしました。現在、茅ヶ崎みどりの基本計画の見直しに併せて生物多様性地域戦略を統合する方向で検討を進めており、平成31年3月を目処に策定したいと考えております。</p>
55	39	重点19, 20	<p>生物多様性については、早急に保全の方針が決まり、ガイドラインもできるべきであったが、その前に自然環境評価調査が行われ、茅ヶ崎市のレッドデータも示された。</p> <p>P.14に記載がある清水谷のツリバナは、元木が枯れてしまったけれど、その周辺から実生で生えてきたものを育てて大きくしたものである。しかし、茅ヶ崎市の絶滅種と認定・記載されている。なぜ、絶滅種なのか、生物多様性の基本的な考え方はどこにあるのか、聞きたい。</p>	<p>第3回自然環境評価調査において、植物については自生している指標種を記録しており、清水谷において自生しているツリバナは記録されませんでした。また、同時に進めたレッドリスト種の検討につきましても自生種であるかを判断基準としたことから、絶滅した(10年間記録がないもの)としております。なお、清水谷には保全活動を行っていただいているなかで自生種から育成していただいた個体があります。今後は、「まっぶdeちがさき」を利用し、保全活動等において育成した植物等を識別する準備を進める予定です。</p>

テーマ3 資源循環型社会の構築

施策の柱3.1 4Rの推進

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
56	45	重点23	<p>大型家具リサイクル品の展示室での展示をやめた後、リサイクル品の市民への情報提供手段として、リサイクル品リストや写真を掲載したパンフレットを作成してごみ通信などといっしょに情報を市民に公表しては如何でしょうか。</p>	<p>リサイクル品展示室の運営事業は、民間業者によるリユース事業の普及に伴い、一定の役割を終えたものとして、常設の展示室は平成30年3月をもって終了しました。なお、リサイクル品の市民への情報手段として、催事等でのリサイクル品出張展示を引き続き実施していくとともに、広報啓発手法も検討していきます。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
57	48	重点24	植木選定枝の資源化の事業手法の課題とはどんなことですか。植木選定枝は焼却時に灰分が残る点は問題ですが、バイオマスでカーボンニュートラルです。従来通り焼却して電気エネルギーや熱エネルギーを回収することでよいのではないのでしょうか。その際できれば発電機の更新のようにエネルギーの回収率をさらに上げられるような工夫も必要です。	事業手法等の課題としては、収集方法(ステーション方式・戸別収集方式)、収集体制(直営・委託)、市民の搬入先の確保、事業系剪定枝の取扱、経費等があり、剪定枝の資源化を実施するにあたっては、これらについて整理を行う必要があります。 ご指摘のとおり剪定枝についてはカーボンニュートラルではあるものの、本市では、平成45年度に最終処分場が使用期限を迎えることから、その後の灰の処理に掛かる経費の増大を考慮すると、剪定枝の資源化により灰の発生量を抑制することが必要であると考えています。

施策の柱3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
58	49	目標11, 12, 13	このテーマは茅ヶ崎市の農業経営規模や農水産物の天候による収量変動による食材確保の難しさや給食献立の制約などの問題が多いなかで、目標11は目標店舗数が半分近くまで増加し、目標12は関係者の工夫努力により毎年目標が達成されていることは十分評価できると思います。	活動の成果が着実に表れていると理解しています。昨今、地場産農畜水産物のニーズが高まっている中で、庁内連携を行いながら、より多くの方々に地産地消への理解を深めていただけるよう努めてまいります。

テーマ4 低炭素社会の構築

施策の柱4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
59	54	目標14, 15	目標14についてはほぼ予定通りのようですが、目標達成にはさらなる削減努力が必要と思われます。 目標15については省エネコンテストへの参加者が前年より減っている点が問題と思われます。進捗状況表については、年度によって参加者が異なることも考えられるので、省エネコンテスト参加者の電力削減割合の変化と日平均気温だけで相関性を判断するのは難しいと思います。市民へ提供する情報としては重点施策27に記載されている「省エネルギーを目的としたコンテスト」で入手できたデータだけでなく、「地球温暖化、省エネルギーに関するアンケート」のデータも併せて紹介することやエコネット加入者(約300世帯)から削減への取り組みとその結果を提供してもらって掲載するのも一つの方法ではないでしょうか。	目標14について、御意見のとおり目標達成のため引き続き努力が必要であるため、市の温室効果ガス排出状況や、家庭・事業所で取り組める省エネの手法などについて、周知を行ってまいります。 目標15について、次年度以降の報告書では、アンケート結果やエコネットで投稿された削減の取り組み内容について掲載できるよう検討します。
60	59-60	重点28	最後の記載内容は、太陽光補助金受領者でクレジット事業対象となる方(279世帯)のうち29年度にクレジット事業に参加された方が140世帯で28年度に比べて14世帯増加したということでしょうか。 29年度で住宅用太陽光発電設備設置補助金が終了された後、太陽光発電設備の設置が減って太陽光発電クレジット事業の拡大は難しくなるのではないのでしょうか。クレジットの加入者を増やす方法として太陽光発電パネル付き住宅の建設販売事業者へ太陽光発電クレジット事業のPR用パンフレットを提供し、施主に対してクレジット事業の紹介と参加加入呼びかけを依頼することはどうでしょうか。	平成29年度までのクレジット事業の参加世帯は、28年度よりも14世帯増加し、140世帯となっています。その参加世帯には、今回参加案内を送付した事業対象となる279世帯は含まれていません。クレジット事業の拡大については、太陽光発電設備設置者への周知が課題と考えています。御意見のとおり太陽光発電設備を設置する事業者向けにクレジット事業をPRするパンフレットやチラシの作成を実施していきたいと考えています。
61	61	重点29	市役所内の事業活動におけるエネルギー消費量(二酸化炭素排出量)は環境事業センターなどで新技術等(LEDや新型発電機)の導入によりかなり削減されていますが、特に環境事業センターでの発電機の更新による発電量の増加対策は、売電量の増加にもつながり財政面の改善につながるのので高く評価できます。	環境事業センターの発電機が更新されたことにより発電量が増加し、売電量(料)も増加しました。今後も効率的な運転を行いエネルギー消費量の削減に努めます。

施策の柱4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減				
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
62	64	重点30	乗合交通の利便性について、アンケートやヒアリングなどが行われて改善が進んでいると思われていますが、予約型乗り合いバスの利用状況はどんな状況かと今後の見通しは如何でしょうか。	予約型乗合バスの利用者数につきましては、運行開始から毎年増加しており平成29年度は7,146人(平成28年度6,779人)となりました。 また、今後の見通しにつきましては、これまでの移動実態データの蓄積を活用しつつ、地域のみなさまの御意見を踏まえ、運行の見直しを図ってまいります。
63	65	重点31	徒歩自転車利用の促進において、スマホを見ながらの自転車運転はあまり見かけなくなりましたが、法定外路面標示のある車道で左側通行を守らない方を見かけます。ルールなどの指導・啓発をお願いします。	これまでも自転車利用者へ啓発活動を実施しておりますが、今後も茅ヶ崎警察署や地域の皆様と連携して啓発活動を継続し、交通安全対策の推進に努めてまいります。

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
64	67	目標17	目標17については計画通り進んでいると思われていますが、外部研修については広く知識や情報を共有するために、研修後に関係部署で情報交換を行なうことも必要と思います。例えば公益財団法人地球環境戦略研究機関国際生態学センターでの研修は景観みどり課職員にも必要と思います。	受講した研修の内容については、研修に参加した課にとどまらず、関係部署との共有を図っていきます。また、研修に関する情報についても積極的な情報共有を図ります。
65	68	目標17	茅ヶ崎市行政の温室効果ガス排出量(市施設の事業活動、一般廃棄物処理)はどのようにして算出されたのでしょうか。電気、ガス、ガソリンなどの消費量実績や発電量(売電量)などからの算出値でしょうか。	茅ヶ崎市行政の温室効果ガス排出量は、公共施設での燃料及び電気の使用に伴って排出される量と、公用車の走行に伴って排出される量、公共施設から出る一般廃棄物等の焼却に伴って排出される量を合算して算出しています。なお、詳細な算出方法については、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の巻末、資料編10～11ページに記載しております。
66	69	重点32, 33	C-MES関係では、「茅ヶ崎市エコオフィス賞」や「茅ヶ崎市エコ管理賞」などの表彰制度の採用は担当部署に省エネ活動へのインセンティブを与える点でよい考えと思います。ホームページだけでなく庁内機関紙C-MESレターにも実績データを入れて掲示版に掲載するとよいと思います。	「エコオフィス賞」や「エコ管理賞」は、C-EMSレターに掲載し全庁に発送しております。また、C-EMSレターは庁内のイントラネットウェブ上に掲載しているため、職員がいつでも閲覧可能な状態となっています。今後も引き続き、積極的な庁内での周知を続けていく予定です。
67	71	重点32, 33	C-EMS外部監査も研修もこれだけやっているのに効果がないのは、理解できない。具体的な内容が理解できていないのではないかと。	C-EMSについては、外部監査の中で法令遵守に関する指摘は一部みられたものの、全体としては概ね適切かつ効果的に運用されていると評価されたことから、研修等の効果がでているものと考えています。 しかしながら、指定管理者や委託業者に業務を発注する際に、C-EMSに基づいた環境配慮事項について適切な指示や打合せ等が行われていないケースも見受けられることから、今後の研修や外部監査では、その点について詳しく説明を行う予定です。

施策の柱5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
68	72	目標18	省エネ・地球温暖化に対する市民の意識調査を行ったことはよいことと思います。省エネや節電などの具体的な項目についても取り組んでいるか、取り組もうとしているかを聞くことにより市民が自分の問題として意識するようになることが大切だと思います。	参考としてお示した「家庭における省エネルギー・地球温暖化防止への取組み」は、「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査集計結果」から抜粋したものです。実際の調査では、家電製品の使い方等、具体的な省エネ行動の状況についてもお聞きしています。アンケート結果の詳細は市ホームページで公表しています。
69	72	目標18	環境市民講座の参加人数が激減している。この数字とP74の成果の内容が一致していない。再考が必要。 香川公民館では環境に関する事業の掲載がないが、行っていないのでしょうか？	市民活動団体との協働により実施している環境フェア等については、多くの方に参加をいただいているところですが、環境に関する講座の充実については、今後の課題と認識しています。 また、香川公民館では、直接環境をテーマとした講座は開催しておりませんが、使わない浴衣や布を再利用してぞうりをつくる「手づくり布ぞうり」、農薬などを使わずに農業する「たんじゅん農法でまるごと農業体験」また、実際に水田で稲作をする「お米づくり」を開催しております。また、香川公民館利用者懇談会とともに香川公民館南側の雑木林の清掃も実施しました。
70	73-74	重点34	市民活動団体・事業者、市などの環境への取り組みに関する情報を広報紙、ホームページ、メール配信サービス、Facebookなど様々な情報ツールを使って発信されていることはよいことと思います。 この報告書を読んで私も改めてPCから市のホームページのトップページにアクセスして検索してみました。トップページの「くらし」/「環境」で検索してみましたが、情報サイトがたくさんあり、全貌をつかむのは結構大変でした。くらしの情報サイト(環境)には市出前授業の紹介と講座などの結果報告がありました。環境に関わる審議会などの会議開催予定や講座などの開催予定については市民参加カレンダーの審議会やイベント、市政情報から検索する必要があることがわかりました。 多くの市民が環境に関する情報に関心をもちアクセスしやすいようにするためには、市・県が定期的に提供する環境情報(審議会などの会議や講座、イベントなど)を取りまとめたリストを作り、現行の市ホームページの検索方法と併せて広報紙特集号や便利帳で一度紹介しては如何でしょうか。 また市民活動団体等で活動される人材の育成のためには、情報提供によって意識を啓発するだけでなく実際の活動に取り組んでもらえるような呼びかけとともにインセンティブを与えることが大切だと思います。	情報発信については、引き続き、SNS等、多様な手段を視野に入れながら、様々な方法で実施していきたいと考えます。 市ホームページの環境情報については、利用しやすいページ構成となるよう工夫していきます。今後も御意見を参考に、環境に関する情報に関心を持っていただけるよう、効果的な情報発信の方法を検討します。 環境活動の動機付けとして、インセンティブの付与は効果的だと考えております。現在実施している取り組みとしては、夏、冬に実施している省エネコンテストがあります。
71	75	重点35	市民の高齢化が進む中で、燃やせるごみの戸別収集やこれらの取り組み(特に資源回収推進地域補助金など)への支援がますます重要になってくると思います。今後も引き続き予算の確保と支援が継続されるよう要望します。	戸別収集については、ごみの減量や市民の利便性の向上に繋がる有効な施策であり、市民の皆様から多くの御要望を頂いている状況です。現在本市で戸別収集を実施した場合に必要な車両台数や経費について、実際に現地調査を行い積算している段階であり、調査を踏まえ、戸別収集の実施の可否について、平成31年度中に方向性を示す予定です。 また、御要望頂いた資源回収推進地域補助金についても、資源物の適正な分別・回収を推進する上で、市民の皆様の動機付けに繋がる有効な施策であると認識しているところです。
72	75	重点35	自主的に美化運動をしている団体と「緑の里親制度登録団体」と中身は同じでも担当課が異なると対応が違う。美化運動には予算がつき、緑の里親制度登録団体には予算がない。準絶滅危惧種である ハングショウを緑の里親制度を活用して、保全していたが、行政によって今年、すべて刈られた。これは予算措置がないからでしょうか？	「みどりの里親制度」は、ボランティア活動のため、予算措置はありません。ハンゲショウの刈り取りは、委託業者への情報提供が十分でなかったことによるものです。今後はこういったことがないよう、注意してまいります。

施策の柱5.3 学校における環境教育の充実

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
73	77	目標19	<p>グローバル化の流れのなか、小学校の教科の増加などのため総合学習の時間が少なくなっている状況です。地球は人類はじめ多くの生きものの生存基盤であり、将来にわたってよい地球環境を持続させていくことは次世代に生きる人々にとって非常に重要な課題です。</p> <p>市、学校、環境活動団体との連携の下、出前授業などを通して子どもの頃からしっかりと自然の恵みや環境保全の大切さを身につけさせることが大切だと思います。これからも目標19に掲げた施策をしっかりと継続して推進してほしいと思います。</p>	<p>未来を担う子どもたちへの環境教育は、本人の環境意識向上だけでなく、その効果が各家庭、ひいては地域全体へ普及していくことが期待されることから非常に重要であると考えます。今後も引き続き、子ども向けの環境学習事業やスクールエコアクションの運用を通じて、子どもたちへの意識啓発を図ります。</p>
74	78	重点施策 36, 37	<p>駒寄川をフィールドにしている団体も7月に生きもの調査を行っている。データの共有を図りたい。環境保全課で調査を行ったのを進捗状況報告書を見て初めて知った。環境保全課とは水質のバックテストをいただいている関係でよく話をするが、生きもの調査をしたことは、知らなかった。市民側が動かないと情報の共有が図れないと実感する。</p>	<p>進捗状況報告書のとおり、茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会(市内事業者約50社の団体)と共催で、水生生物の生息調査による河川水質調査(河川生物相調査)を行っております。調査実施にあたっては、小学生3年生から中学生3年生までの生徒を広報紙等により公募し、会員事業者と共に調査しています。</p> <p>また、平成25年までは小出川の大黒橋付近、平成26年からは駒寄川のせせらぎ公園付近を調査しています。</p> <p>本事業は茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会と共催で実施している事業であることから、データの共有及び調査結果の公表に関しては協議会と調整した上で対応させていただきたいと考えております。</p>

③その他（報告書の表現方法に関する意見など）

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
75	2	—	<p>■計画の策定経緯</p> <p>簡単に記載がされているが、この計画の策定にあたっての基本的な考え方の最も重要な部分は、「計画の確実な進行管理と実効性の確保を図り、目指すべき環境の将来像を実現する」ことです。この部分を入れてください。</p>	<p>次回報告書作成の参考にさせていただきます。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
76	2	—	<p>本基本計画2011年版の目標については、平成26年度の環境審議会において、計画策定から5年が経過する平成27年度において社会情勢や行政施策の変更など現状との整合性の点から見直し検討の必要性が提案され、平成27年度版から基本計画(2011年版)の次の重点施策目標値(重点施策14)や目標スケジュール(重点施策5、6、7、8)が変更されることになりました。このことは平成30年度版にも明記する必要があります。なお、P. 6の3. 目標と実績(総括表)についても、変更のあったことを追記することが望ましいと思います。</p>	
77	2	—	<p>1. 報告書の丁寧な記載(各論としては、2、5、6、7、8の目標及び重点施策の経緯追記) 本報告書は3ページの「環境基本計画の年間進行管理図」に示すように、市民と環境行政とを繋ぐ年2回のキャッチボールのうちの貴重な1回であり、進行管理上の基本条件(目標及び重点施策)を明確に周知した上で実施することが円滑な環境行政に向けた市民と行政との好循環を生む必須条件であると考えます。 この目標及び重点施策についてはこれまでに、社会情勢や市政方針の背景、審議会における修正意見等により、大幅な変更・修正を加えたものが少なくない。 これらの変更・修正内容は過去の報告書には明記されているものと考えますが、本報告書中においてもその経緯を丁寧な説明を付けた上で再周知することが必要であると考えます。 丁寧な説明としては、「変更・修正に至った背景、経緯」と「変更・修正に至った理由」をセットで明確に記載することが必須条件である。 本報告書の目標及び重点施策のように、単に「〇〇とします。」ではその変更経緯が不明のまま表面的な評価に止まり、本来の進行管理の役目を果たしていない。 特に大幅な変更・修正のあった2、5、6、7、8、15の目標及び重点施策については、その経緯を丁寧に追加説明する必要があると考えます。</p>	<p>目標等の変更履歴については、内容の簡略化を意図して今年度より省略しましたが、次年度報告書の作成にあたっては、御意見を踏まえて記載方法を再考します。</p>
78			<p>■目標及び重点施策について この計画の将来像を達成させるために、目標は施策ごとに目標年次である32年度より早く達成させ、それに基づいて施策を実施することが期待されています。しかし、途中で行政側の積極的な施策推進が行われず、目標年次をできる範囲に修正した経緯があります。この点に関し、知らない方もいるために、目標年次が変わったなどの記載が必要と思います。</p>	
79	3	—	<p>■計画の進行管理 年間の進行管理図が示されていますが、これは最初の図とは変更されています。本来は、「CHECK」の部分で市民のモニタリングが入っています。これは、策定の基本的な考え方の中の「4. 計画の推進における、より発展的な市民参加の仕組みの構築」に寄ります。行政側だけからの計画の推進・検証ではない市民とともにという考え方が重要と考えます。計画の考え方をどうして変えたのか、説明をお願いいたします。</p>	<p>計画では、コア地域のモニタリングや家庭・事業者等におけるエネルギー消費量のモニタリング等を行い、市民・事業者がモニタリングを行った施策については、市民・事業者による検証を行うとしています。現時点では、モニタリングの検証までを市民・事業者が行うまでに至っていません。進捗状況報告書に掲載する進行管理図としては、現状に即したかたちでお示した方が分かりやすいと判断し、計画で示しているイメージ図に変更を加えています。 御指摘の部分に関しては、進行管理上の課題であることは認識しており、市民によるモニタリングと検証結果の活用については今後検討します。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
80	8-9	—	今年度の審議会の評価の参考に、前年度評価欄に担当課の評価だけでなく審議会の評価も併記した方がよいと思います。	次回報告書作成の参考にさせていただきます。
81	12	目標2	■目標2の進捗状況 平太夫新田保全管理計画あり→あり(市占用地内のみ)に修正必要。保全管理計画は市占用地内のみで策定されています。	報告書には「あり(市占用地内)」と記載しています。
82			平太夫新田 保全管理計画の「あり」は市の占有地区内だけ。補足が必要。	
83	13	目標2	柳谷保全管理計画あり(神奈川県)→あり(神奈川県が策定した公園のみ)と修正へ。 柳島保全管理計画あり(柳島キャンプ場内)→あり(柳島キャンプ場のみ)	今後の報告書等作成の参考にさせていただきます。
84	14	—	清水谷(重点施策3、4)「ツリバナ」の写真が記載されている。清水谷ではツリバナはあると思っているが、景観みどり課が策定した評価調査結果では、ツリバナは絶滅種に入れられている。良いのか？	第3回自然環境評価調査において、植物については自生している指標種を記録しており、清水谷において自生しているツリバナは記録されませんでした。また、同時に進めたレッドリスト種の検討につきましても自生種であるかを判断基準としたことから、絶滅した(10年間記録がないもの)としております。 なお、清水谷には保全活動を行っていただいているなかで自生種から育成していただいた個体があることから、写真を掲載したものです。
85	14	—	平太夫新田(重点施策5、6)「畑や草地が他市町にまで広がる相模川河川敷の地域です。草地等は生き物の広域的な移動空間として重要な役割を……」と記載があります。この中で、「他市町にまで広がる」とはどう意味があるのか。平太夫新田は他市町の区域は入っていないはず。また、「草地等」には樹林も入っているのかと思うが、広域的な移動空間としては樹林のほうが大であり、「草地・樹林等」にしてほしい。	次回報告書作成の参考にさせていただきます。
86	15	—	行谷だけ現状が書かれていないのはどうしてか？	行谷についても他の地域と同様に、説明文を記載しているところですが、内容を精査し、より現状を分かりやすく示す表現とします。
87	15	—	行谷に「茅ヶ崎市景観計画における重要景観地点」がありますが、景観重要ポイントのことですか？また重要景観地点なのに、稜線が破壊されたままになっている(斜面が宅地開発されている)ので、この計画で景観が守られていると感じられない。それでも明記する必要があるのか。 柳谷が重要景観公共施設になりました。重要景観地点よりもこちらを書くべきだと思います。	「重要景観地点」は「景観ポイント」の誤りでした。行谷及び柳谷の説明文に関する御意見については、次回報告書作成の参考にさせていただきます。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
88	14-15	—	<p>コア地域の説明の中の表現で修正した方がよいと思われるものがあります。</p> <p>例) 平太夫新田・・・相模川左岸の河川敷地域には水害防備保安林の樹林と畑や草地があり、樹林や草地は多くの生きものの棲みかとなり、鳥類の広域的移動空間としても重要な役割を果たしています。国は堤防増強工事にあたって、河川敷の自然環境をできるだけ保全するため築堤工事で失われる水害防備保安林の樹木の一部を国有地に移植しました。茅ヶ崎市は自然環境保全のために国有地の一部を占用し、コア地域の自然環境保全活動をしている市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」の協力のもとに平成30年2月に占用地の自然環境保全管理の考え方(保全管理計画)を作成し、同市民団体とともに占用地の外来植物の除去などの保全作業を行なっています。</p> <p>行谷(1行目)・・・地区全域が谷戸地形となっており、小出川沿いの水田や樹林などによって豊かな湿地環境が形成されています。・・・</p>	次回報告書作成の参考にさせていただきます。
89	17	重点1	<p>■成果・課題と評価 課題の中で、「～、洪水調整施設候補地となっている行谷」と書かれているが、候補地ではなくすでに予定地として決定しているの、「～、洪水調整施設が予定されている行谷」にしてほしい。</p>	今後、表現については、御指摘のとおり予定地とさせていただきます。
90	16-17	重点1	「②保全活動の実施及び支援」の第1項の活動地区に平太夫新田(平成30年2月～)を追記してください。	次回報告書より平太夫新田を追記します。
91	17	重点1	平成29年度の予算執行に清水谷がないが何故でしょうか。	清水谷の維持管理(清水谷負担金等・清掃業務委託費等)に関する予算執行状況は、重点施策3・4のページに記載がありますが、重点施策1にも記載すべき項目ですので、次回報告書より追記します。
92	18	重点2	概要の図の表示が紛らわしい。まちづくり基金の内容は緑地の取得、緑地の維持、緑地の管理の3点と推察しますが、囲いの形を□から○にしては如何ですか。	次回報告書作成の参考にさせていただきます。
93	20	重点3, 4	<p>■平成29年度の取り組み ①清水谷の保全 「市民活動団体「清水谷を愛する会」と連携・協力した保全管理」 実施内容の書き方を役割が市民に分かるように修正してほしい。行政は何をしているのか。会はどのようなことをしているのか。一緒にやることは何か。整理して記載しないと行政がかかわったことだけで多様な清水谷の保全管理ができていないように感じる。</p>	実施内容については、市、市民活動団体それぞれが実施したこと、また、協力して実施したことが分かるよう、記載方法を工夫します。
94	20	重点3, 4	市民の森のり面の希少種にマーキングしたのは「清水谷を愛する会」である。しかしそれが伝わらず希少種も刈られてしまっているのが現状である。	市民の森法面の除草につきましては、市民活動団体から頂いた情報を蓄積し、希少植物のマーキング作業を「清水谷を愛する会」の協力で行っています。除草作業の実施にあたっては希少種が刈られてしまわないよう事業者への指導を行います。
95	20	重点3, 4	<p>「市民の森の法面の管理」 これは、清水谷の保全ではない。③の清水谷周辺の自然環境の保全に入れるべきである。中に書いてあることは、行政だけがしたわけではなく、毎年清水谷を愛する会が協力してマーキングをして希少種を残している。</p>	「市民の森の法面の管理」については、次回報告書より「清水谷周辺の自然環境の保全」として掲載します。内容については、市民活動団体の御協力により実施したことが分かるよう、記載方法を工夫します。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
96	22	重点5, 6	<p>この報告書には景観みどり課が平太夫新田の保全作業を行なっている環境市民団体「相模川の河畔林を育てる会」と協議をしながら「相模川河川敷内市占用地の保全管理の考え方」を策定し、保全管理ルール・システム作りが進んだことだけが記述されていますが、下線の現場の保全管理の体制と状況は記述がありません。</p> <p><u>河畔林の保全管理作業は「相模川の河畔林を育てる会」が景観みどり課との連携のもとに保全管理作業が進めており、外来植物などの除去や伐採作業には茅ヶ崎市工場緑化推進協議会会員と近隣事業者「オーテックジャパン(株)」の社員の参加や公園緑地課の協力もあって比較的広範囲にわたって外来植物やクズなどのつる性植物の伐採除去が行われており、市占用地の環境保全については体制が整いつつあります。記載願います。</u></p>	平成30年度版の進捗状況報告書の本編は、基本的には市が実施した事業の実施内容を記載する体裁としておりました。今後は、市民・市民団体・事業者の取り組みについても、掲載するよう検討します。
97		<p>■平成29年度の取り組み</p> <p>②地域との連携による管理体制の確立</p> <p>事業者(株オーテックジャパン)が、地域貢献の一環として、市民団体(相模川の河畔林を育てる会)の支援を受けて保全作業を定期的実施することとなった。これも地域の連携ではないか。</p>		
98	25	重点9	このページに「公共施設(道路等)」が何回も出てくるが、公共施設は道路だけではなく、道路計画は変更される可能性もあり、しっかりと「遊水地」と書いてほしい。	当該地では道路や洪水調整施設の整備が予定されています。洪水調整施設事業者である神奈川と調整し、今後表現方法について検討してまいります。
99	40	目標9, 10	<p>目標値の達成年度が分かりにくい、グラフを見ると達成年度は平成32年度ですので、平成32年度目標値と明記してください。また、目標数値がグラフの数値と違っていますので修正してください。また、数値が変更された理由も明記してください。</p>	<p>目標9の注釈で「目標値を574gから613gに変更します。」としていましたが、「目標値を574gから614gに変更します。」の誤りでした。市ホームページ掲載資料を修正版に差し替えます。</p> <p>本報告書は平成29年度の取組み状況の報告書ですので、平成29年度時点の目標年度と目標値を、「平成32年度(2020年度)までに574g」と記載しています。グラフ等の記載については、今後も分かりやすい表現に努めます。</p> <p>目標値の変更理由といたしましては、当初平成28年度から実施を予定していた剪定枝の資源化を見送ったこと、近年のごみ排出量の傾向や今後の人口推計を踏まえ、数値の下方修正を行ったもので、平成30年3月の茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の改訂に合わせ、変更を行っております。</p>
100	72	目標18	<p>目標18の進捗状況の表では、講座や体験プロジェクトについて、参加延べ人数だけが記載されていますが、開催イベントと毎回の参加者数が参考資料のP.82～86に記載されていることをP72に付記するとよいと思います。イベントと参加者の関係がわかり、今後の企画の参考になると思います。</p> <p>省エネ・地球温暖化に対する市民の意識調査を行なったことはよいことと思います。省エネや節電などの具体的な項目についても取り組んでいるか、取り組もうとしているかを聞くことにより市民が自分の問題として意識できるようになることが大切だと思います。</p>	御意見を踏まえ、来年度の報告書から、目標18の進捗状況として掲載している「環境に関する主な事業への参加者数」の表に、関連する参考資料のページを付記します。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
101	77	目標19	<p>スクールエコアクションの報告から数えている環境学習は、重点施策36地域と連携した環境教育となる各市民団体による総合学習への支援があるが、記載がないので、実施されていないように思われる。</p> <p>特にP.79の課題に、事業者や市民団体活動との連携による環境活動プログラムの提供については実現に至っておらず課題となっていると記載ある。しかし、各学校は、総合学習などで毎年継続して各市民団体とプログラムを組んでいるので、その内容も分かるように記載すべきである。</p>	<p>目標19の進捗状況として示している「地域資源を活用した環境学習の回数」は、「地域の関係団体等の協力のもとに行われた取組み」も含んだ回数です。各団体から報告をいただいている「学校などの環境学習の支援」の状況については、資料2として掲載している「市民活動団体や事業者等の活動状況」において確認することができますが、より分かりやすい記載方法を検討します。</p>
102	-	-	<p>この計画では、「第5章計画の確実な推進のために」という部分が一番重要だ。なぜならば、この計画に参加し、推進していく体制が今までにない形を提案しているからである。</p> <p>環境基本計画(2011年版)P.90で、「環境審議会、環境調整会議、各担当課、環境市民会議「ちがさきエコワーク」がそれぞれの役割を担って推進してきたが、今回は温暖化対策推進協議会やみどり審議会などを加え、相互の連携を強化して、計画の推進と進行管理を行う。そしてさらに、順次設置されるコア地域ごとの活動組織など、計画の推進に当たり必要に応じて設置される活動組織等についても体制に組み込み、市民、事業者、市の協働により、目指す将来像の実現に向けて取り組む」としている。</p> <p>しかし、環境基本計画に位置づけがあり、市民側でこの計画を推進するために不可欠な役割を担っていた環境市民会議「ちがさきエコワーク」を行政の都合で解散させたことにより、推進体制が不十分なものとなっている。</p> <p>本来ならば、コア地域の活動組織等と行政とエコワークが相互に協力することにより、より一層の市民の協力体制が推進できたのではないかと考えられる。</p> <p>では、その代わりに行政は自分たちで何をするのか、前年度の答申でもその課題が指摘されているのに、何も改善されないのでは、情けないといか言いようがない。</p> <p>それとも単なる評価をしたらそれでよいと考えており、計画の本当の目的や考え方は見過ごせばよいということなのか、回答が欲しい。</p> <p>最初の部分も同じであり、本当の意味でのこの環境基本計画の目的や考え方を認識せずに仕事をしていると思えない。この環境基本計画(2011年版)が持つ意味は、地方分権の時代の市民自治への新しい挑戦だった。今後の環境基本計画の改定時にこれが改悪されないことを祈るのみである。</p>	<p>茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)第5章では「計画の確実な推進のために」として、計画を確実に進め、実効性を確保するための主体間の連携、庁内における推進体制の整備、進行管理の仕組み、財源確保の方策等を示しています。ここで挙げた取り組みについては、実現できているもの、できていないものがありますが、各主体の関係性を構築しながら、市民・事業者・市との協働により、目指すべき環境の将来像の実現に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。平成30年度は、環境に関する団体への新たな支援制度の整備も進めているところです。</p> <p>茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像の実現は、行政のみでは成し得ることはできないと認識しております。今後の環境基本計画の改定にあたっては、そうした視点をもって、市民・事業者・市が、それぞれの力を十分に発揮し、将来に向けて前向きな取り組みが展開されるよう、検討していきたいと考えております。</p>

(参考)

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）

目標・重点施策の見直し内容一覧

平成28年3月

■見直しを行った目標・重点施策一覧

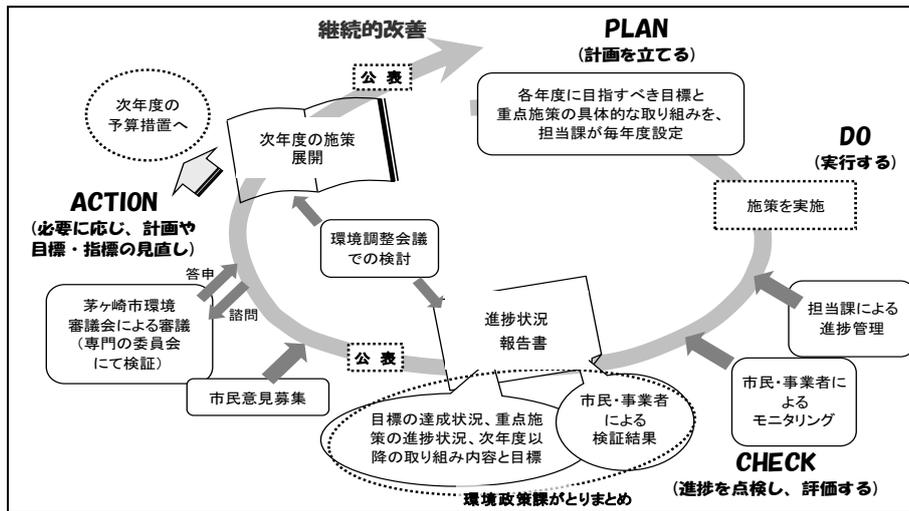
茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の進行管理においてこれまでに見直しを行った目標及び重点施策は以下のとおりです。

テーマ	施策の柱	目標/重点施策(※)	ページ
1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	目標 2	108
		重点施策①	
		重点施策②	
	重点施策③～⑫	109	
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	重点施策⑭	109
2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	目標 5	110
		目標 6	
		重点施策⑯	
		重点施策⑰	
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	重点施策⑱	111
		重点施策⑲	
		重点施策⑳	
		重点施策㉑	
3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	目標 9 (※平成25年度変更)	114
		重点施策㉒	
		重点施策㉓	
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	目標 11 (※平成24年度変更)	115
		目標 12 (※平成26年度変更)	
		重点施策㉔	116
		重点施策㉕	
		重点施策㉖	
4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	目標 14 (※平成26・28年度変更)	117
		目標 15	118
		重点施策㉗	
5 計画を進めていくための人づくり	5.3 学校における環境教育の充実	重点施策㉘	118

※特に変更年月日の記載のない項目は平成27年度に変更を行っています。

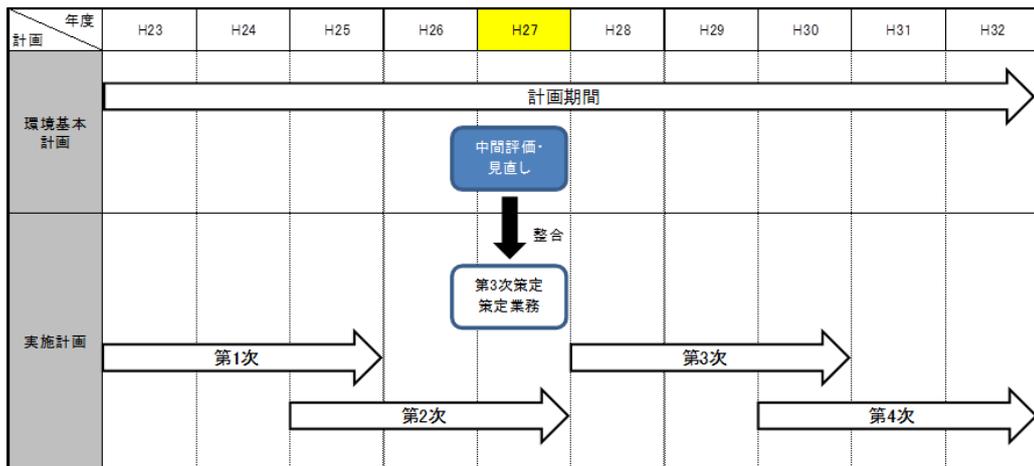
■茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)について

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」(以下、本計画という)の策定後、本計画の進行管理方法(下図)に基づき、本市が目指すべき環境の将来像の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。担当課の取り組みや、環境審議会による外部評価の結果等により、目標については、必要な変更を加えながら進行管理を行っています。また、重点施策については毎年度検証を行い、必要な軌道修正と次年度予算への反映を図っています。



■茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の中間見直しと本冊子について

本計画は、策定後5年程度を目途に、施策の状況や市内の環境の変化、社会情勢の変化等に応じて必要な修正を行うこととしておりました。そこで、平成27年度に施策の進捗状況や環境審議会による検証結果等を踏まえ、目標と重点施策を対象として見直しを行いました。



本冊子は、これまでの本計画の進行管理や中間見直しにおいて変更した目標及び重点施策を明らかにするために作成したものであり、本計画への追録としてお示しするものです。

■現在の体系図



は見直しを行った目標・重点施策です。

テーマ	施策の柱	目 標	
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保安全管理体制、財政担保システムの確立	① コア地域の適切な保安全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。 ② 各コア地域の自然環境を保全するため、平成32年度(2020年度)までに、コア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保安全管理計画を作成します。	
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	③ 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。 ④ 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。	
	テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	⑤ 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。 ⑥ 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
		2.2 生物多様性の保全方針の策定	⑦ 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成32年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性の保全を推進していきます。 ⑧ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成32年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	⑨ 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。 ⑩ リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。	
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	⑪ 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。 ⑫ 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。 ⑬ 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。	
	テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	⑭ 市域のCO₂排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,165千tCO₂(平成2年度(1990年度)の約80%)にします。 ⑮ エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。
4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減		⑯ 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。	
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	⑰ 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。	
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	⑱ 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。	
	5.3 学校における環境教育の充実	⑲ 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。	

重点施策

重点施策の推進を支え、補完する施策

- ① コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理計画の作成・実施
- ② 財政担保システムの確立
- ③～⑫各コア地域における施策

- 1.1(1)コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進

- ⑬ コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生
- ⑭ 農業支援による農地の保全・再生
- ⑮ 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

- 1.2(1)コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化
- 1.2(2)農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進
- 1.2(3)水環境の保全
- 1.2(4)歴史的・文化的遺産の保全・活用

- ⑯ 自然環境の保全に向けた条例の制定
- ⑰ 保全すべき地域の指定
- ⑱ 自然環境庁内会議の効果的な運用

- 2.1(1)自然環境に配慮した土地利用の誘導
- 2.1(2)快適で安全な住環境の確保

- ⑲ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定
- ⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

- 2.2(1)動植物の生育・生息環境の保全
- 2.2(2)海岸の自然環境の保全

- ㉑ リフューズ(要らないものを買わない・断る)
- ㉒ リデュース(ごみの排出を抑制する)
- ㉓ リユース(繰り返し使う)
- ㉔ リサイクル(資源として再生利用する)

- 3.1(1)4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続
- 3.1(2)適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり

- ㉕ 地産地消の推進
- ㉖ 環境に配慮した農業の普及促進

- 3.2(1)地域資源を活かした農水産業の推進
- 3.2(2)環境に配慮した農業の普及啓発

- ㉗ 情報発信・啓発活動の推進
- ㉘ 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援
- ㉙ 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入

- 4.1(1)市民・事業者における取り組みの支援
- 4.1(2)市における率先的な取り組み

- ㉚ 乗合交通の利便性向上
- ㉛ 徒歩・自転車利用の促進

- 4.2(1)自動車の走行に伴う環境負荷の低減

- ㉜ 庁内の環境意識の向上
- ㉝ 庁内における人材育成

- 5.1(1)市における環境配慮の取り組みの推進

- ㉞ 意識啓発・人材育成
- ㉟ 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援

- 5.2(1)市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進
- 5.2(2)事業活動に伴う環境負荷の低減
- 5.2(3)環境に関する活動の支援

- ㊱ 地域と連携した環境教育
- ㊲ 学校における取り組みの支援

- 5.3(1)学校における環境教育の推進

テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

目標 2 (※平成 27 年度より変更)

変更前	各コア地域の自然環境を保全するため、平成 25 年度(2013 年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
変更後	各コア地域の自然環境を保全するため、平成 32 年度(2020 年度)までにコア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。

重点施策① コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施 (※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前	①コア地域ごとの保全管理計画の作成、実施	コア地域ごとの活動組織の設置※			※3年以内に全てのコア地域で活動が進められることを目指します。						
		保全管理のための計画の作成※			計画に基づく活動の推進						
変更後	①コア地域ごとの保全管理計画の作成、実施	コア地域ごとの活動組織の設置									
		保全管理のための計画の作成			計画に基づく活動の推進						

重点施策② 財政担保システムの確立(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前	②財政担保システムの確立	システムの検討		庁内及び関係主体間調整							
		財政担保システムの運用、見直し(適宜)									
変更後	②財政担保システムの確立	システムの検討									
		庁内及び関係主体間調整		財政担保システムの運用、見直し(適宜)							

重点施策③～⑫ 各コア地域における施策（※平成 27 年度より変更）

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前	③～⑫各コア地域における施策									
	既存の取り組みを継続					計画に基づく活動の推進（重点施策①と同様）				
変更後	③～⑫各コア地域における施策									
	既存の取り組みを継続					計画に基づく活動の推進（重点施策①と同様）				

施策の柱 1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

重点施策⑭ 農業支援による農地の保全・再生（※平成 27 年度より変更）

●概要

変更前	・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や農機具の共同利用等による農業支援を行います。
変更後	・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や「農業経営基盤強化促進法」に基づく利用権設定による農地の貸し借りの推進等の農業支援を行います。

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

目標 5 (※平成 27 年度より変更)

変更前	平成 24 年度(2012 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。
変更後	平成 29 年度(2017 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

目標 6 (※平成 27 年度より変更)

変更前	平成 25 年度(2013 年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
変更後	保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

重点施策⑩ 自然環境の保全に向けた条例の制定(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前										
変更後										

重点施策⑰ 保全すべき地域の指定(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前	⑰保全すべき地域の指定	現況調査※	重点施策⑱の現況調査と同一							
		→ 地域指定に向けた詳細検討、土地所有者及び関係者間調整								→ 保全すべき地域の運用、周知
変更後	⑰保全すべき地域の指定	現況調査※	重点施策⑱の現況調査と同一			→ 現況調査※	重点施策⑱の現況調査と同一			
						→ 地域指定に向けた詳細検討、土地所有者及び関係者間調整				→ 保全すべき地域の運用、周知

重点施策⑱ 自然環境庁内会議の設置(※平成 27 年度より変更)

●重点施策名

変更前	自然環境庁内会議の設置
変更後	自然環境庁内会議の効果的な運用

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行うための会議体を設置します。 ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携できる体制を整備します。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行います。 ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携します。

施策の柱 2.2 生物多様性の保全方針の策定

目標 7 (※平成 27 年度より変更)

変更前	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成 24 年度(2012 年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。
変更後	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成 32 年度(2020 年度)までに策定し、市域の生物多様性の保全を推進していきます。

目標 8 (※平成 27 年度より変更)

変更前	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成 24 年度(2012 年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
変更後	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成 32 年度(2020 年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

重点施策⑩ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 (※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前										
変更後										

重点施策⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

変更前		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
	⑳生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成		ガイドラインの作成								ガイドラインの運用、周知
変更後		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
	⑳生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成							ガイドラインの作成と運用、周知			

テーマ3 資源循環型社会の構築

施策の柱 3.1 4Rの推進

目標 9 (※平成 25 年度より変更)

変更前	市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに603gにします。
変更後	市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。

重点施策② リデュース(ごみの排出を抑制する)(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。 ・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。 ・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。 ・必要に応じて可燃ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。 ・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。 ・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。 ・必要に応じて家庭ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。

重点施策⑳ リユース(繰り返し使う)(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。 ・リサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの情報を市内のリサイクル推進店情報に集約し、市民・事業者に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。 ・リサイクル推進店未認定のリサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの認定を促進し、認定店舗の情報を市民・事業者に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。

施策の柱 3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

目標 11 (※平成 24 年度より変更)

変更前	生産者直売施設の数と登録している農業者数を、平成 32 年度(2020 年度)までに 4 施設・60 人に増やします。
変更後	地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成 32 年度(2020 年度)までに 90 店舗にします。

目標 12 (※平成 26 年度より変更)

変更前	学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、平成 32 年度(2020 年度)までに 15 品目に増やします。
変更後	学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成 32 年度(2020 年度)まで 15 品目以上を維持します。

重点施策⑳ 地産地消の推進(※平成 27 年度より変更)

●概要

<p>変更前</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。 ・市内における地産地消の取り組みや方法等を市民や事業者によく紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。 ・関係機関と協力し、直売所などの生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充を進めます。
<p>変更後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の活性化、食の安全の確保を目的に、地域で採れたもの(資源)を地域で消費する「地産地消」(循環)を推進します。 ・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。 ・市内における地産地消の取り組みや方法等を市民や事業者によく紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。 ・関係機関と協力し、生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充をはじめ、生産者のニーズに合った販路の拡大に対する支援を進めます。

重点施策㉑ 環境に配慮した農業の普及促進(※平成 27 年度より変更)

●概要

<p>変更前</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。 ・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。 ・生物の生育・生息環境の確保や水質浄化の観点から効果的とされる水田の冬期湛水について、試験的な導入を視野に検討を行います。
<p>変更後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。 ・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。

テーマ 4 低炭素社会の構築

施策の柱 4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

目標 14 (※平成 26 年度より変更)

変更前	市域の CO ₂ 排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに約 524 千 t CO ₂ (平成 20 年度(2008 年度)の約 63%)にします。 ※平成 20 年度(2008 年度)は約 849 千 t CO ₂ となっています。
変更後	市域の CO ₂ 排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに約 1,165 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,456 千 t CO ₂)

(※平成 28 年度より変更)

変更前	市域の CO ₂ 排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに約 1,165 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,456 千 t CO ₂)
変更後	市域の CO ₂ 排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに約 1,492 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,866 千 t CO ₂)

※市域の CO₂排出量は毎年資源エネルギー庁が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」を用い算出していますが、平成 26 年度の公表分から統計データの各種の精度改善措置を講じることを理由に過去に遡って平成 2 年度から平成 25 年度までのデータが修正されたことを受け、当該年度の CO₂排出量を再計算し基準値及び目標値を変更しました。

なお、今回の変更にあたって基準値に対する目標値の削減率(20%)は変更しておらず、地球温暖化対策実行計画における CO₂排出削減目標の達成に向けた各種施策の方向性についてはこれまでと変わりありません。

目標 15 (※平成 27 年度より変更)

変更前	「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から 1 世帯・1 事業所あたりの CO ₂ 排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。
変更後	エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。

重点施策⑳ 情報発信・啓発活動の推進(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。 ・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。 ・市で導入した電気自動車等を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及に向けたインフラ整備を図ります。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。 ・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。 ・市で導入した電気自動車等を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及やインフラ整備、燃料電池自動車(水素自動車)等の普及を図ります。

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱 5.3 学校における環境教育の充実

重点施策㉑ 学校における取り組みの支援(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)(※)を導入・運用し学校生活での環境活動の実践と浸透のための仕組みを確立します。 ・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)を運用し学校生活での環境活動の充実を図ります。 ・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
環境審議会答申への対応と次年度の施策展開(平成30年度版)

平成31年(2019年)3月発行
発行部数100部
発行:茅ヶ崎市
編集:環境部環境政策課

〒253-8686
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電 話 0467(82)1111
FAX 0467(57)8388
メール kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp
ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード

